

神戸市立図書館

事業概要

令和4年度
(2022年度)

神戸市文化スポーツ局

中央図書館

目 次

1. 施設・サービスポイント（SP）一覧	2
2. 組織・事務分掌	4
3. 所蔵資料	6
4. 特別コレクション、各種コーナー	8
5. 利用実績	11
6. 令和3年度のサービス活動	15
7. 職員研修	19
8. 市民満足度調査	20
9. 神戸市電子図書館の本格実施	22
10. 新図書館の整備計画	23
11. 令和4年度の事業計画	26
12. コンピューターシステムと情報発信	28
13. 図書館協議会	30
14. 沿革	31
15. 各図書館、サービスポイント概要	36
16. その他の読書施設	51

【資料編】

1. 図書館、サービスポイント別利用実績の推移	53
2. 市民図書室一覧	54
3. 新型コロナウイルス対応の記録	55
4. 関係法	59
5. 条例、規則、要綱など	66
6. 館別統計諸表まとめ	94

1. 施設・サービスポイント (SP) 一覧

(1) 中央図書館、地域図書館 (12 館)

図書館名	所在地	電話・FAX 番号
中央図書館	〒650-0017 中央区楠町 7 丁目 2-1	Tel:371-3351 Fax:371-5046
東灘図書館	〒658-0052 東灘区住吉東町 2 丁目 3-40	Tel:858-8773 Fax:858-8776
灘図書館	〒657-0027 灘区永手町 4 丁目 2-1 (フォレスト六甲 2F)	Tel:854-5560 Fax:851-4041
三宮図書館 (KIITO 三宮図書館)	〒651-0082 中央区小野浜町 1-4 (デザ インクエイティブセンター神戸 2F)	Tel:321-5015 Fax:326-5614
兵庫図書館	〒652-0897 兵庫区駅南通 5 丁目 1-1 (キャナルタウンイースト 2F)	Tel:682-9501 Fax:682-9502
北図書館	〒651-1114 北区鈴蘭台西町 1 丁目 22-1 (北区文化センター2・3F)	Tel:592-7573 Fax:595-1297
北神図書館	〒651-1302 北区藤原台中町 1 丁目 2-2 (エコーリヲ南館 4F)	Tel:981-8210 Fax:981-8220
新長田図書館	〒653-0835 長田区細田町 7 丁目 1-27 (市営細田住宅 2F)	Tel:691-1600 Fax:691-2181
須磨図書館	〒654-0035 須磨区中島町 1 丁目 2-3 (須磨区文化センター1F)	Tel:735-7444 Fax:735-4313
名谷図書館	〒654-0154 須磨区中落合 2 丁目 2-4 (大丸須磨店 4F)	Tel:742-6560 Fax:742-6561
垂水図書館	〒655-0893 垂水区日向 1 丁目 5-1 (レバンテ垂水 2 番館 1F)	Tel:709-7712 Fax:709-7713
西図書館	〒651-2273 西区糀台 5 丁目 6-1 (西区文化センター1F)	Tel:991-8311 Fax:992-2583

(2) 自動車図書館巡回ステーション (42 か所)

※月に 1 回、曜日と時間を決めて巡回

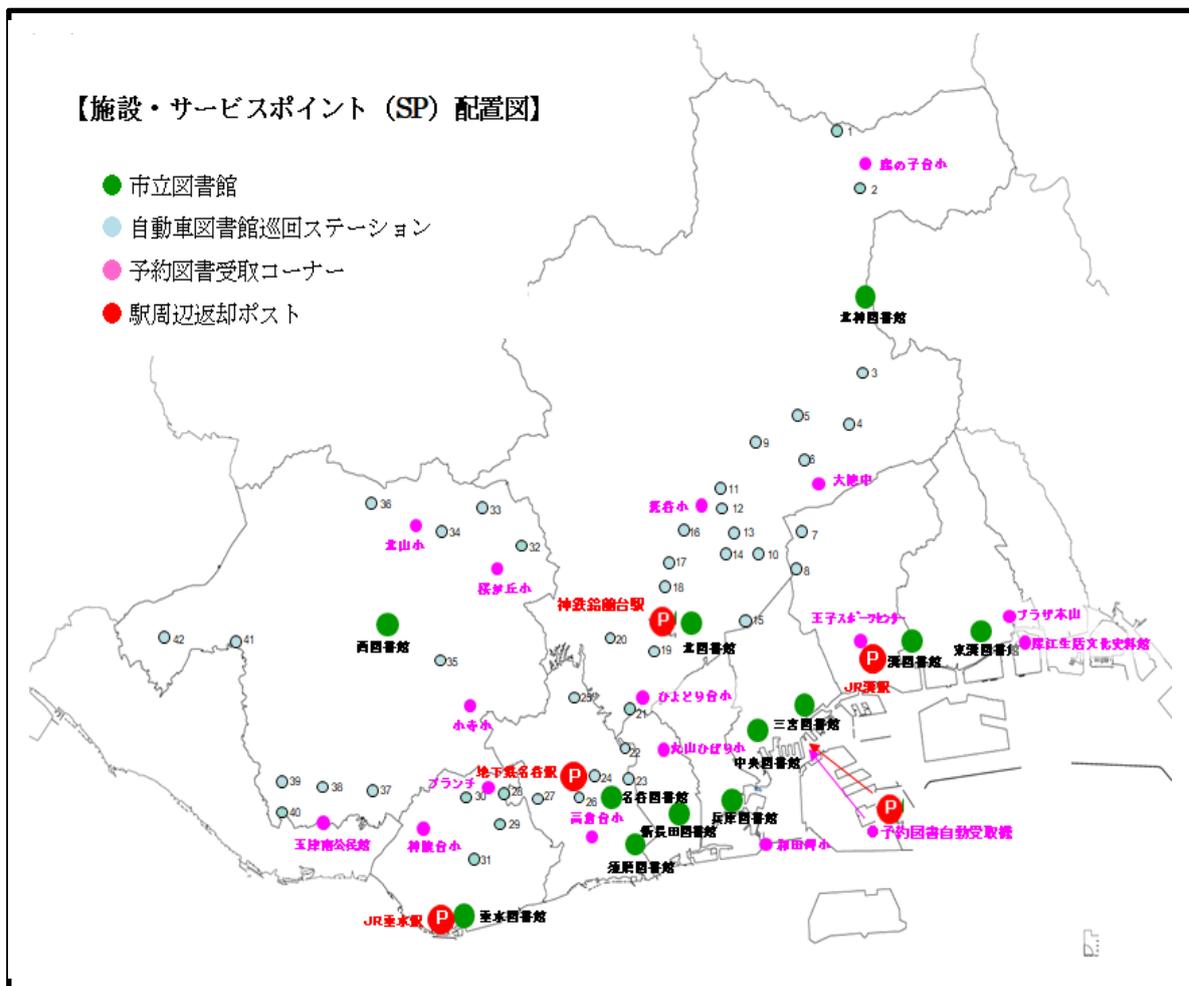
北区 (21 か所)		須磨区 (6 か所)	西区 (11 か所)
1. 菅生公園	12. 山田出張所	22. 若草町西公園	32. 桜が丘東町公園
2. 扇谷公園	13. 山の街北公園	23. 須磨緑が丘公園	33. 美穂が丘中公園
3. 唐櫃台駅前公園	14. 百合が丘公園	24. 清水谷公園	34. 富士見が丘中公園
4. 六甲が丘公園	15. 中里中公園	25. 白川高尾公園	35. 井吹台中公園
5. 大池見山台西公園	16. 日の峰中公園	26. 北須磨公園	36. 広野南公園
6. 幸陽台東公園	17. 桂木中公園	27. 名谷 1 団地 6 号棟	37. 高水公園
7. 鷺谷公園	18. 西畑公園	垂水区 (4 か所)	
8. つくしが丘公園	19. 君影町西公園	28. 小東山 3 丁目公園	38. 岡の下公園
9. 花山駅	20. 源治谷公園	29. 学が丘北公園	39. 王塚公園
10. 福田が辻公園	21. ひよどり台公園	30. 舞多聞まちづくり館	40. 蓮池公園
11. 大滝山公園		31. 本多聞公園	41. 九号池公園
			42. 竜が岡南公園

(3) 予約図書受取コーナー (17 か所)

※ネットワークサービスで予約申込を行った資料の受取や返却ができるコーナー

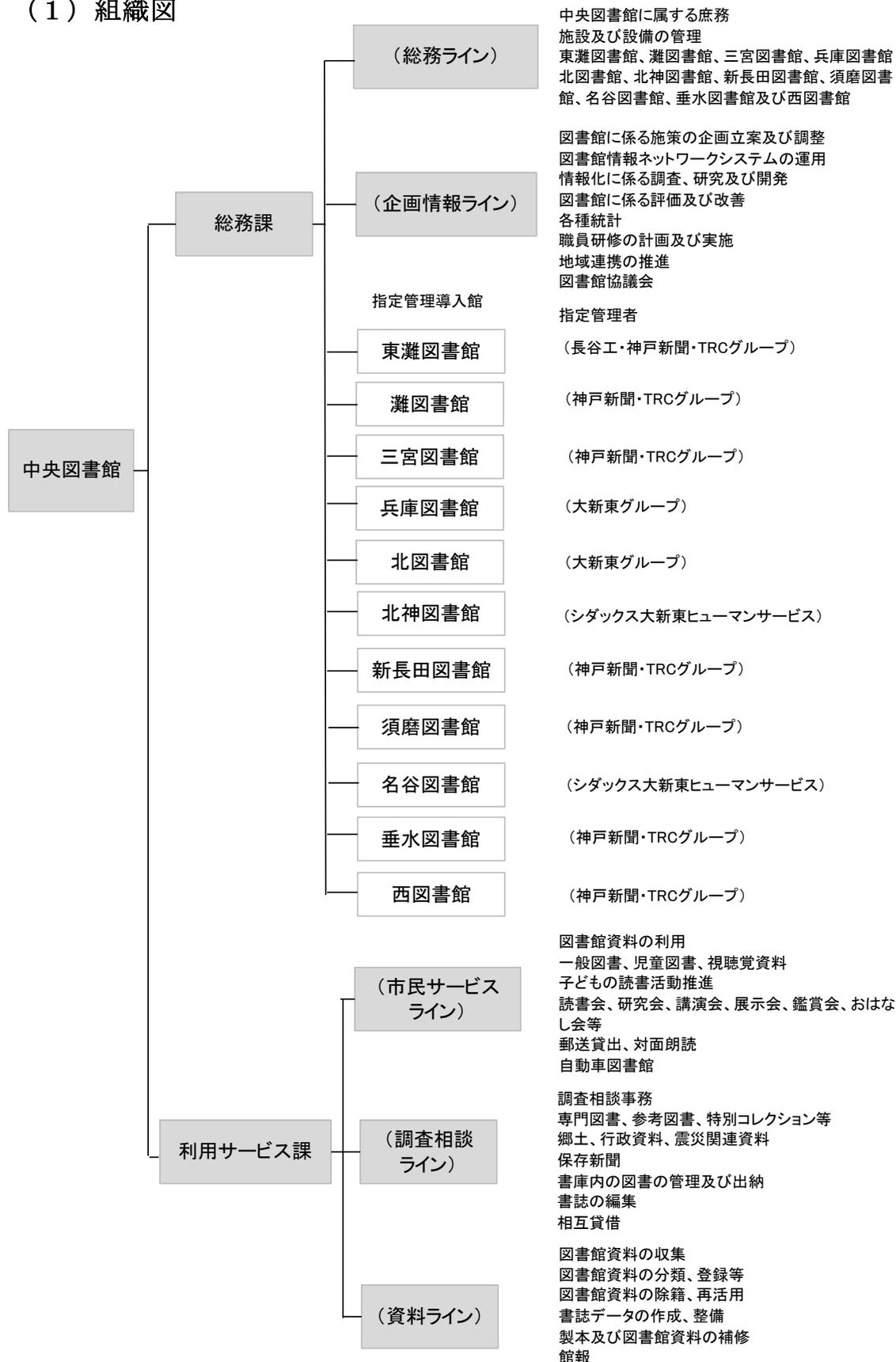
区	名称	開室曜日 (年末年始除く)	問合せ先
東灘区	プラザ本山市民図書室	火・水・土曜	東灘図書館
	*神戸深江生活文化史料館	土・日曜	
灘区	*王子スポーツセンター	木・土曜	灘図書館
中央区	*予約図書自動受取機 (三宮・花時計前駅)	全日	三宮図書館
兵庫区	和田岬小学校市民図書室	火・木・土曜	兵庫図書館
北区	ひよどり台小学校市民図書室	火・木・土・第1日曜	北図書館
	箕谷小学校市民図書室	火・木・金・日曜	
	鹿の子台小学校市民図書室	火・金・日曜	北神図書館
	大池中学校市民図書室	木・土・日曜(第4日曜除く)	
長田区	丸山ひばり小学校市民図書室	火・金・土曜	新長田図書館
須磨区	高倉台小学校市民図書室	火・木・土曜・第2、第4日曜	須磨図書館
垂水区	神陵台小学校市民図書室	火・木・日曜	垂水図書館
	*BRANCH 神戸学園都市	火・木・金・土・日曜	
西区	小寺小学校市民図書室	火・木・土曜	西図書館
	桜が丘小学校市民図書室	火・土・日曜	
	北山小学校市民図書室	火・木・第3土曜・日曜	
	*玉津南公民館図書コーナー	木・土曜	

市民図書室 12 か所 市民図書室以外に開設されたコーナー5 か所 (*印)



2. 組織・事務分掌

(1) 組織図



(2) 職員配置

①中央図書館（神戸市職員、派遣・業務委託等）

（令和4年4月現在）

	現職				再任用	会計年度任用職員	小計	派遣・業務委託等	合計
	局長級	課長級	係長級	担当者					
中央図書館長					1		1		1
総務課		2(2)					2(2)		2(2)
総務ライン			1	3	1	2	7		7
	企画情報ライン		2(2)	4(4)		1	7(6)		7(6)
	小計		2(2)	3(2)	7(4)	2	3	17(8)	17(8)
利用サービス課		1(1)					1(1)	7	8(1)
市民サービスライン			1(1)	6(6)	1	1	9(7)	15	24(7)
	自動車図書館							3(2)	3(2)
	調査相談ライン			1(1)	9(9)	4(2)	3	17(12)	17(12)
	資料ライン			1(1)	7(7)		1	9(8)	9(8)
	小計		1(1)	3(3)	22(22)	5(2)	5	36(28)	25(2)
合計		3(3)	6(5)	29(26)	7(2)	8	53(36)	25(2)	78(38)

※表中（ ）は司書及び学芸員有資格者（調査相談ライン担当）で内数。欠員1名、育児休業中1名を除く。

※総務課課長級は総務課長と担当課長、担当係長は5名（うち2名は再任用と会計年度任用職員）

※調査相談ラインの再任用1は、文化交流課と兼務

②地域図書館（指定管理者）

（令和4年5月1日現在）

館名	館長	館長補佐	窓口責任者		フルタイムスタッフ	パートタイムスタッフ	その他 (返本書架整理)	合計
			正	副				
東灘図書館	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	11(10)	4(3)	2(0)	22(18)
灘図書館	1(0)	1(1)	1(1)	1(1)	10(10)	3(3)	2(0)	19(16)
三宮図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	13(10)	3(3)	2(0)	22(17)
兵庫図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	4(3)	6(6)	1(0)	15(13)
北図書館	1(0)	1(1)	1(1)	1(1)	3(3)	7(7)	0	14(13)
北神図書館	1(0)	1(1)	1(1)	1(1)	4(4)	8(8)	0	16(15)
新長田図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	5(5)	6(6)	1(0)	16(15)
須磨図書館	1(0)	1(1)	1(1)	1(1)	7(7)	3(2)	1(0)	15(12)
名谷図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	6(6)	11(10)	1(1)	22(21)
垂水図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	8(8)	4(4)	2(0)	18(16)
西図書館	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	11(11)	5(4)	1(1)	21(20)
合計	11(7)	11(11)	11(11)	12(12)	82(77)	60(56)	13(2)	200(176)

※（ ）は司書及び司書補。フルタイムスタッフは週平均実働35時間以上勤務の者（休職中含む）

③文化スポーツ局文化交流課 ※兼務発令

④教育委員会事務局教科指導課学校図書係

担当者(再任用)	1(1)		
係長(再任用)	1(1)	担当者	1(1)

3. 所蔵資料

(1) 図書・雑誌

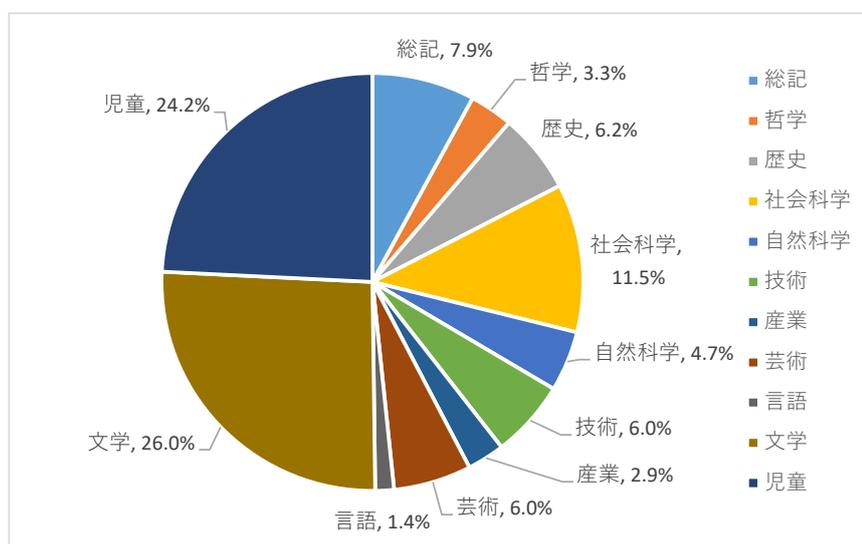
(令和3年度末、単位：冊)

	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	合計
0 総記	109,894	1,080	5,262	5,288	5,416	5,196	3,030	4,235	4,683	4,654	1,217	3,747	3,488	157,190
1 哲学	38,468	824	3,693	3,051	2,391	2,401	1,874	2,313	2,366	1,781	1,646	2,307	3,028	66,143
2 歴史	75,830	1,470	5,808	5,228	3,752	4,048	3,819	4,768	4,646	3,837	2,110	3,418	4,433	123,167
3 社会科学	147,764	2,023	8,988	8,145	7,999	7,235	5,812	8,000	7,193	5,349	5,035	6,954	8,549	229,046
4 自然科学	45,020	1,656	5,063	3,991	3,357	4,565	3,230	5,077	3,830	3,947	4,359	3,979	4,961	93,035
5 技術	51,190	6,900	8,365	6,025	4,254	4,873	3,736	8,080	5,110	4,707	2,432	6,247	6,882	118,801
6 産業	37,823	687	2,166	1,669	1,581	1,576	1,291	2,304	1,519	1,351	1,077	1,680	2,695	57,419
7 芸術	60,106	1,586	6,654	5,774	3,754	5,857	5,061	6,835	5,481	4,747	2,573	4,355	6,090	118,873
8 言語	15,321	262	1,611	1,099	1,178	1,113	1,086	1,349	1,473	972	711	953	1,373	28,501
9 文学	197,673	18,994	38,753	24,926	23,254	31,615	26,741	34,897	27,342	26,574	12,242	20,869	34,119	517,999
小計(一般)	779,089	35,482	86,363	65,196	56,936	68,479	55,680	77,858	63,643	57,919	33,402	54,509	75,618	1,510,174
児童	116,860	22,421	46,472	31,799	20,083	35,572	30,485	44,699	30,208	27,679	16,559	27,839	31,902	482,578
特別コレクション	70,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,000
保存雑誌	63,810	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	63,810
合計	1,029,759	57,903	132,835	96,995	77,019	104,051	86,165	122,557	93,851	85,598	49,961	82,348	107,520	2,126,562

※特別コレクションは、松本海事文庫、吉川文庫、青丘文庫の合計（概数）

【分野別蔵書構成】

※特別コレクション、
保存雑誌を除く



(2) マイクロフィルム・視聴覚資料

(令和3年度末、単位：点)

	マイクロフィルム	レコード	スライド	カセットテープ	ビデオテープ	16mmフィルム	CD	ID・DVD	CD-ROM	合計
中央	9,672	2,633	577	1,275	25	3	4,151	7,058	586	25,980
灘	0	0	0	0	39	0	1,482	6,599	0	8,120
合計	9,672	2,633	577	1,275	64	3	5,633	13,657	586	34,100

(3) 各館蔵書冊数の推移

(各年度末、単位：冊)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央	一般書	893,056	902,249	911,880	913,081	912,899
	児童書	114,018	118,044	118,096	117,036	116,860
	計	1,007,074	1,020,293	1,029,976	1,030,117	1,029,759
自動車	一般書	36,504	37,052	35,318	36,104	35,482
	児童書	24,181	24,436	21,365	21,954	22,421
	計	60,685	61,488	56,683	58,058	57,903
東灘	一般書	89,318	92,289	91,705	86,915	86,363
	児童書	45,716	46,509	47,699	46,879	46,472
	計	135,034	138,798	139,404	133,794	132,835
灘	一般書	68,553	68,442	67,629	63,924	65,196
	児童書	31,042	31,632	31,921	31,440	31,799
	計	99,595	100,074	99,550	95,364	96,995
三宮	一般書	64,938	64,453	61,999	59,580	56,936
	児童書	20,554	20,019	20,726	20,578	20,083
	計	85,492	84,472	82,725	80,158	77,019
兵庫	一般書	69,199	70,433	69,332	69,823	68,479
	児童書	34,299	35,313	35,710	35,969	35,572
	計	103,498	105,746	105,042	105,792	104,051
北	一般書	57,775	58,770	58,017	57,098	55,680
	児童書	31,093	31,547	30,968	30,808	30,485
	計	88,868	90,317	88,985	87,906	86,165
北神	一般書	64,565	81,115	78,558	78,261	77,858
	児童書	39,545	46,145	45,603	45,188	44,699
	計	104,110	127,260	124,161	123,449	122,557
新長田	一般書	67,719	69,052	68,113	64,914	63,643
	児童書	30,289	30,635	30,406	30,096	30,208
	計	98,008	99,687	98,519	95,010	93,851
須磨	一般書	56,332	57,962	58,632	58,874	57,919
	児童書	25,958	26,641	26,834	27,476	27,679
	計	82,290	84,603	85,466	86,350	85,598
名谷	一般書				29,433	33,402
	児童書				14,029	16,559
	計				43,462	49,961
垂水	一般書	68,405	66,070	60,350	56,312	54,509
	児童書	31,102	31,723	30,738	27,858	27,839
	計	99,507	97,793	91,088	84,170	82,348
西	一般書	75,842	74,453	74,860	74,971	75,618
	児童書	31,353	31,723	31,661	31,303	31,902
	計	107,195	106,176	106,521	106,274	107,520
合計	一般書	1,612,206	1,642,340	1,636,393	1,649,290	1,643,984
	児童書	459,150	474,367	471,727	480,614	482,578
	合計	2,071,356	2,116,707	2,108,120	2,129,904	2,126,562

(4) 資料費予算額の推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常予算	155,829	187,550	134,379	134,379	100,000
図書	133,070	165,191	109,620	107,920	73,950
雑誌	17,659	17,659	18,659	20,859	20,850
視聴覚,マイク他	5,100	4,700	6,100	5,600	5,200
臨時及び補正予算	70,000※1	202,500※2	100,000※3	—	26,000※4
合計	225,829	390,050	234,379	134,379	126,000

※1 北神図書館の拡張移転費用を含む

※2 新設の名谷図書館と西図書館拡張費用を含み全額繰越

※3 西図書館拡張費用を含み全額繰越

※4 三宮図書館移転、垂水図書館拡張費用を含む

4. 特別コレクション、各種コーナー

(1) 神戸ふるさと文庫

神戸ふるさと文庫は、市制 100 周年を記念して、神戸のまちのルーツを探り神戸っ子のアイデンティティを再発見する場とするために、平成元年度に、国からのふるさと創生基金 1 億円を基礎に市費 1 億円を加え、総額 2 億円をかけて 1 号館 2 階に設置したものである（平成 2 年 4 月開設）。

神戸を舞台とする文芸作品をはじめ、神戸ゆかりの人の著作や伝記、神戸の歴史・自然など、神戸に関するあらゆる資料を収集・展示している。閲覧利用のみ。

・資料数 約 22,000 冊（1.17 文庫含む）

※1 号館 1 階の神戸ふるさと文庫コーナーには、貸出用として約 900 冊配架



(2) 阪神・淡路大震災関連資料（1.17 文庫）

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災に関する図書・雑誌・地図・視聴覚資料・CD-ROM 等、4 千点近い資料を所蔵。（神戸ふるさと文庫内に設置）

内容は、新聞社等発行の震災関連新聞記事縮刷版・雑誌の震災特集号・被災地の航空写真・震災に関する調査報告・体験記・神戸市発行の地震関連広報紙など多岐にわたる。閲覧利用のみ。

また「震災関連資料室」（2 号館 3 階）でも関連資料の展示を行っている。



(3) 松本海事文庫（特別コレクション）

本市在住であった、元新日本汽船社長で『海運経営と運賃の研究』の著者でもある故松本一郎氏が長年にわたり収集してきた港湾・海運・貿易を中心にした洋書を含む広範な資料。広く海事を研究する人に役立てたいという意向から、中央図書館に寄贈された。

・資料数 約 16,000 冊（1 号館地下書庫に収蔵）

・受贈時期 昭和 51 年度 ～ 昭和 63 年度

(4) 吉川文庫（特別コレクション）

本市出身で著名な中国文学者、故吉川幸次郎博士が長年にわたり収集してきた文学、哲学、史学を中心とするいわゆる手沢本の集書。現在では入手不可能な清朝期の原刊本も多く、特に文学・経学の部門では国内屈指の集書といえることができる。

・資料数 約 24,000 冊（1 号館地下書庫に収蔵）

・受贈時期 昭和 58 年 1 月

(5) 青丘文庫 (特別コレクション)

現在の大韓民国済州島出身で本市在住であった故韓哲曦(ハソッキ)博士収集の朝鮮史関係資料のコレクション。政治、思想、民族運動、社会経済、在日朝鮮人の5分野に分け系統的に収集されており、「国内最大級のコレクション」との評価を得ている。

「青丘」とは中国書「續山東考古録」の「青丘國、海東三百里ニ在リ」から名づけられた朝鮮半島の雅称。

- ・資料数 約30,000冊
(2号館4階 特別コレクション室に収蔵)
- ・受贈時期 平成8年10月



(6) 神戸キワニスこども文庫

設立35周年を記念して国際交流に役立てたいという意向から、神戸キワニスクラブから外国語絵本と書架の寄贈を受け、中央図書館1階児童コーナーに開設した。現在も海外のキワニスクラブの協力も得て寄贈が継続しており、市民にも多く利用されている。

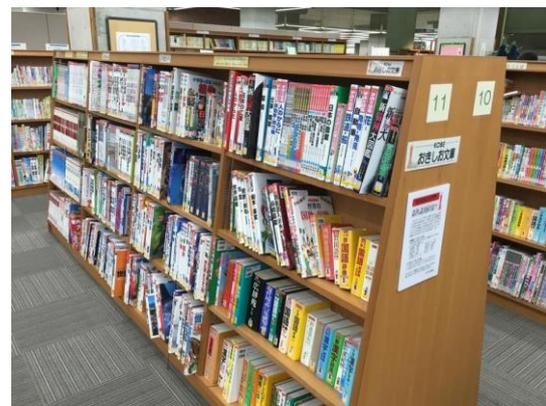
- ・資料数 約1,300冊
- ・受贈時期 平成17年12月～



(7) 神戸おきしお文庫

平成23年10月に、東灘区在住だった故置塩壽(おきしおじゅ)氏からいただいた寄附を原資とした「神戸市置塩こども育成基金」を活用し、平成24年度に中央図書館、地域図書館に「おきしお文庫」を開設した。学校の蔵書だけでは十分に対応できない総合学習支援用図書や教科内容に沿って必要とされ、学校から団体貸出の依頼がある関連図書を中心に収集している。また、各館のコーナーに特色を持たせるため地域図書館には以下のテーマを設定した。(臨時予算は平成28年度まで)

館名	テーマ(教科)
東灘図書館	国際理解(総合) ※H.25 開設
灘図書館	防災・安全(生活)
三宮図書館	産業・仕事(社会)
兵庫図書館	命・健康(生活)
北図書館	日本(昭和)の暮らし(社会)
北神図書館	福祉・ボランティア(総合)
新長田図書館	歴史・地理(社会)
須磨図書館	自然科学(理科)
垂水図書館	生きもの(理科)
西図書館	環境・エコ(生活)



(8) 藤田レコードコレクション

音楽評論家・音楽研究者の故藤田光彦氏が、収集したSPレコードのコレクションを寄贈された。音源はカセットテープに録音して貸出。

- ・資料数 約4,500枚(1号館地下書庫に収蔵)
- ・受贈時期 昭和58年11月

(9) 貴重資料デジタルアーカイブズ

神戸市立図書館は、創設時に和船史の研究者でもあった桃木武平（ももきぶへい）氏が自邸に公開していた桃木書院図書館から寄贈された絵図、道中図、写真、古文書など約2,000点の貴重資料を所蔵している。

平成18年度に文部科学省の委託事業として、所蔵する貴重資料の一部をデジタル化し、そのコンテンツを「神戸市立図書館デジタルアーカイブズ」として館内の専用端末により来館者に公開し、ホームページでの公開も行っている。



- ・収録点数 77種 576点

- ・主な収録資料 「神戸市大水害絵巻物・スケッチ・写真」、「神戸覧古」、「海瀬舟行図」など

(10) 『神戸又新(ゆうしん)日報』のデジタル化

神戸大学大学院人文学研究科が文部科学省の採択を受け、兵庫県下の歴史資料の市民利用の推進を目的に挙げた「地域歴史遺産保全活用教育研究を基軸とした地域歴史文化育成支援拠点の整備」事業の一つとして、『神戸又新日報』を所蔵する神戸市立中央図書館との連携により、マイクロフィルムからデジタル化を行った。

平成25年6月から、当館「神戸ふるさと文庫」内と神戸大学附属図書館人文科学図書館で公開している。兵庫県下全般の街の移り変わりや市民生活など地域の近代化の過程を見るうえで欠かすことのできない貴重な資料であり、全国的にも地方新聞のデジタル化は珍しく、残存する『神戸又新日報』のほぼすべてがデジタル化されるのは初めてのこと。

※マイクロフィルムも引き続き利用可能

(11) 神戸賀川サッカー文庫

平成26年4月20日、賀川浩氏（神戸市出身、元サンケイスポーツ編集局長）が所蔵するサッカー関連図書・雑誌など（約5,000点）を神戸市が受託して、中央図書館内に「神戸賀川サッカー文庫」を開設した。

神戸市は日本サッカー発祥地の一つであり、2002年のワールドカップで試合が行われた街である。また、賀川氏がブラジルワールドカップを取材したことや、FIFA会長賞を受賞したことからマスコミ等で文庫が取上げられることも多く、“サッカーの街神戸”からの情報発信を行っている。

平成27年10月からは、賀川氏を囲んでサッカーを語り合う、「賀川サッカーサロン」も開催している。
※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策により休止

- ・開設場所 中央図書館1号館2階
- ・開室時間 9:15～17:00（中央図書館開館日）
- ・利用方法 館内閲覧、複写



5. 利用実績

(1) 令和3年度の実績

① 個人貸出

	開館日数	登録者数(人)				入館者数(人)		
		一般	児童	合計	うち新規	一般	児童	合計
中央	292	58,014	4,055	62,069	4,979	387,912	45,018	432,930
自動車	179	3,377	581	3,958	1,094	15,467	2,520	17,987
東灘	303	54,082	6,897	60,979	5,040	396,231	71,186	467,417
灘	301	38,479	5,418	43,897	3,844	301,559	46,716	348,275
三宮	303	42,323	1,830	44,153	3,739	331,695	24,536	356,231
兵庫	303	17,959	1,416	19,375	1,622	184,572	14,574	199,146
北	303	14,610	1,803	16,413	1,137	129,701	12,965	142,667
北神	303	23,951	3,238	27,189	2,893	258,145	34,617	292,762
新長田	303	14,298	2,018	16,316	1,320	138,994	13,303	152,297
須磨	303	14,586	2,595	17,181	1,460	129,078	24,376	153,454
名谷	309	15,111	2,188	17,299	13,066	349,504	51,303	400,807
垂水	303	38,408	4,918	43,326	3,825	316,059	37,579	353,638
西	303	36,274	4,476	40,750	2,967	318,137	33,411	351,548
SP	—	672	131	803	53	—	—	—
合計	3,808	372,144	41,564	413,708	46,874	3,257,217	412,133	3,669,351
令和2年度	3,062	369,923	42,102	412,025	34,086	2,711,925	318,726	3,030,651
前年度比	124.4%	144.6%	149.3%	145.0%	137.5%	120.1%	129.3%	121.1%

※令和2年度は、4/9～5/28 新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館(43日間)

	貸出者数(人)			貸出冊数(冊)			予約関連(冊)	
	一般	児童	合計	一般	児童	合計	予約貸出	他館取寄
中央	179,867	23,121	202,988	498,099	205,321	703,420	100,786	60,139
自動車	15,467	2,520	17,987	59,814	21,641	81,455	11,553	6,538
東灘	252,081	45,220	297,301	575,346	394,326	969,672	295,525	243,754
灘	197,346	30,537	227,883	448,415	254,885	703,300	222,379	187,450
三宮	172,313	12,735	185,048	356,400	119,072	475,472	186,150	148,139
兵庫	91,690	7,242	98,932	212,891	71,101	283,992	78,590	65,879
北	71,548	7,121	78,669	187,296	71,838	259,134	69,701	59,396
北神	123,417	16,485	139,902	317,679	173,438	491,117	92,565	77,213
新長田	65,984	6,320	72,304	168,223	59,374	227,597	63,266	52,776
須磨	77,908	14,686	92,594	198,749	123,052	321,801	74,672	62,758
名谷	166,110	24,096	190,206	347,236	211,617	558,853	96,388	81,622
垂水	181,015	21,482	202,497	422,289	191,769	614,058	184,415	158,723
西	213,400	22,384	235,784	519,569	209,450	729,019	244,528	182,108
SP	79,242	9,364	88,606	112,513	56,359	168,872	160,282	160,064
合計	1,887,388	243,313	2,130,701	4,424,519	2,163,243	6,587,762	1,880,800	1,546,559
令和2年度	1,533,898	183,074	1,716,972	3,721,633	1,641,709	5,363,342	1,577,677	1,313,323
前年度比	123.0%	132.9%	124.1%	118.9%	131.8%	122.8%	119.2%	117.8%

※SP(サービスポイント)は予約図書受取コーナー

② 団体貸出

	中央	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	合計
利用団体数	72	43	31	19	23	27	38	32	22	4	43	42	396
貸出件数	505	525	607	234	578	717	426	811	677	369	690	505	6,644
貸出冊数	7,651	4,633	6,837	1,557	10,947	7,514	3,764	14,538	5,685	2,743	4,630	5,375	75,874

※中央図書館は北須磨文化センター図書室支援を含む

③ ネットワークサービス (K-lib ネット) 関連

OPAC アクセス件数 (件)			
年 度	館内 OPAC	Web-OPAC	合計
令和3年度	3,285,149	15,039,203	18,324,352
令和2年度	2,616,947	15,200,885	17,817,832
前年度比	125.5%	98.9%	102.8%

ネットワークサービス申込者数 (有効パスワード数) (件)			
令和2年度末	新規申込み	令和3年度末	前年度比
227,990	27,368	243,142	106.6%

予約申込み受付件数 (冊)				
申込方法	Web-OPAC	館内 OPAC	予約カード	合計
件数	1,704,158	60,757	232,393	1,997,308
構成比	85.32%	3.04%	11.64%	100.0%

返却期限延長申込み受付 (冊)					
申込方法	K-lib ネット	窓口・電話	合計	前年度	前年度比
冊数	589,890	28,007	617,897	475,821	129.9%

④ 中央図書館レファレンス受付件数 ()は国立国会図書館レファレンス協同登録件数(内数)

受付方法別 (のべ人数)					
	カウンター	電話	文書・FAX	電子メール	合 計
調査相談係	4,910	2,847	31	142	7,930 (56)
市民サービス係	5,878	—	—	—	5,878
計	10,788	2,847	31	142	13,808 (56)

調査・相談内容別 (件)					
	所蔵調査	資料調査	利用案内	その他	合 計
調査相談係	5,303	1,775	4,097	448	11,623
市民サービス係	5,878	—	—	—	5,878
計	11,181	1,775	4,097	448	17,501

⑤ 相互貸借

相互貸借利用状況 (冊)							
《貸出》	国会図書館	県立図書館	他公共図書館	大学図書館等	合 計		
中央図書館	—	6	239	39	(36)	284	
地域図書館	—	2	72	16	(13)	90	
合 計	—	8	311	55	(49)	374	
《借入》	国会図書館	県立図書館	他公共図書館	大学図書館等	合 計		
中央図書館	369	(366)	119	32	47	(45)	567
地域図書館	—	—	889	189	334	(316)	1,412
合 計	369	(366)	1008	221	381	(361)	1,979

※大学図書館等の () 内は神戸市外国語大学との相互貸借冊数 (内数)

※《借入》国会図書館の () 内は国会図書館デジタル送信サービス利用冊数 (内数)

⑥ その他

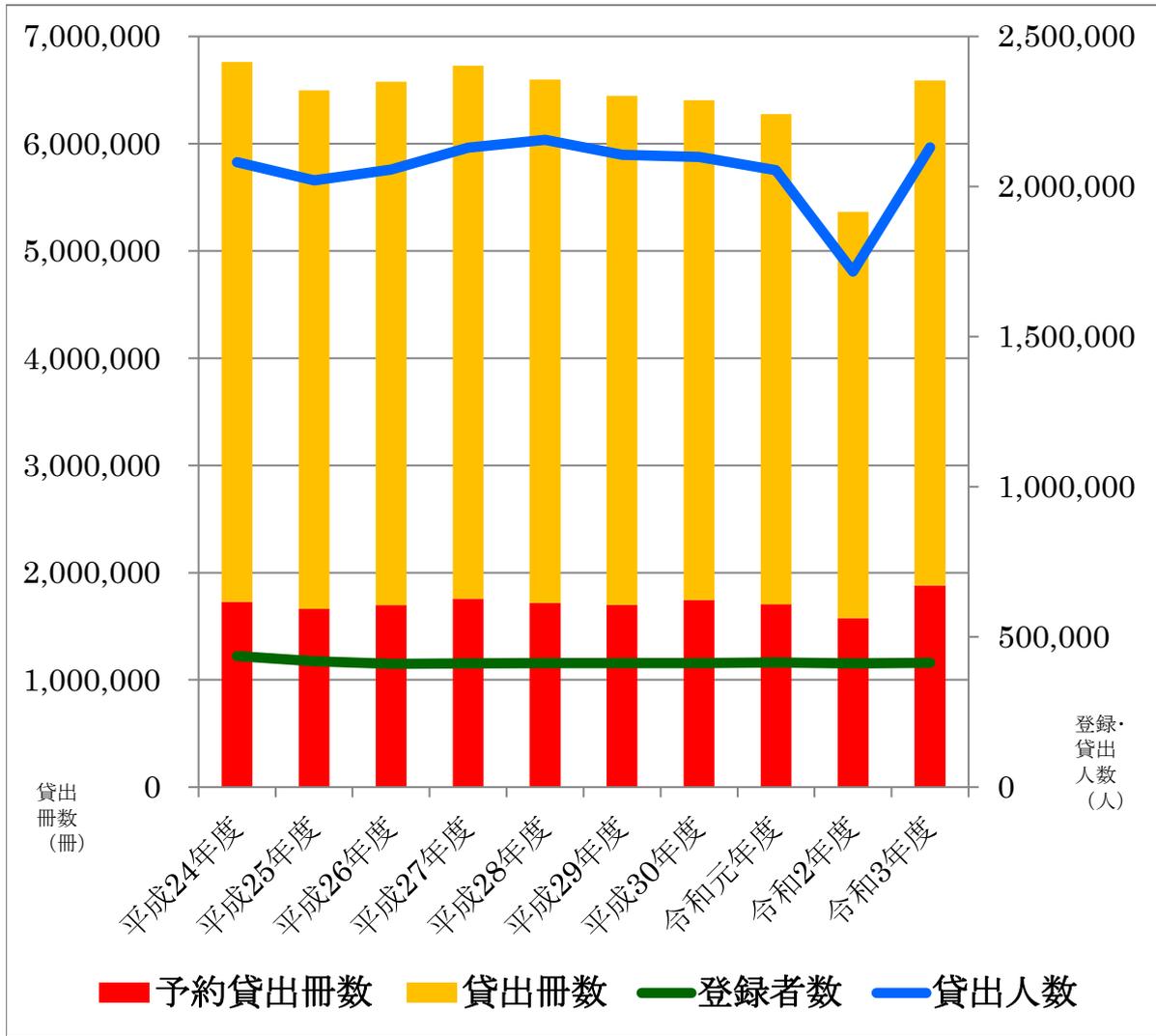
視聴覚資料利用人員 (人)						
	レコード	カセットテープ	CD	DVD	ビデオテープ	合 計
中央図書館	19	2	38	2,356	—	2,415
灘図書館	—	—	0	113	0	113
合 計	19	2	38	2,469	0	2,528

郵送貸出			
	登録者数	貸出件数	貸出冊数
中央図書館	49	154	351

対面朗読		
実 施 館	延利用人数	延利用時間
中央図書館	1	2
新長田図書館	15	30
合 計	16	32

(2) 利用実績の推移

① 最近10年間の推移



		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録者数 (人)	一般	369,447	375,741	370,543	369,923	372,144
		89.4%	91.0%	89.2%	89.8%	90.0%
	児童	43,903	37,128	44,788	42,102	41,564
		10.6%	9.0%	10.8%	10.2%	10.0%
	合計	413,350	412,869	415,331	412,025	413,708
貸出人数 (人)	一般	1,883,534	1,876,158	1,830,898	1,533,898	1,887,388
		89.4%	89.4%	89.1%	89.3%	88.6%
	児童	222,459	222,916	223,462	183,074	243,313
		10.6%	10.6%	10.9%	10.7%	11.4%
	合計	2,105,993	2,099,074	2,054,360	1,716,972	2,130,701
貸出冊数 (冊)	一般	4,584,273	4,547,397	4,423,722	3,721,633	4,424,519
		71.1%	71.0%	70.5%	69.4%	67.2%
	児童	1,861,644	1,857,397	1,851,833	1,641,709	2,163,243
		28.9%	29.0%	29.5%	30.6%	32.8%
	合計	6,445,917	6,404,794	6,275,555	5,363,342	6,587,762
予約貸出冊数		1,701,126	1,747,178	1,706,905	1,577,677	1,880,800

(3) 分類別貸出冊数

①貸出総数

	中央	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	SP	計
総記	10,301	9,182	6,790	6,170	4,799	2,857	5,136	2,788	3,144	6,156	7,138	9,831	2,808	77,100
	1.5%	0.9%	1.0%	1.3%	1.7%	1.1%	1.0%	1.2%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.7%	1.2%
哲学	25,704	26,168	23,101	20,013	9,681	8,436	15,141	7,446	9,111	19,835	19,600	19,858	7,041	211,135
	3.7%	2.7%	3.3%	4.2%	3.4%	3.3%	3.1%	3.3%	2.8%	3.5%	3.2%	2.7%	4.2%	3.2%
歴史	29,205	27,994	21,932	16,346	8,967	9,616	16,544	8,673	9,909	18,121	19,453	25,794	4,824	217,378
	4.2%	2.9%	3.1%	3.4%	3.2%	3.7%	3.4%	3.8%	3.1%	3.2%	3.2%	3.5%	2.9%	3.3%
社会科学	51,572	49,468	41,066	37,764	18,281	13,727	25,505	12,012	14,650	31,331	32,944	39,297	13,927	381,544
	7.3%	5.1%	5.8%	7.9%	6.4%	5.3%	5.2%	5.3%	4.6%	5.6%	5.4%	5.4%	8.2%	5.8%
自然科学	30,890	33,947	27,979	20,553	11,989	11,580	20,772	10,226	12,831	27,540	24,071	33,535	9,020	274,933
	4.4%	3.5%	4.0%	4.3%	4.2%	4.5%	4.2%	4.5%	4.0%	4.9%	3.9%	4.6%	5.3%	4.2%
技術	45,831	64,876	50,993	31,883	19,499	18,199	41,346	15,780	23,029	29,099	46,002	51,231	13,666	451,434
	6.5%	6.7%	7.3%	6.7%	6.9%	7.0%	8.4%	6.9%	7.2%	5.2%	7.5%	7.0%	8.1%	6.9%
産業	12,599	11,083	8,284	7,615	3,577	4,344	8,519	3,309	4,773	6,718	8,377	10,671	3,174	93,043
	1.8%	1.1%	1.2%	1.6%	1.3%	1.7%	1.7%	1.5%	1.5%	1.2%	1.4%	1.5%	1.9%	1.4%
芸術	40,779	38,322	28,882	21,991	12,634	11,185	20,201	10,851	14,046	20,723	24,540	33,278	9,580	287,012
	5.8%	4.0%	4.1%	4.6%	4.4%	4.3%	4.1%	4.8%	4.4%	3.7%	4.0%	4.6%	5.7%	4.4%
言語	10,624	8,269	6,029	5,759	2,437	1,547	3,845	2,243	2,391	5,907	4,598	5,701	1,888	61,238
	1.5%	0.9%	0.9%	1.2%	0.9%	0.6%	0.8%	1.0%	0.7%	1.1%	0.7%	0.8%	1.1%	0.9%
文学	12,994	11,194	8,190	7,173	3,116	3,365	5,583	3,009	2,984	6,504	6,591	8,397	2,121	81,221
	1.8%	1.2%	1.2%	1.5%	1.1%	1.3%	1.1%	1.3%	0.9%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	1.2%
文庫・新書	106,735	139,068	111,286	98,495	63,345	42,478	77,389	45,140	48,937	103,295	121,923	144,511	21,478	1,124,080
	15.2%	14.3%	15.8%	20.7%	22.3%	16.4%	15.8%	19.8%	15.2%	18.5%	19.9%	19.8%	12.7%	17.1%
小説・エッセイ	105,308	125,500	92,359	69,269	46,962	50,432	65,364	38,345	41,163	65,709	90,689	109,533	16,425	917,058
	15.0%	12.9%	13.1%	14.6%	16.5%	19.5%	13.3%	16.8%	12.8%	11.8%	14.8%	15.0%	9.7%	13.9%
ふるさと	2,982	3,440	3,226	2,697	223	1,466	1,989	1,480	1,889	1,312	2,562	3,558	565	27,389
	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.1%	0.6%	0.4%	0.7%	0.6%	0.2%	0.4%	0.5%	0.3%	0.4%
雑誌	11,462	28,890	18,637	14,254	8,094	10,031	12,699	7,827	11,425	6,810	17,338	24,921	5,642	178,030
	1.6%	3.0%	2.6%	3.0%	2.9%	3.9%	2.6%	3.4%	3.6%	1.2%	2.8%	3.4%	3.3%	2.7%
その他	2,430	268	1,014	155	252	74	401	48	49	108	94	142	222	5,257
	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
一般書計	497,194	577,668	449,755	360,137	213,838	189,334	320,434	169,177	200,326	349,121	425,920	520,258	112,381	4,385,543
	70.7%	59.6%	63.9%	75.7%	75.3%	73.1%	65.2%	74.3%	62.3%	62.5%	69.4%	71.4%	66.5%	66.6%
主題	62,293	103,241	64,481	26,264	19,206	18,832	49,861	15,108	34,215	40,384	47,975	50,668	14,563	547,091
	8.9%	10.6%	9.2%	5.5%	6.8%	7.3%	10.2%	6.6%	10.6%	7.2%	7.8%	7.0%	8.6%	8.3%
読み物	46,826	103,799	70,583	28,189	15,439	13,754	39,163	13,840	27,045	52,876	47,459	50,108	13,933	523,014
	6.7%	10.7%	10.0%	5.9%	5.4%	5.3%	8.0%	6.1%	8.4%	9.5%	7.7%	6.9%	8.3%	7.9%
絵本	93,055	179,382	116,445	59,937	34,917	36,533	79,695	28,560	59,161	114,130	89,562	104,668	27,711	1,023,756
	13.2%	18.5%	16.6%	12.6%	12.3%	14.1%	16.2%	12.5%	18.4%	20.4%	14.6%	14.4%	16.4%	15.5%
紙芝居	1,830	5,581	2,023	945	574	678	1,964	912	1,049	2,295	3,142	3,317	284	24,594
	0.3%	0.6%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.2%	0.4%
児童書計	204,004	392,003	253,532	115,335	70,136	69,797	170,683	58,420	121,470	209,685	188,138	208,761	56,491	2,118,455
	29.0%	40.4%	36.0%	24.3%	24.7%	26.9%	34.8%	25.7%	37.7%	37.5%	30.6%	28.6%	33.5%	32.2%
総計	703,420	969,672	703,300	475,472	283,992	259,134	491,117	227,597	321,801	558,853	614,058	729,019	168,872	6,587,762
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※中央図書館には自動車図書館を含まない

※団体貸出冊数は含まない

6. 令和3年度のサービス活動

(1) こどもの読書週間行事

新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言発令を受け、予定していたこどもの読書週間行事のうち、参加型の行事はほぼ中止となった。予定通り実施出来たものは以下の通りである。

①資料展示

中央図書館	「いきものだいすき」	4/15～5/18
	「びっくり！植物のひみつ」	4/30～5/18
東灘図書館	「のぞいてごらん」	4/20～5/16
灘図書館	「ふしぎの花をさかせよう」	4/20～5/16
三宮図書館	「むかしむかしあるところに」	4/20～5/9
兵庫図書館	「植物のふしぎ」	4/13～5/9
北図書館	「すくすくそだて ぐんぐんのびろ」	4/20～5/16
北神図書館	「どんなおしごとしてみたい？」「はじまるよ！みどりのきせつ」	4/23～5/12
新長田図書館	「さかせて みつけて 本の花」	4/23～5/12
須磨図書館	「おはながさきました」	4/13～5/15
	「フシギノトビラ」	5/1～5/30
垂水図書館	「お散歩図鑑」	4/20～5/16
西図書館	「あつまれ!! どうぶつ大集合!!」	4/27～5/9

②参加型展示

灘図書館	「読書の花を咲かせよう」	4/20～5/16	32人
須磨図書館	「よんでさかせて読書の花畑」	4/13～5/9	802冊
垂水図書館	「垂水図書館大好きな絵本ランキング ～鯉のぼりをあげよう～」	4/20～5/16	122枚

③イベント

灘図書館	「図書館クイズ」	4/20～5/12	31人
	「スタンプカード・くじ引き」	4/20～5/12	25人
三宮図書館	「あけてみてのおたのしみ！」(お楽しみ袋)	4/20～5/9	42冊
兵庫図書館	「としょこちゃんと植物クイズラリー」	4/13～5/9	30人

(2) 読書週間行事

全館テーマ『本が繋げる楽しい時間』

① パネル展示

中央図書館	「つながりの歴史-手紙・電話・インターネットまで-」	10/22～11/19
三宮図書館	「かわりゆく三宮」	①10/25～11/7②11/9～11/22

② 資料展示・福袋・おたのしみ袋

中央図書館	「とどけ!このきもち」(児童)	10/22～11/28
	「本の福袋～新しい出会いを!～」(一般)	10/22～11/19
	「どんな本にであえるかな?～本の福袋～」(児童)	10/22～11/19
東灘図書館	「秋に奏でるハーモニー」(一般)	10/19～11/14
灘図書館	「灘区制90周年 なんだかんだで灘が好き」(一般)	10/19～11/14
三宮図書館	「わたしからあなたへ～推し本おしえてください!～」(一般)	10/26～11/21
兵庫図書館	「こうべ生まれの人たち」(一般)	10/12～11/14
北図書館	「覚えてる?あんな本、こんな本」(一般)	10/26～11/30
	「アートで魅せる図書館展」(一般・児童)	10/26～11/12
北神図書館	「アートに触れよう!」(一般)	10/27～11/30
新長田図書館	「しんながた図書館だより リニューアル1周年記念展示 ～おたよりで紹介した本、紹介しなかった本～」(一般・児童)	10/19～11/9
	「覆面BOOK～連想ゲーム～」(一般)	10/19～11/9
須磨図書館	「令和須磨合戦」(一般)	10/12～11/7
名谷図書館	「おたのしみ袋って言われるんです～本と楽しむ時間」(一般)	10/20～11/21
	「としょかんどうぶつえん」(児童)	10/20～11/15
垂水図書館	「フードフェス in 垂水図書館」(一般・児童)	10/19～11/7
	「たるるんのLUCKY BAG」(一般・児童)	10/19～11/7
西図書館	「ほぐす～ココロとカラダをあたためる」(一般)	10/26～11/14
	お楽しみ袋「〇〇の秋、見つけた!」(一般・児童)	10/26～11/14

③ 講演会、講習会など

中央図書館	講演会「国史跡・五色塚古墳のあゆみ」	10/29	35人
東灘図書館	プログラミング体験講座～ロボット「こくり」は動くかな?～	10/30	10人
三宮図書館	みる・きく・さわる～"りか本"のよみきかせワークショップ～出張版	10/30	9人
北神図書館	調べ学習「スクラッチを使ってプログラミングに挑戦」	10/30	16人
須磨図書館	図書館べんりガイド～一箱図書館長～	10/23	5人

④ 手づくり会・工作教室など

中央図書館	体験講座「円筒埴輪を作ろう!」	10/30	23人
東灘図書館	大人の工作教室「画用紙でかご編」	11/3	7人
灘図書館	「トールペイントの世界」	11/3(2回)	8人
	工作教室「マイバッグを作ろう!」	11/6(2回)	19人
須磨図書館	ブックカバーを作ろう	10/27・30	10人
	新聞紙でキッズテントを作ろう	10/30	9人
名谷図書館	ワークショップ「アニマルカリモク」	11/7(3回)	37人
垂水図書館	工作教室「世界で一つだけのブックマーク」	10/30	7人
	工作教室「ちぎり絵でつくるポストカード」	11/6	5人
西図書館	「ちぎり絵ブックカバーとしおりを作ろう」	10/31	7人

⑤ 雑誌リサイクルフェア

中央図書館	11/2	譲渡者数	278人	譲渡冊数	1234冊
東灘図書館	10/24	譲渡者数	123人	譲渡冊数	880冊
北図書館	10/31	譲渡者数	81人	譲渡冊数	455冊
新長田図書館	11/7	譲渡者数	103人	譲渡冊数	772冊

⑥ 映画会

灘図書館	読書週間特別映画会	10/26・27・29(3回)	11人
------	-----------	-----------------	-----

⑦ その他の行事(抜粋)

三宮図書館	「自動貸出機 de おみくじチャレンジ!」	10/26～11/21	182人
名谷図書館	「キング オブ ブック」	10/20～11/21	59人
西図書館	「ちょこっと★LOVE LOVE LIBRARY～知って!使って!西図書館～」	10/26～11/14	106人

(3) 定例行事

	行事名 (協力ボランティア)	曜日・時間	
中央	かみしばいの会 (ろっこう紙芝居サークル)	第1土曜日	15:00-15:30
	たんぽぽおはなし会 (おはなしたんぽぽ)	第2土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (職員)	第3・4土曜日	15:00-15:30
	☆絵本おたのしみ会 (NPOにこここ劇場こうべママ)	第4金曜日	11:00-11:30
東灘	えほんの時間 (おはなしかご)	毎日曜日	10:50-11:00
	お話と絵本の時間 (おはなしかご)	毎日曜日	11:05-, 11:30-
	親子で楽しむ絵本の会 (こぐま)	第2・4土曜日	10:30-, 11:00-
	☆おひざのうえのおはなし会 (おはなしドロップ)	第2水曜日	10:30-, 11:30-
灘	おはなし会 (職員)	第1日曜日	14:00-14:30
	おはなし会 (しずくの会)	第2土曜日	14:00-, 14:30-
	☆おひざのうえのおはなし会 (しずくの会、職員)	最終木曜日	10:30-11:00
三宮	おはなし会 (ラッココンタレ)	第1土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (もものたね)	第2土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (おはなしふれぜんと)	第3土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (花いかだ)	第4土曜日	15:00-15:30
	おはなし会 (職員)	第5土曜日	15:00-15:30
兵庫	おはなし会 (笙の会)	第2土曜日	14:00-14:30
	おはなし会 (おはなしどんぐり)	第3土曜日	11:00-11:30
	☆おひざのうえのおはなし会 (職員)	第4金曜日	10:30-10:50
	おはなし会 (おはなしぐもの会)	第4土曜日	14:00-, 14:30-
北	小さな絵本のじかん (職員)	第1土曜日	15:00-15:15
	おはなしとえほんの会 (ぎんのこぶね)	第2土曜日	11:00-11:30
	☆おひざのうえのおはなし会 (職員)	第4金曜日	10:30-11:00
	おはなし会 (ユニコーン)	第4土曜日	15:00-15:30
北神	おはなし会 (絵本大好きブックママ、ささゆり、ブックママ)	第2土曜日	15:00-15:30
	☆おひざのうえのおはなし会 (どんぐりもつくり)	第3水曜日	11:00-11:30
	ストーリーテリング (リンゴ畑)	第3土曜日	14:30-15:00
	ほくほくおはなし会 (職員)	第4土曜日	11:30-12:00
新長田	おはなし会 (ストーリーテリング一歩、職員)	第1・3土曜日	14:00-, 14:30-
	えほんの会 (職員)	第2・4・5土曜日	14:00-14:30
	☆おひざのうえのおはなし会 (おひざのうえでぐーちょきばー)	第3水曜日	10:30-11:00
須磨	☆おひざのうえのおはなし会 (ひろば文庫)	第1金曜日	11:00-11:15
	おはなし会 (おはなしぐもの会)	第2土曜日	14:00-, 14:30-
	ちいさなおはなし会 (職員)	第3土曜日	11:00-11:15
	えほんおはなし会 (職員)	第4土曜日	11:00-11:30
垂水	おはなし会 (さつき会、職員)	第1水曜日	15:30-16:00
	おはなし会 (おはなしらびっと、職員)	第1土曜日	15:30-16:00
	☆おひざのうえのおはなし会 (おはなしらびっと、職員)	第2木曜日	16:00-16:30
	ふれあいおはなし会 (職員)	第3土曜日	15:30-16:00
	おはなし会 (かものはし、職員)	最終木曜日	15:30-16:00
西	おはなし会 (おはなしひろばちゅうりっぷ、職員) *偶数月第4日曜は職員による手づくり会	毎日曜日	10:45-11:15 *10:30-12:00

☆は乳幼児向け行事

(4) サービス活動の記録

①おはなし会（地域連携含む）

	回数	子供	大人（保護者）	合計
おはなし会（館内・児童向け）	277回	1,508人	1,033人	2,541人
おはなし会（館内・乳幼児向け）	86回	513人	509人	1,022人
おはなし会（館外）	86回	1,005人	489人	1,494人
合計	449回	3,026人	2,031人	5,057人

②資料展示

	回数	児童書	一般書	合計
一般向け展示	522回	—	22,207冊	22,207冊
児童向け展示	287回	17,562冊	—	17,562冊
YA（ヤングアダルト）向け展示	114回	—	3,131冊	3,131冊
展示（資料以外）	356回	—	—	—
合計	1,279回	17,562冊	25,338冊	42,900冊

③講座・講演会など（地域連携含む）

	回数	子供	大人	合計
講座、講演、セミナー、朗読会他	117回	574人	3,288人	3,862人
児童向け講座、工作会他	72回	2,361人	1,024人	3,385人
映画会	39回	28人	234人	262人
一日図書館員	0回	0人	0人	0人
合計	228回	2,963人	4,546人	7,509人

④見学・視察、図書館実習

	回数・日数	人数
見学・視察	8回	74人
図書館実習、インターシップ	34日	10人
就業支援、職場体験	32日	12人
合計	—	96人

⑤学校園連携

	回数・日数	子供	大人	合計
見学・町探検	60日	1,831人	172人	2,003人
総合学習支援図書貸出	178回	—	—	16,561冊
テーマ本貸出	348回	—	—	10,227冊
幼稚園巡回図書貸出	126回	—	—	5,040冊
出前授業(含おはなし会)、ブックトーク	77回	2,203人	338人	2,541人
本へのとびら事業※	5回	345人	9人	354人
学校園向け講演・講座・授業支援	6回	—	196人	196人
トライやる・ウィーク受入	0日	0人	—	0人
職場体験実習	19日	—	4人	4人

※住吉・明親・北五葉の小学校（3校）で実施

7. 職員研修

(1) 館内研修

①館内整理休館日研修

研 修 テ ー マ	日 付	中央館	地域館	合計
『学習する組織』をつくろう(フルライトスペース株式会社 豊田 高広氏)	R.3.12.16	28	0	28
『次年度の予算・図書館システムについて』 (総務ライン 荒井係長 企画情報ライン 村井課長)	R.4.2.17	43	0	43
のべ参加人数計	—	71	0	71

②子供サービス委員会研修

研 修 テ ー マ	回 数	中央館	地域館	合計
子供サービス委員会自主研修 「全館共通パスファインダーの作成」	2	8	30	38
子供サービス委員会自主研修 「事例発表」(出前授業、乳幼児と保護者へのサービス)	1	4	18	22
かものこおはなし勉強会	8	24	0	24
読書ボランティアスキルアップ講座① 「2021年のこどもの本 近刊紹介・展示会」	1	3	8	11
読書ボランティアスキルアップ講座② 「ボランティア交流会 ～子どもと本をつなぐ～」 講師：坂東 克則氏	1	3	10	13
のべ参加人数計	—	42	66	108

③読み聞かせびと養成講座 ※春季・秋季ともに新型コロナウイルス感染拡大のため休止

(2) 派遣研修

主 催 者	回 数	中央館	地域館	合計
文部科学省関連	0	0	0	0
日本図書館協会	1	0	1	1
兵庫県立図書館、兵庫県図書館協会、県内図書館	10(1)	4(1)	50(8)	54(9)
近畿地区公共図書館協議会、近畿地区図書館	2(2)	0	2(2)	2(2)
そ の 他	7(7)	0	38(38)	38(38)
のべ参加人数計	—	4(1)	91(48)	95(49)

() はオンラインで内数

8. 市民満足度調査

(1) 令和3年度市民満足度調査

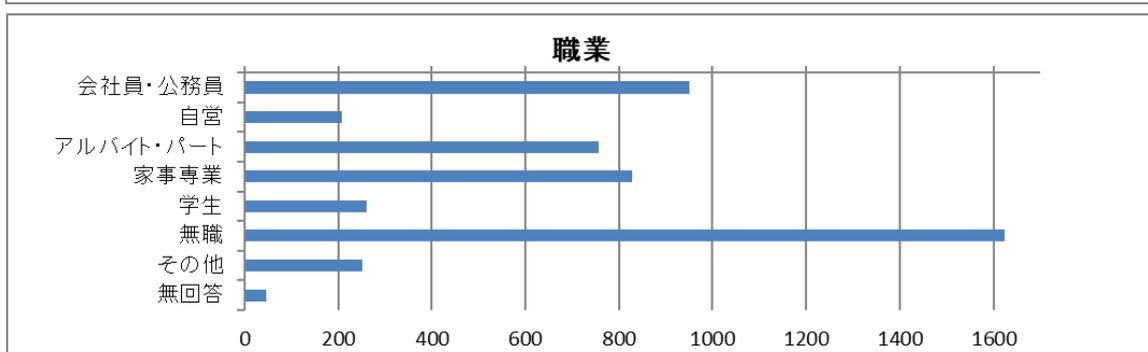
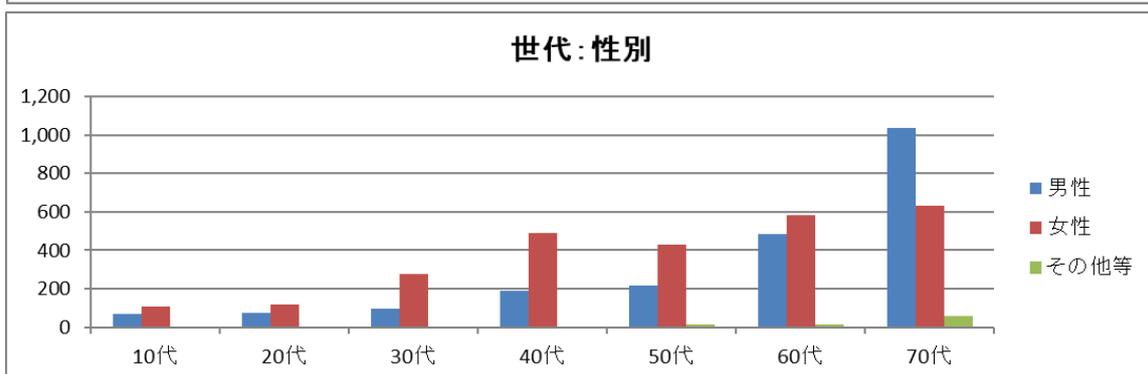
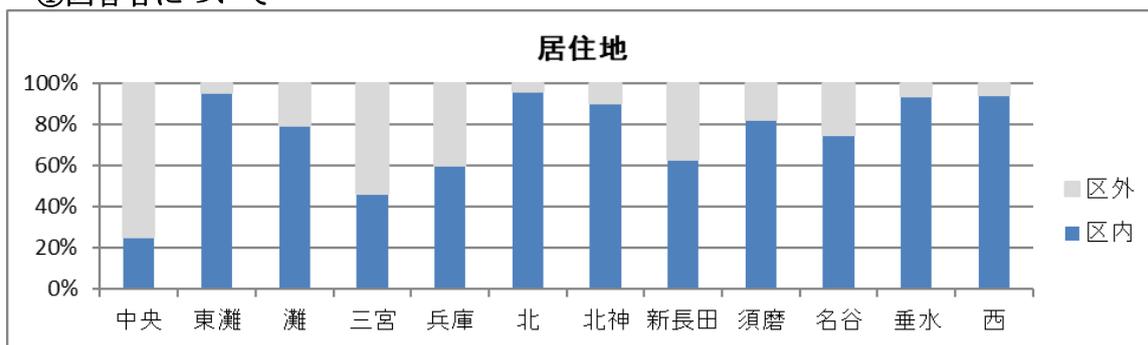
調査日：令和3年12月15日（水）

調査対象：神戸市立図書館入館者（中学生以上）

	配布数	回収数	回収率(%)
中央	610	456	74.8%
東灘	724	577	79.7%
灘	569	483	84.9%
三宮	591	472	79.9%
兵庫	337	319	94.7%
北	205	181	88.3%
北神	484	419	86.6%
新長田	271	254	93.7%
須磨	203	203	100.0%
名谷	732	543	74.2%
垂水	465	465	100.0%
西	653	553	84.7%
合計	5,844	4,925	84.3%
前年度	5,420	4,582	84.5%

(2) 調査結果

①回答者について



②図書館別の満足度平均点

	中央	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	全館
読みたい本	3.33	3.00	2.95	2.90	3.07	2.86	3.11	2.99	2.94	2.69	2.87	2.80	2.95
探しやすさ	3.25	3.15	3.07	3.00	3.22	3.06	3.16	3.18	3.13	2.98	3.06	2.91	3.09
調べ物	3.30	2.97	2.89	2.80	3.08	2.85	3.03	3.02	3.07	2.75	2.86	2.78	2.94
展示・行事	3.08	2.99	2.84	2.74	2.97	2.78	3.00	3.06	3.17	2.89	2.97	2.77	2.93
応接	3.46	3.58	3.47	3.39	3.62	3.58	3.66	3.52	3.71	3.53	3.63	3.54	3.55
説明	3.36	3.51	3.39	3.33	3.50	3.54	3.55	3.44	3.60	3.50	3.53	3.44	3.46
本・地域*	3.29	3.18	3.13	3.13	3.28	3.23	3.28	3.35	3.38	3.08	3.34	3.19	3.22
利用成果	3.59	3.56	3.53	3.45	3.54	3.49	3.60	3.50	3.58	3.41	3.50	3.44	3.51

*)「この図書館の職員は、本のことや地域のことをよく知っている」

(計算式) 各項目の回答人数 (a. 満足, b. やや満足, c. やや不満, d. 不満) を下記にあてはめ数値化した。

$$\frac{4 \text{ 点} \times a + 3 \text{ 点} \times b + 2 \text{ 点} \times c + 1 \text{ 点} \times d}{a + b + c + d}$$

③自由意見

全 1,400 件

・資料について

・・・338 件

本が古い、本が汚い、蔵書数が少ない、最近新刊が少ないように感じる、〇〇の分野を増やしてほしい、人気がある本はたくさん買ってほしい、まんがやコミックエッセイを多く入れてほしい、専門書を増やしてほしい、電子書籍を充実してほしい、購入希望した本を買ってほしい、令和3年3月に開館した名谷図書館について本が少ない、他

・施設・設備について

・・・100 件

狭い、座席が少ない、自習室の拡充、飲食場所、駐車場、温度、照明、臭い、新聞をめくる音が気になる、自動貸出機を増やしてほしい、館内放送の音量が適切でない、自習室の席をインターネット予約にしてほしい、令和3年6月に閉店した中央図書館のカフェテリアについて残念だ、他

・図書館のサービスについて

・・・207 件

予約の本がなかなか来ない、予約の上限冊数を増やしてほしい、本が探しにくい、絵本の並べ方が変わり探しにくくなった、最下段の本が選びにくい、視聴覚資料の貸出をしてほしい、借りた本の履歴が残ると良い、資料の検索システムの改善、他

・職員の対応について

・・・57 件

マナーが悪い人を注意してほしい、声が聞きづらい、対応に個人差がある、返本の際の音が気になる、忙しそうで尋ねづらい、騒いだりぐずったりしている子供への対応、他

・利用者マナーについて

・・・37 件

話し声がうるさい、本への書き込みや汚れ、雑誌・新聞の独占、貸出本の延滞、他

・図書館全体の運営や立地について

・・・48 件

開館日や開館時間を増やしてほしい、図書館を増やしてほしい、返却ポストを増やしてほしい、職員の待遇改善、指定管理者制度について、他

・図書館や職員への感謝やお褒め、激励など

・・・413 件

対応が親切・丁寧、ネット予約・本の取り寄せが便利、駅から近くてよい、行事や展示がよかった、どの図書館や予約図書受取コーナーでも貸出・返却ができて便利、令和3年3月に開館した名谷図書館について名谷地区に図書館ができてうれしい、他

・新図書館について

・・・37 件

新しい図書館を楽しみにしている、移転後は蔵書数や座席数を増やしてほしい、移転開館したり計画がある区の図書館がうらやましい、他

・新型コロナウイルス関連

・・・45 件

コロナ禍でも感染症対策をしながら開館していて助かる、座席が減り不便、灘図書館の AV コーナーを再開してほしい、書籍消毒機について(設置館では)導入されてうれしい・(未設置館では)導入してほしい、他

・その他(上記のいずれにもあてはまらないもの)

・・・52 件

初めて利用した、尼崎市・西宮市・芦屋市の図書館で貸出できるようにしてほしい、他

・北図書館再整備について

・・・66 件

駐車場の拡大整備、駅の近くに整備してほしい、蔵書数を増やしてほしい、今よりも広くしてほしい、小さな子どもが座って本を読めるゆったりしたスペース、本が探しやすい配架、他

※詳しい調査結果は神戸市立図書館ホームページメニューの「活動報告」の「アンケート」からご覧ください。

9. 神戸市電子図書館の本格実施

(1) 電子図書館実施の経緯

電子図書館の取り組みは、当初、英語に親んでもらうことを目的に2年間試行実施した。さらにコロナ禍での取り組みとして6か月延長した。(平成30年6月～令和2年12月)

令和3年1月からは、読書バリアフリー法の主旨を受けて、視覚障害者支援を目的に、日本語読み上げ機能やテキスト版が提供できる事業者をプロポーザル方式により決定し、本格実施を開始した。

(2) 電子図書館のサービス内容

小説・エッセイ、旅行・料理本、ビジネス、語学の本など気軽に読んでいただける書籍を選定。コンテンツ数は当初2,950冊で開始した。令和3年度末のコンテンツ数は、ライセンス付3,959冊、青空文庫(著作権の切れた文学作品等)500冊、合計4,459冊である。

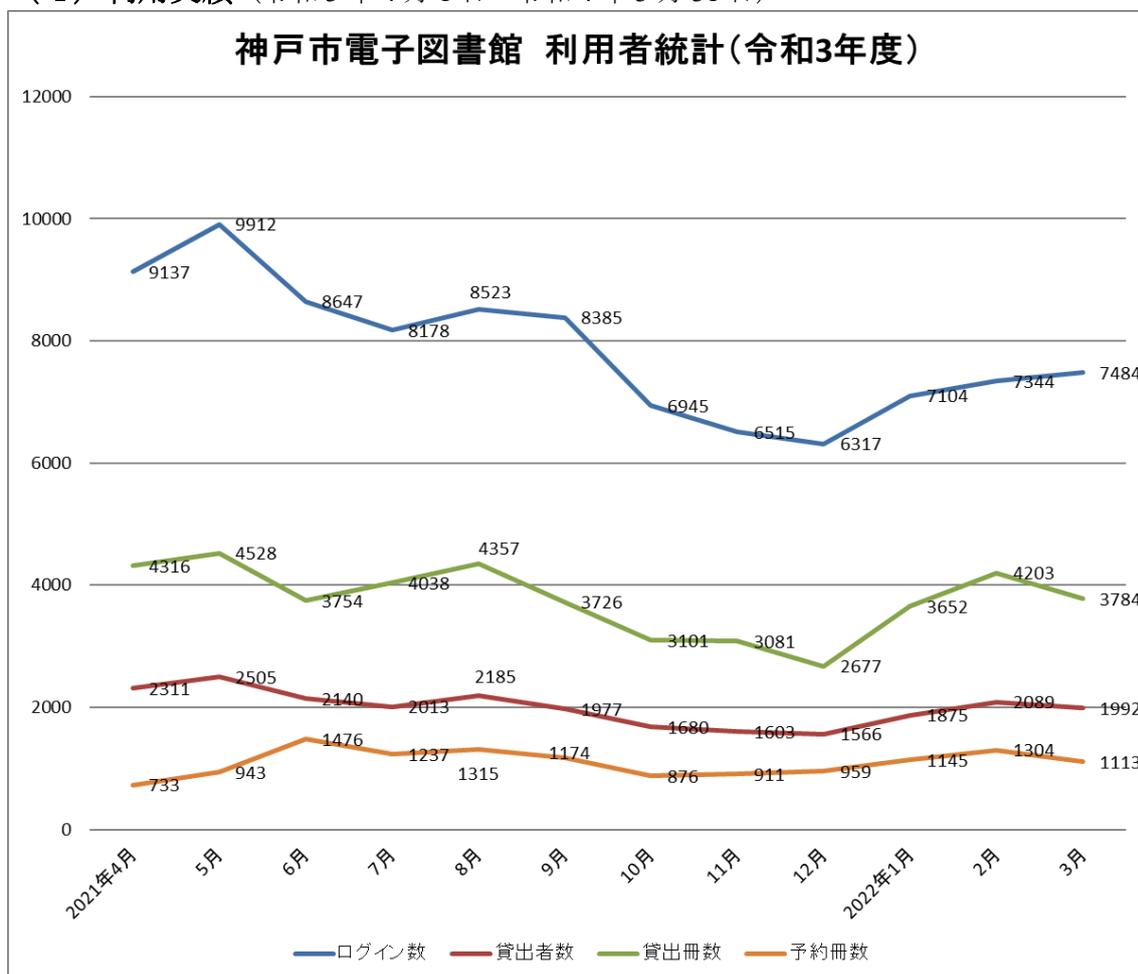
一度に借りられる資料は青空文庫を除き3点まで、貸出期間は2週間。予約が付いていない場合は2週間の延長が可能。予約も3点まで可能で、資料の取り置き期間は7日間である。

(3) 電子図書館の利用状況

令和3年度の貸出者数は23,936人、貸出冊数は45,217冊、予約冊数は13,186冊、ログイン数は94,491人であった。

1日当たりでは、貸出者数は66人、貸出冊数は124冊、予約冊数は36冊、ログイン数は259人であった。

(4) 利用実績 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)



10. 新図書館の整備計画

(1) 西図書館（美賀多台1丁目 なでしこ芸術文化センター（西図書館と西神中央ホールの複合施設））

令和4年10月1日に移転開館予定。

面積：約2,275㎡（共用部を含むと約2,861㎡）

蔵書：約30万冊（開館時約20万冊）

座席数：約300席

①整備方針

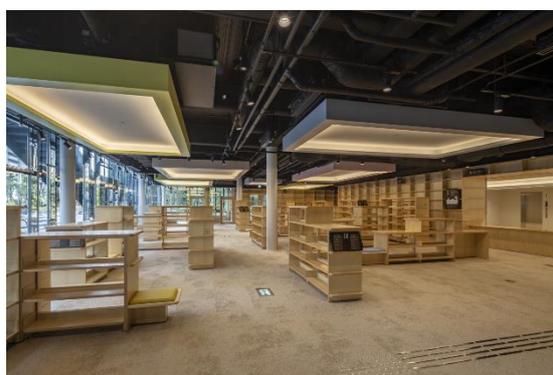
- ・新西図書館の整備コンセプトは「新しい出会い、新しい発見がある、本の広場」
- ・豊富な資料と書庫による保存機能を持つ、西部地域の核となる地域図書館
- ・ゆったりと読書や調べものができる居心地のよい「滞在型図書館」

②特色

- ・来館目的が異なる利用者が快適に過ごせるゾーニング
1階：児童書コーナー、2階：一般書コーナー、3階：学習室
- ・市民が図書館に「集まる空間」を各階に設置
1階：「ボランティア控室」、2階：「グループ学習室」、3階：「セミナー室」
- ・図書館サービスの自動化の導入（令和5年1月31日～）
WEB座席予約システム、自動返却機、予約図書セルフ受取棚



なでしこ芸術文化センター外観（7月上旬現況）



1階（児童書フロア）



2階（一般書フロア）



2階3階の吹き抜け

※写真提供は株式会社久米設計

(2) 垂水図書館（日向1丁目4 垂水駅前東広場）

「人と本のみなど～生涯の学びを支える情報拠点～」をコンセプトに整備する。新図書館では市民がゆっくりと本に親しめるよう座席数を増やすなど、居心地のよい滞在型の図書館を目指す。

面積は1,500㎡程度、蔵書数は10万冊以上を目指して設計中である。

地下1階は駐輪場、1階は一般車両のロータリー、2階から3階屋上までが新垂水図書館となる。

- 2階： 一般書コーナー
- 3階： 児童書コーナー
- 3階屋上：セミナー室と屋上広場

【今後の予定】

- 令和4年度 設計、先行工事、文化財調査
- 令和5～6年度 工事
- 令和6年度末 完成・開館予定



建物外観



2階（一般書フロア）



3階（児童書フロア）



3階屋上（セミナールーム）

(3) 北図書館

旧北区役所跡地に建設予定の新区文化センター内に整備する。児童館も併設される予定である。

令和4年5～6月に「新区文化センター（北図書館・児童館含む）整備基本計画(案)」のパブリックコメントを実施し、7月、「新区文化センター・新北図書館等整備基本計画」策定。

【今後の予定】

- 令和4～5年度 新区文化センター・新北図書館等の設計、旧北区役所庁舎解体工事
- 令和6～7年度 建築工事
- 令和7年度中 完成・開館予定

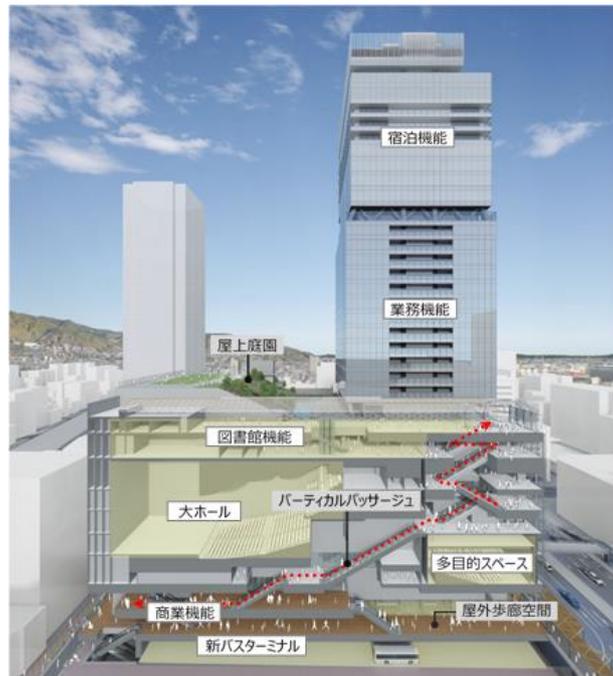
(4) 三宮図書館

都心・三宮再整備事業の一環として、低層部にバスターミナルが整備される雲井通5丁目地区再開発ビルの9階・10階に本移転する予定。文化・芸術ホール、商業施設・業務施設・バスターミナル等と複合的に再開発するもの。

三宮図書館の整備コンセプトは「美しい知と情報のゲートウェイ」。面積は、旧三宮図書館の3倍程度の予定。

【今後の予定】

令和4年度～ 三宮図書館が仮移転した後、既存のビルの解体と新築工事（約5年間）
令和9年度頃 雲井通5丁目地区再開発ビルの工事完成予定



雲井通5丁目地区再開発ビル

○デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO) への仮移転

三宮図書館が入っている神戸市勤労会館が都心再整備事業により解体されたため、中央区小野浜町1のデザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO) 2階へ仮移転した（令和4年7月26日開館）。面積は1,000㎡、蔵書数は約7万冊、座席数は110席となり、レトロな雰囲気の中、従来の三宮図書館よりもゆったりと読書を楽しめる空間となる。



キッズコーナー



ニッチ（壁を彫り込んだ座席）

1 1. 令和4年度の事業計画

令和4年度の実組項目と具体的取組

取組項目	具体的取組
1 資料の充実	
	・ビジネス支援関連図書や子育て支援コーナーの見直し、買い直し
	・電子書籍の充実
	・オンラインデータベースの充実(西)
2 学習機会の提供	
(1)仕事や地域活動に役立つ情報・機会の提供	・講座、講演会、展示の実施
	・その他イベントの実施
(2)生活の質を高める情報・機会の提供	・講座、講演会、展示の実施
	・その他イベントの実施
3 関係機関との協働	
(1)行政機関との連携	・福祉局、健康局
	・各区まちづくり課
	・文化財課、埋蔵文化財センター、文化交流課
	ほか
(2)学校園との連携	→6子供サービスの項へ
(3)企業やNPO 法人等との連携	・政策金融公庫
	・神戸定住外国人支援センター
	ほか
4 拠点整備と既存館における新設備の導入	
(1)図書館の移転再整備	・三宮図書館の仮移転、新三宮図書館の整備
	・新西図書館の整備
	・新垂水図書館の整備
	・新北図書館の計画
(2)コンピュータシステムの更新	コンピューターシステムの更新・新機能の追加
	マイナンバーカード連携による資料の貸出
	インターネットによる図書館カードの事前登録申請
(3)快適便利な高機能機器の導入	・書籍消毒器の設置(未設置館順次)
	・公衆無線 LAN の設置(西・新長田)
	・座席予約システムの Web 対応
	・自動返却機・予約図書セルフ受取棚の設置

5 利用しにくい市民への環境整備	
(1)ユニバーサルデザインに配慮したサービスの提供	・点字図書館との連携
(2)ユニバーサルデザインに配慮した利用しやすい環境の整備	・館内サインの見直し
	・利用支援
	読書支援のための機器導入・部屋の設置(西)
	「やさしい利用案内」の作成
	大人向け多言語の利用案内作成
(3)図書館を利用していない市民層への働きかけ	・「だれでもトイレ」等の設置(西)
(3)図書館を利用していない市民層への働きかけ	・SNSによる情報発信
	・利用促進をはかる館内外での利用講座、「出前トーク」の実施
	・各種広報メディアへの情報提供
6 子供サービスの充実と学校図書館支援	
(1)生涯にわたって読書を楽しむ習慣を育てるための読書環境の整備	・乳幼児や保護者、ヤングアダルト等各世代を考慮した資料の収集
	・館内外での子供と本をつなぐイベント
	・小・中学生への調べ学習支援(調べ学習イベント、パスファインダー作成等)
(2)学校園との連携	・団体貸出による資料提供
	・幼稚園巡回図書の実施
	・学校図書係と連携した研修など、学校司書支援
(3)子供の読書活動推進に関わるボランティア等との連携や支援	・ボランティア団体との連携企画
	・読み聞かせびと養成講座の開催

12. コンピューターシステムと情報発信

(1) 神戸市図書館情報ネットワークシステム（令和4年12月末まで）

① 経緯

神戸市図書館情報ネットワークシステムは、館種の異なる複数の図書館による利用を前提に、神戸市が独自に開発した図書館業務用のコンピューターシステムである。平成7年9月末より、神戸市立図書館、神戸市外国語大学図書館および神戸市ファッション美術館ライブラリーによる共同運用を開始した。その後、ファッション美術館はネットワークシステムから離れたが、平成8年には神戸市看護大学図書館が参加した。

以来、四半世紀の間、独自システムでのバージョンアップを行ってきた。

② システムの特徴

- ・ソースコードを含む全てのプログラムを神戸市が所有。
- ・開発言語に Ruby、サーバおよびクライアントに PC-UNIX(Linux)を採用。
- ・国立情報学研究所の所管する目録所在情報サービスである NACSIS-CAT に対応。

③ 独自システムのメリット

- ・複数の図書館が共同でシステムを開発・運営することによる経費削減。
- ・神戸市保有の図書館情報資源の共有による目録情報作成の省力化。
- ・大学図書館、市立図書館がそれぞれに持つ資料の所蔵情報を、市民へ一括提供。

(2) パッケージシステムへの移行

神戸市全体の方針として、かねてよりパッケージシステム等の外部資源の活用が求められており、2大学からネットワーク離脱方針も示されたことから、パッケージシステムへ移行する方針で令和3年4月に「神戸市図書館業務システム構築・運用業務」の事業者を公募した。総合評価方式の一般入札の結果、次期の新システムとして、富士通 Japan が提供する「iLisfiera (アイリス・フィエラ)」を、令和5年1月31日から導入することとなった。

令和3年12月に神戸市外国語大学図書館と神戸市看護大学図書館は、神戸市図書館情報ネットワークシステムから離脱した。

(3) 新たな図書館サービスの開始

新システム導入のため、令和4年12月29日から令和5年1月30日までの間、システムに係る全てのサービスを停止し、データの移行、機器の入替、稼働確認等の作業を行ったのち、1月31日に新たな図書館サービスを開始する。

①窓口手続きに関する主なサービス【全館対象】

- ・マイナンバーカードによる貸出手続き
- ・スマートフォン版図書館カード
- ・図書館カード登録の Web 事前申請

②検索・予約方法に関する主なサービス【全館対象】

- ・Web 書棚（Web の蔵書検索結果画面に仮想書棚を設け、表紙画像や概略を表示）
- ・My 本棚（蔵書検索の結果から自分だけの図書リストを作成）
- ・貸出履歴の閲覧（利用者が自分自身の貸出履歴をインターネット上で閲覧可能）

- ・ 検索結果一覧での貸出状況表示
- ・ 予約順番の指定（巻数の多いシリーズ物の図書を予約する場合の受け取り順指定）

②サービス自動化（非接触型サービス）【利用者の多い繁忙図書館に導入】

- ・ 自動返却機
- ・ 予約図書セルフ受取棚
- ・ Web 座席予約システム

令和 4 年度に自動化サービスを導入する繁忙図書館（垂水・北・三宮は新館整備時導入）

	中央	東灘	灘	北神	名谷	西
自動返却機		○	○	○	○	○
予約図書セルフ受取棚		○		△※1	○	○
Web座席予約システム	○	○		○	○※2	○※2

※1 北神図書館の「予約図書セルフ受取棚」は令和 5 年度に配置場所を検討予定。

※2 名谷図書館、新西図書館の座席予約は令和 4 年12月28日までは館内手続きのみ

（4）インターネット等による情報発信

- ・ ホームページ
利用案内や施設案内等に加え、資料リストや図書館広報紙を掲載
- ・ SNS
平成 26 年 6 月から令和 3 年 9 月まではフェイスブック、令和 4 年 3 月からはツイッターの運用を行い、イベントやサービスに関わるお知らせを掲載。
- ・ デジタルサイネージ
一部の図書館にはデジタルサイネージを導入し、館内において各種の情報を提供

13. 図書館協議会

(1) 神戸市立図書館協議会委員名簿 (第7期)

(令和4年6月1日現在)

区 分	氏 名	役 職 等
学校教育関係者	元村 英介	神戸市立小学校教育実践研修図書館グループ代表 (水木小学校校長)
	石塚 裕司	神戸市立中学校教育実践研修図書館グループ代表 (舞子中学校校長)
社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者	一居 明子	「夕やけ文庫」所属
	樋口 常子	神戸市婦人団体協議会理事
	○桜間 裕章	神戸市立博物館調査役
市民代表	北川 章子	ネットモニターより選考
	田中 洋子	ネットモニターより選考
学識経験者	齋藤 誠一	大阪信愛学院大学教育学部教授
	立田 慶裕	神戸学院大学人文学部教授
	◎湯浅 俊彦	追手門学院大学国際教養学部教授

※敬称略、◎印は会長、○印は副会長 任期：令和2年9月12日～令和4年9月11日

(2) 令和3年度開催記録

①第7期第2回 (令和3年8月3日)

《報告》

- ・令和2年度市民満足度調査結果について
- ・名谷図書館開館後の状況について
- ・電子図書館の実施状況について
- ・令和2年度利用実績及び令和3年度見込みについて
- ・令和3年度事業計画について
- ・新垂水図書館について

《協議》

- ・令和2年度神戸市立図書館事業評価 (案) について

②第7期第3回 (令和4年2月8日)

※中止となりました (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として)

《報告》

- ・令和3年度神戸市立図書館事業実績 (4～11月) について
- ・新館整備状況について

※詳しい協議内容等は神戸市立図書館ホームページメニューの「図書館協議会」からご覧ください。

14. 沿革

明治	44.	3.	2	神戸市会で図書館の設立を可決
	(1911)	4.	18	「図書館令」により設立、神戸市立図書館と命名
		11.	10	相生町旧市庁舎にて一般閲覧を開始
	45.	2.	11	開館式挙行
大正	5.	4.	21	御大典記念図書館建設会設立
(1916)	10.	9.	7	御大典記念図書館建設会より図書館建物を神戸市に寄付採納
		10.	25	相生町旧市庁舎より大倉山へ移転
		11.	10	新築落成式挙行
		11.	3.	一般閲覧開始
昭和	10.	4.		日本十進分類法（3版）を採用
(1935)		6.	11	増築書庫竣工（現在除却）
	14.	10.	1	上筒井分館開館（昭和 20.6.5 戦災焼失廃止）
	20.	11.	15	垂水出張所開設（昭和 22.2.5 類焼廃止）
		12.	25	灘出張所開設（昭和 30.10.1 廃止）
	21.	4.	1	須磨出張所開設（昭和 33.3.31 廃止）団体貸出開始
		12.	21	兵庫県軍政部民間情報教育課の命令により、リンカーン CIE 図書館を本館内に開設（昭和 27.5.1 廃止）
	22.	4.	18	特許無料相談所開設
	23.	7.	20	読書相談部を開設し、テレフォン・サービスを開始
	24.	8.	2	公開図書室を開設
	25.	10.	10	神戸市図書館条例公布、施行
	26.	4.	17	「図書館法」の施行（昭和 25.4.30）により、閲覧料、館外貸出料を廃止
		5.	30	別館新築完成（現在除却）
	30.	5.	5	こども図書館開設（児童文化会館）
	33.	6.	20	長田分館開館
	35.	12.	1	三宮分室開設
	37.	12.	26	3号書庫竣工（現在除却）
	41.	11.	28	新館完成（鉄筋コンクリート3階建 現在除却）
	42.	4.	1	児童文化会館を編入
		10.	17	王子分館開館
	43.	3.	3	増築3号書庫竣工（現在除却）
	45.	10.	2	西神分室開設
	46.	6.	17	声の図書館開設
	47.	4.	1	本館を中央図書館、王子・長田の各分館、三宮・西神の各分室をそれぞれ王子・長田・三宮・西神図書館と改称
		10.	25	自動車図書館巡回開始
	48.	9.	27	神戸市立中央図書館・博物館等調査委員会発足
	49.	2.	7	東灘図書館開館
		12.	4	北区民センター図書室開館
	50.	9.	20	「神戸市立中央図書館建設の基本構想」答申
	55.	4.	24	新三宮図書館開館（神戸新聞会館旧三宮図書館を廃止）
		10.	11	新中央図書館 新館仮開館（昭和 56.4.1 中央図書館全館開館）
	56.	9.	1	須磨図書館開館
	57.	4.	1	北区民センター図書室を中央図書館組織に編入
		8.	1	西神図書館を西図書館と名称変更
	62.	4.	1	児童文化会館休館
平成元		4.	27	新西図書館開館（西神文化センター内旧西図書館を廃止）
(1989)			28	灘図書館開館（旧王子図書館を廃止）
		12.	1	自動車図書館巡回ステーションを再編成
		12.	27	児童文化会館条例・同施行規則を廃止（平成 2.3.31 解体撤去）
	2.	3.	30	北区北神地域（道場・八多・大沢・長尾・淡河）へ特別団体貸出制度創設
		4.	26	神戸ふるさと文庫開設・わが街再発見コーナー供用開始

	7.	22	中央図書館電動集密書架整備 3 か年計画完了
3.	3.	31	神戸ふるさと文庫だより「神戸の本棚」創刊
	4.	1	書誌データ整備 5 か年計画開始
11.		25	垂水図書館開館
12.		1	神戸市隣接市町（6市2町）在住者に対する図書の貸出開始 （芦屋市・西宮市・宝塚市・三田市・吉川町・三木市・稲美町・明石市）
6.	7.	20	文部省学術情報センター目録所在情報サービス(NACISIS-CAT)に参加
7.	1.	17	阪神・淡路大震災により図書館も大きな被害を受ける(全館臨時休館)
	2.		避難所への配本、読み聞かせ派遣（紙芝居・おはなしキャラバン隊）
	4.	28	中央（新館）、東灘、北、垂水、西の各図書館再開
	5.	9	自動車図書館巡回再開
	8.	1	三宮図書館再開
	9.	27	図書館情報ネットワークシステム稼働、図書館ホームページ開設
11.		1	灘図書館再開
11.		16	三宮図書館補修工事のため臨時休館（平成 8.2.1 再開）
11.		28	須磨図書館再開
12.		12	震災のため開館が遅れていた新長田図書館開館（当初平成 7.5.予定）
12.		26	北図書館北神分館開館
8.	4.	11	図書館情報ネットワークシステムに看護大学加入
	5.	14	兵庫図書館開館
10.		14	青丘文庫所蔵資料の受贈
9.	3.	18	「戦災記念資料室」を兵庫図書館に移設・展示
	6.	3	中央図書館旧館を建て替え、新たに「2号館」として開館(1,430㎡)し、 震災関連資料室を開設、「青丘文庫」供用開始 従前の新館(7,618㎡)は「1号館」と名称変更
10.	3.	31	長田図書館解体・撤去
11.	4.	1	図書館業務コンピューター化（三宮、須磨）
	12.	1	緊急地域雇用特別交付金による書誌データ整備開始（～平成 13.3）
12.	4.	1	図書館業務コンピューター化（北）
13.	1.	5	図書館業務コンピューター化（東灘：全館電算化完成）、OPAC 端末 を全館設置、インターネットによる蔵書検索開始（携帯電話対応も）
	4.	1	貸出冊数を 7 冊から 10 冊、貸出券有効期間を 3 年から 10 年に変更
	6.	1	開館日の拡大を実施（地域図書館の館内整理日を廃止し開館、国民 の祝日が休館日にあたる翌日を開館、年末年始(12/28、1/4)を開館、 蔵書点検期間短縮）
	10.		「えほんの小箱」刊行
14.	4.	1	自動車図書館車両更新
	5.	21	兵庫図書館に「健康・福祉コーナー」を設置
	6.	4	新長田図書館「韓国・朝鮮図書コーナー」を「アジアコーナー」に拡充
	11.	5	北図書館施設を改修し 2 階に児童室・多目的室等を設置
15.	3.	31	図書貸出確認装置（BDS）全館に設置
	4.	1	返却フリーシステムの実施
16.	7.	1	北須磨文化センター図書室への資料支援開始
	6.	18	中央、灘、北、新長田、西の各図書館で教科書展示会開始
16.	7.	15	北図書館北神分館拡充オープン
	8.	1	第 1 回市民満足度調査実施
17.	2.	22	不用雑誌の市民譲渡を始める
	11.	1	子供向けホームページ開設
	12.	13	神戸キワニスこども文庫開所式
	12.	23	図書館ホームページに「調べ物ガイド&お役立ちリンク集」を掲載
18.	3.	23	KEMS（神戸環境マネジメントシステム）ステップ 1 認証
19.	1.	4	神戸市立図書館ネットワークサービス（K-lib ネット）開始 （インターネットによる貸出予約申込受付開始）
	4.	1	子供向け図書館だより「としょ☆ぴか」発行
	6.	5	中央図書館で「貴重資料デジタルアーカイブズ」公開
	10.	1	中央図書館閲覧室(3)で公衆無線 LAN スポット(FreeSpot)供用開始
10.		10	神戸市立図書館条例一部改正

	10.	30	指定管理者公募手続き開始（平成 20.1.17 候補者選定）
20.	3.	14	神戸市立図書館条例一部改正
	4.	1	神戸市立図書館条例施行規則全部改正 灘、垂水、西の各図書館に指定管理者制度導入 指定管理者制度導入館で開館時間延長、祝日開館実施 組織改正により課名・係名を全て変更。管理課を総務課に、資料課を利用サービス課とし、庶務係、奉仕係、相談係、整理係を各々総務係、市民サービス係、調査相談係、資料係と改め、総務課企画情報係新設
	7.	31	第 1 回新東灘図書館整備検討委員会開催
	9.	12	第 1 回神戸市立図書館協議会開催（於：市役所 1 号館）
	9.	18	第 94 回全国図書館大会兵庫大会開催 （於：ポートピアホール、神戸学院大学）
21.	4.	1	神戸市立図書館条例施行規則一部改正（休館日、開館時間変更等） 兵庫、北（北神分館含む）、新長田の各図書館に指定管理者制度導入 地域図書館全館で開館時間延長、祝日開館実施。 ※中央図書館では祝日開館を実施し館内整理日を年 4 日に変更
	10.	2	灘図書館がファミリーマート六甲道南店に返却ポスト設置 （H23.9.16 閉店）
22.	1.	4	中央図書館書庫資料にバーコード貼付（緊急雇用創出事業、3 月末まで）
	4.	1	神戸市立図書館条例施行規則一部改正（三宮図書館開館時間変更） 三宮、須磨の 2 図書館に指定管理者制度を導入 三宮図書館の開館時間を延長（20 時→21 時）
22.	8.	8	三宮図書館で外部データベース検索サービス開始
	10.	26	三宮図書館「青少年（YA）コーナー」を設置
23.	1.	13	須磨図書館「青少年（YA）コーナー」を設置
	3.		中央図書館地下電動集密書架改修
	9.	17	三宮図書館で公衆無線 LAN スポット(FreeSpot)供用開始
	12.		三宮図書館空調設備改修工事
24.	1.	11	灘図書館フォレスト六甲 B1 階返却ポスト設置
	1.	29	北図書館「青少年（YA）コーナー」を設置
	3.	31	貴重資料デジタルアーカイブズのインターネット公開
	5.	3	「しんながた図書館だより」配布開始
	5.	27	兵庫図書館「青少年（YA）コーナー」を設置
	6.	5	貴重資料デジタルアーカイブズ「オリジナルブックカバー」をホームページに公開
	6.	7	兵庫図書館「ビジネスコーナー」設置
	6.	17	デジタルアーカイブズにガラスビュー（透過文字）の機能追加
25.	3.		北神分館「青少年（YA）コーナー」を設置
	4.	1	東灘図書館に指定管理者制度導入
	6.	25	『神戸又新日報』デジタル版公開 於：2 階ふるさと文庫内
	7.		市民図書室への団体貸出（16 か所、各 250 冊）開始
	7.	23	北須磨文化センター図書室で予約本受取りサービス開始
	9.	23	東灘図書館が住吉東町に移転開館、自動貸出機運用開始
	10.	22	小寺小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	12.	2	中央図書館耐震化工事開始（休館：3 階～26.3.10、4 階～26.3.17）
26.	2.	1	ひよどり台小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	3.	18	2 号館 2 階通路に「携帯電話ボックス」設置
	4.	20	1 号館 2 階に「神戸賀川サッカー文庫」開設
	6.	1	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス運用開始（中央図書館 3 階）
	6.	10	三宮図書館自動貸出機運用開始
26.	6.	24	箕谷小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	7.	15	駅周辺返却ポストを市内 3 か所（灘、北、垂水区）に設置
	9.	9	丸山小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	9.	18	神陵台小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	9.	26	鹿の子台小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設
	9.	30	北図書館耐震化工事のため休館（12/28 まで）
10.	10.	1	北図書館臨時窓口（鈴蘭台プラザ）開設（12/28 まで）

27.	1.	6	桜が丘小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設		
	1.	28	仁川広域市から韓国語図書贈呈（3/1 新長田図書館に「仁川広域市コーナー」）		
	2.	25	「図書館ナビ」（8種類）の配布開始		
	3.	3	北山小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設		
	4.	1	淡路市と隣接市相互利用の開始		
			学校図書館支援担当係長配置		
	4.	17	農林中央金庫書架等贈呈式		
	6.	25	大池中学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設		
	6.	30	灘、垂水、西図書館自動貸出機運用開始		
	7.	1	自動車図書館ステーションの統廃合を行い垂水区に新設（3か所）		
	9.	1	高倉台小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設		
	28.	1.	30	プラザ本山（本山第一小学校市民図書室）に「予約図書受取コーナー」開設	
3.			「えほんの小箱はじめてであう本（0～2さい）」改訂（生涯学習課と連携）		
3.		13	和田岬小学校市民図書室に「予約図書受取コーナー」開設		
3.		29	中央図書館公衆無線 LAN スポットを KOBE Free WiFi に変更		
4.		5	玉津南公民館に「予約図書受取コーナー」開設		
5.		31	兵庫、須磨図書館自動貸出機運用開始		
6.		7	北図書館自動貸出機運用開始		
6.		10	中央図書館自動貸出機運用開始		
6.		14	北図書館北神分館、新長田図書館自動貸出機運用開始		
29.		1.	26	王子スポーツセンター内に「予約図書受取コーナー」開設	
		3.		「えほんの小箱 もう少し大きくなったら（3さい～）」改訂（生涯学習課と連携）	
		3.	8	所蔵する『居留地計画図』2幅が神戸市指定有形文化財に指定される	
	3.	29	自動車図書館車輛更新		
	3.	31	駅周辺返却ポストサービスを終了		
	4.	19	北区唐櫃台駅前公園に自動車図書館巡回ステーションを新設		
	4.	1	三田市立図書館の神戸市民（北区民）への貸出利用開始		
	8.	5	神戸深江生活文化史料館に「予約図書受取コーナー」開設		
	30.	1.	31	灘図書館（フォレスト六甲）エレベーター更新工事（～3.17）	
		4.	16	中央図書館外壁改修他工事（～H31.3.15）	
		6.	22	KOBE 電子図書館の試行実施（～R2.4.30）（新型コロナウイルス感染症対応のため R2.12.31 まで延長）	
		7.	23	（仮称）新三宮図書館整備検討会（7.23・8.30・9.12）	
7.		19	（仮称）新西図書館整備検討会（7.19・8.23・9.11）		
12.		4	中央図書館アスベスト除去工事（～12.24）		
12.		12	神戸市立図書館条例改正（北神図書館）		
12.		13	（仮称）新三宮図書館基本計画策定		
12.		13	（仮称）新西図書館基本計画策定		
31.		1.	25	返却ポストを設置（JR 灘駅、地下鉄名谷駅、JR・山陽垂水駅前）	
		3.	25	神戸市立北図書館北神分館休館（～H31.4.22）	
		4.	23	神戸市立北神図書館開館	
	4.	23	神戸市立図書館条例施行規則改正		
	令和元年 (2019)	7.	8	兵庫図書館トイレ洋式化その他補修工事	
		8.	16	BRANCH 神戸学園都市に「予約図書受取コーナー」開設	
		8.	30	須磨図書館トイレ改修工事	
		9.	13	新長田図書館トイレ改修工事	
		2.	3.	3	新型コロナウイルス感染症対応のため臨時休館（予約図書のみ貸出）（～3.15）
			3.	17	開館（サービスの一部制限・座席撤去 ～4.8）
			3.	20	兵庫図書館油圧式エレベーター更新工事
			4.	1	神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（教育委員会事務局から文化スポーツ局へ移管）
				神戸市立図書館条例改正及び神戸市立図書館条例施行規則改正	
				組織改正により、利用サービス課学校図書館支援担当係長は、子供	

			サービス担当係長に名称変更。	
			西宮市立図書館の神戸市民への貸出利用開始	
			自動車図書館委託化	
4.	9		新型コロナウイルス感染症対応のため臨時休館(5.16 から予約図書のみ貸出) (~5.28)	
4.	30		灘図書館トイレ改修工事	
5.	29		開館(サービス一部制限・座席撤去~6.14、6.16 から座席半数供用)	
6.	30		予約図書自動受取機サービス開始	
			返却ポストを設置(地下鉄三宮・花時計前駅)	
7.	3		神戸市立図書館条例改正(三宮図書館、名谷図書館)	
7.	10		兵庫図書館空調設備工事	
10.	14		返却ポストを設置(神鉄鈴蘭台駅)	
3.	1.	5	神戸市電子図書館の本格実施	
		15	新型コロナウイルス感染症対応のためサービス一部制限(~2.28)	
		21	神戸市立図書館条例改正施行(名谷図書館)	
		21	神戸市立図書館条例施行規則改正施行(名谷図書館)	
		2.	12	新長田図書館照明改修工事
		2.	18	中央図書館2号館1階トイレ改修工事(~7.11)
		2.	26	須磨図書館照明改修工事
		3.		新垂水図書館基本方針策定
		3.	24	神戸市立名谷図書館開館。座席管理システムを導入。
		4.	1	中央図書館に書籍消毒器設置
				組織改正により、総務課係名を廃止。総務係を総務ラインに、企画情報係を企画情報ラインとする
		4.	25	新型コロナウイルス感染症対応のためサービス一部制限・座席撤去 (~6.20 6.21 から座席半数供用)
		4.	27	新型コロナワクチン接種申込お助け隊配置 (東灘・灘・中央・兵庫 ~5.16)
		6.	1	神戸市電子図書館貸出点数2点・予約点数1点を各々3点に増加
		6.	3	制振用オイルダンパー交換工事(~7.5)
		6.	17	中央図書館2号館食堂が退店により閉鎖
		7.	1	神戸市立図書館条例改正(西図書館)
		8.	20	新型コロナウイルス感染症対応のためサービス一部制限・座席撤去 ~9.30 10.1 から座席半数供用)
		9.	1	新長田図書館照明設備他工事(~11.26)
		9.	11	兵庫図書館照明改修工事(~4.1.14)
		9.	14	中央図書館蓄電池更新工事(~4.2.4)
10.	9			北図書館照明設備改修工事(~12.23)
12.	25			中央図書館空気調和設備他改修工事(~7.15)
12.	31			神戸市外国語大学学術情報センター、神戸市看護大学図書館が、神戸市図書館情報ネットワークから離脱
4.	2.	7		中央図書館ブラインド・ロールスクリーン取替工事(~2.21)
	3.	31		北須磨文化センター予約図書受取コーナー廃止
				市民図書室への団体貸出休止
	4.	1		組織改正により、利用サービス課係名を廃止。市民サービス係、調査相談係、資料係をそれぞれ市民サービスライン、調査相談ライン、資料ラインとする
				子供サービス担当係長ポストを廃止
	4.	9		自動車図書館事故により、4.12 から代替車両により巡回開始
	5.	6		自動車図書館が通常運行を再開
	6.	28		児童コーナーを除き、全館の座席制限を解除
	6.	30		勤労会館取り壊しのため、三宮図書館閉館(仮移転に伴う休館7/1~7/25)
	7.	1		神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(三宮図書館、西図書館の開館日)
	7.	26		デザイン・クリエイティブセンター神戸(KIITO)2階へ仮移転

15. 各図書館、サービスポイント概要(令和3年度実績)

(1) 中央図書館

明治44年11月に開館した神戸市立図書館は、大正10年に現在地に移転し、大倉山の図書館として市民に親しまれている。

昭和55年には、中央図書館機能の充実と利用の増加に対応するため新館を建設した。平成7年の阪神・淡路大震災により移転当時の建物(旧館)は、大きな被害を受けたため建替工事を行い、平成9年、ロマネスク風の外観を再現し「2号館」として開館した。



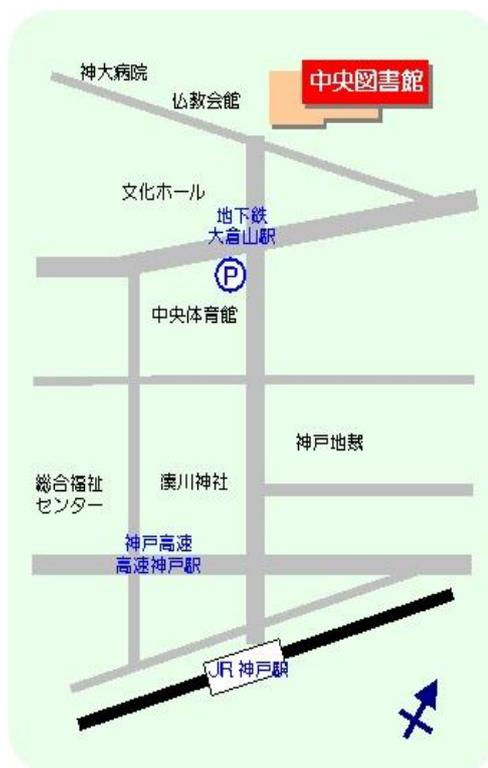
平成2年に、市制100周年記念事業として「神戸ふるさと文庫」を開設した。また、「松本海事文庫」、「吉川文庫」、「青丘文庫」、「藤田レコードコレクション」、「神戸キワニスこども文庫」の寄贈によるコレクションや、寄託資料による「神戸賀川サッカー文庫」、震災を記録し後世に伝える「震災関連資料(1.17文庫)」等を所蔵している。

○閲覧席数 ※新型コロナウイルス感染症対策により1号館1階の一般閲覧席数は50席のところ12席に、子供用閲覧席数も24席を0席に減席。一方でスツール席を増席。

1号館		スツール、ソファ等	
1階	12席(※児童コーナーは机撤去中)	123席(内子供用27席)	
2階	32席	4席	
3階	43席(座席指定)	12席	
計	87席	計	139席

2号館	
2階 閲覧室(1)	180席
3階 閲覧室(2)	68席
閲覧室(3)	36席(パソコン専用)
計	284席

1号館		2号館	
4階	事務室	特別コレクション室(青丘文庫) 研究室(1)(2)(3)	4階
3階	専門図書コーナー 参考図書コーナー 雑誌コーナー ビジネス支援コーナー レファレンスカウンター	震災関連資料室 閲覧室(2)(3)	3階
2階	神戸ふるさと文庫 震災関連資料コーナー(1・17文庫) 神戸賀川サッカー文庫 保存新聞コーナー	閲覧室(1)	2階
1階	一般図書コーナー 児童図書コーナー 神戸ふるさと文庫コーナー 子育て支援図書コーナー 雑誌コーナー 視聴覚資料コーナー	食堂(休止中) 自動車図書館事務室	1階



【展示や行事】

- ・資料展示
 - (1階エントランス) 11回 「つながりの歴史—手紙・電話・インターネットまで」
 - (1階展示ケース) 4回 “日本の世界遺産に迫る”「国宝 姫路城」など
 - (1階児童書展示) 12回 「おはなし世界一周」「伝記ってなあに？」など
 - (1階児童ミニ展示) 12回 「びっくり！植物のひみつ」「雨の日を楽しもう」など
 - (1階児童窓ガラス展示) 1回 「どんな本にであえたかな？～福袋の中身～」
 - (2階展示ケース) 5回 “神戸ゆかりの人たち—文学編—”「足立巻一」など
 - (3階ミニ展示) 40回 チョット！気になる本「未来予測を読み直す」など
- ・講演会
 - 「神戸セレクション」講演会(7/15)・ビジネス講演会「起業(ゆめ)を形に2022」(2/25)
 - ・夏休み特別おはなし会「おはなしたっぷりの会」(7/29)(こうべ子ども文庫連絡会共催)
 - ・自由研究応援講座「図書館で調べよう」(7/30)
 - ・親子工作会「牛乳パックでマジックボックスをつくろう！」(8/6)
 - ・読書ボランティアスキルアップ講座(2/24近刊紹介、3/19ボランティア交流会)
 - ・子供向けパスファインダー発行(全館共通)13種
 - ・パスファインダー、ブックリスト発行
 - ・「神戸の本棚」発行3回・「としょ☆ぴか」発行12回(毎月発行)・「書燈」発行2回

【学校との連携】

- ・見学(小学校) 9回 430人
- ・テーマ本集め 14回 442冊
- ・学校司書新規採用研修 1回 30人・学校司書ブロック別研修(オンライン)150人

【他部局・地域との連携】()内は連携先

○一般向け

〈1階エントランス展示〉

- ・「五色塚古墳を知ろう！」ミニ展示5/11～6/2(文化財課)
- ・歯科口腔保健啓発展示「歯と口から健康にしよう！」(6/18-30)(健康局)
- ・神戸セレクションPR展示7/1～15(神戸市産業振興財団)
- ・「第10回国際フルーツコンクール」展示(7/16-8/4)(市民文化振興財団、文化交流課)
- ・「戦災関連資料展」(8/5-19)(行財政局)
- ・自殺予防週間展示「ほっと一息 疲れを癒す自分時間」(9/1-16)(健康局)
- ・世界アルツハイマーデー展示「知ろう・学ぼう認知症」(9/17-30)(福祉局)
- ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間 拉致問題啓発パネル展」(12/10-15)(市長室)
- ・ビジネス支援展示「創業する前に知っておきたいこと」(1/29-2/27)(日本政策金融公庫)
- ・自殺対策強化月間展示「気分を春色にする読書のひととき」(3/1-31)(健康局)

〈その他〉

- ・出前トーク「図書館貴重資料に見る“こうべ”」(11/25)(市長室)
- ・出前授業神戸大学V.School「小学生の読書習慣向上プロジェクト」(12/21)(神戸大学)

○子供向け

- ・だっこでおはなし3回(神戸諏訪山児童館)・出前おはなし会(8/5)(神戸諏訪山児童館)
- ・神戸文化ホールオータムジャンボリー「千代野さんのわくわくドキドキ♪おはなし会」2回(10/3)(神戸文化ホール主催)
- ・「こども本の森 神戸」開館記念イベント『集まれ！こども本の森』出展「空と森のかりっこえほん」(資料展示、ワークショップ、読み聞かせ)(3/30)(文化交流課)
- ・すくすく赤ちゃんセミナーオンライン(7/20、9/22、11/26、1/28)(こども家庭局)
- ・連携展示「本の帯つくりました！図書委員のおすすめ本」(2/2～3/6)(神戸山手女子中学校高等学校)

(2) 東灘図書館

昭和49年2月に岡本に開館。平成25年9月に旧東灘区役所跡の現在地に移転開館し、複合施設内には住吉だんじり資料館が設置されている。一区一図書館整備完了後の地域図書館再整備として位置づけ、居心地の良い空間を目指した。地域図書館では初めて書庫、多目的室を備えている。子供たちに好評のおはなし会も移転後は毎週日曜以外にも毎月第2・4土曜日、第2水曜日と開催回数が増えボランティアにより続けられている。

○施設の特徴

地下 書庫

1階 一般書、児童書、対面朗読室

授乳室、おはなしの部屋、YA（ヤングアダルト）コーナー

2階 公衆無線LAN、自習席、多目的室

○閲覧席数

1階 56席（内子供用16席） スツール、ソファ等 28席（内子供用5席）

2階 77席（内無線LAN12席）

【展示や行事】

・図書展示 79回

（児童向け）「冬の昆虫もすごいぜ」（YA向け）「人生を変える名著」

（一般向け）「世界を知る手がかり」「居心地のよい家」他

・パスファインダー（調べ物ガイド：児童向け）「昔の暮らし」改訂

・バリアフリー映画会 「僕らのごはんは明日で待ってる」

・講座・講演 「大人の工作教室」

「地域歴史講演会：久原房之介と住吉村の人々」

「親子新聞教室」

「おうちで楽しむ絵本の選び方～孫と絵本を楽しもう」

「プログラミング体験講座 ロボットこくりは動くかな」

【学校との連携】

・見学 6回 272名（子供256名）

・出前見学 4回 245名（子供237名）

・テーマ本集め 27回 1332冊

・「読書シート」27年度に開始 住吉小学校、魚崎小学校

【地域との連携】（ ）内は連携先

・「土砂災害防止パネル展」（国土交通省六甲砂防事務所）

・パネル展示「東灘の移り変わり」（神戸アーカイブ写真館）、

・地域歴史講演会（住吉歴史資料館）

・受賞作品展示「住吉川絵画コンクール」「住吉川川柳コンクール」（住吉川清流の会、東灘区役所まちづくり課）

・「自殺予防週間関連展示：会えなくても伝えたい言葉」（神戸市精神保健福祉センター）

・「認知症展示：知って備える認知症～広げようオレンジの輪」（神戸市健康局）



(3) 灘図書館

平成元年4月に、旧王子図書館をJR六甲道駅前のフォレスタ六甲2階に移転開館した。元市会議長成瀬佐太郎・勝子ご夫妻の遺志により、市に寄贈された土地建物を基礎に設置され、サブネームを成瀬記念館と名づけている。視聴覚資料を収集・所蔵しており、館内の視聴覚コーナーでDVD等の視聴ができる。また、新着図書情報なども大型モニターで提供している。

区内の神戸文学館、王子動物園等の施設との催しや、近隣の学校との連携も盛んである。また、学校との連携では「読書シート」を市内で初めて実施した。

○施設の特徴（通常時）

視聴覚コーナー、多目的コーナー

YA（ヤングアダルト）コーナー

○閲覧席数 66席（内子供用16席）

○スツール、ソファ等 19席

【展示や行事】

・図書展示 65回

（児童向け）「のりもののえほん」、「えほんのなかのにんぎもの」

（一般向け）「台風と防災を考えよう」、「CINEMA×BOOKS」他

・特別おはなし会 「ハロウィンおはなし会」、「大人の朗読」、「気軽に落語会」

・講座（児童向け） 「アニメシオン」

・映画会 37回

【学校との連携】

・見学 3回 199名（児童187名）

・トライやるウィーク 0校 0名

・テーマ本集め 51回 1,405冊

・ブックトーク 4回 237名（灘小学校）

・「出前授業（エプロンシアター）」

・「読書シート」実施（継続） 成徳小学校、灘小学校、六甲小学校

【地域との連携】（ ）内は連携先

・「OJIZO0 特設掲示板」（王子動物園）

・連携展示「神戸ゆかりの本」他（神戸文学館）

・パネル展示「区制90周年」（神戸アーカイブ写真館）

・「気軽に落語会」（楽喜（ラッキー）落語研究会）

・「影絵の世界」（影絵劇団「白つめくさ」）



(4) 三宮図書館(令和4年7月1日～7月25日仮移転のため休館)

昭和35年に旧新聞会館9階の一室にオープン。昭和55年4月に神戸市勤労会館1階に移転。「わが街再発見コーナー」のテーマは“港”と“ビジネス”。約8万5千冊の蔵書中、社会評論、経済事情等ビジネス本も多く、よく利用されている。平成22年4月からは、開館時間を午後9時まで延長した。オンラインデータベース端末の設置や、公衆無線LANを利用できる「ワークスペース」の設置等、勤労者の課題解決支援に重点を置いている。

また、オフィス街にある図書館としての役割だけではなく、地域との連携にも力を入れ、毎週土曜日にはおはなし会を行っている。近隣の児童館、幼稚園にも出向いて、出張おはなし会を定期的実施している。

なお、都心再整備事業により令和4年度に神戸市勤労会館が解体されるため、令和4年7月26日からデザイン・クリエイティブセンター神戸(KIITO)の2階へ仮移転。

※ 仮移転の三宮図書館については、25ページを参照

○施設の特徴

ビジネスコーナー

YA(ヤングアダルト)コーナー

○閲覧席数 35席(内子供用6席)、無線LAN席6席

○スツール、ソファ等 25席(内子供用3席)

【展示や行事】

・図書展示 81回

(児童向け)「おしゃれ」、(YA向け)「スクールデイズ」

(一般向け)「いつもの日常に彩りを」、「ストレスを感じたら?」他

・読書週間行事「自動貸出機 de おみくじチャレンジ」

【学校との連携】

・幼稚園 出前授業 10回 児童 358人

・見学・まちたんけん 2回 児童 96人

・本へのとびら 1回 児童 86人(ブックトークテーマ「地震と防災」)

【地域との連携】()内は連携先

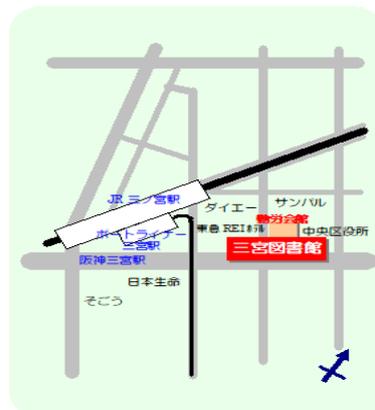
・「みる・きく・さわる」～“りか本”のよみきかせワークショップ～
(バンドー神戸青少年科学館)

・「だっこでおはなし」(地域子育て応援プラザ中央、生田川児童館)

・認知症展示「まずは知ることから 認知症」(福祉局介護保健課)

・パネル展示/イラスト展示「かわりゆく三宮」

(神戸アーカイブ写真館、イラストレーターもふもふ堂)



(5) 兵庫図書館

一区一図書館整備の最後の図書館として、平成8年5月にJR兵庫駅前に開館した。周りがガラス窓の広い館内は、明るい雰囲気。平成14年度より新設した「健康・福祉コーナー」などの資料を含め約10万冊の蔵書をそろえている。

おはなし会は毎月第2・3・4土曜日のほか、第4金曜日に乳幼児向けも開催し、多くの利用者が楽しみにしている。また、「戦災記念資料室」では行財政局所管の戦災関連資料の常設展示を行っている。

○施設の特徴

戦災記念資料室

健康・福祉コーナー YA (ヤングアダルト) コーナー

○閲覧席数 42席 (内子供用20席)

○スツール、ソファ等 33席

【展示や行事】

・ 図書展示 42回

(児童向け)「なつのだいぼうけん」(一般向け)「読む演劇」

「こんなとしょかんあったらいいな」(階段展示)

「田岡和也展 兵庫の銭湯」(ガラスケース展示)

「開館25周年記念企画 artunitWAKO あなたとほんとき」(館内展示)

・ パスファインダー (調べ物ガイド: 児童向け)「安全・防犯(改訂版)」

・ 本の紹介 「ほんのわだい」(新聞に書評が掲載された新着図書の紹介)

「ビブリアキッチン+」(管理栄養士監修の料理レシピと関連図書を紹介)

・ 参加型展示「開館25周年記念企画 タイムマシンにのって25才のあなたへ」

・ 特別企画「みんなで作ろう兵庫区かるた(読み札編)」

【学校との連携】

・ 見学 4回 171名 (子供160名)

・ インターンシップ 1校 1名 (19回)

・ テーマ本集め 26回 656冊

・ 高等学校への出前授業「小学校実習に向けた絵本の読み聞かせ講座」(県立夢野台高校)
「橘タウンミーティング」(市立神港橘高校)

・ 本へのとびら事業 2回 161名

【地域との連携】()内は連携先

・ 「おはなしゆりかご」(地域子育て支援センター兵庫)

・ 「だっこでおはなし」(御崎児童館)

・ 「夜の出張図書館・紙芝居さらやしきのおきく読み語り」(兵庫区こどもプロジェクト)

・ 「留学生版トライやるウィーク」(国際交流シェアハウスやどかり)

・ 「トークイベント『まちと本-④公共図書館のいま-』」(シオヤプロジェクト)

・ 「食べるをつくる月間『たべヨム@兵庫図書館』」(食べるをつくる実行委員会)

・ 「みんなの青空図書館」(兵庫区みらい会議)



(6) 北図書館

神戸市内で最も広い面積を占める北区の中心地、鈴蘭台に昭和 49 年に区民センター図書室として開館し、昭和 57 年に市立図書館に編入された。北区は緑あふれる豊かな自然に恵まれ、農村歌舞伎などの文化も深く根付いていることから、「わが街再発見コーナー」では“レクリエーション(アウトドア)と民俗芸能”をテーマに資料を収集している。

平成 14 年に児童書を 2 階に移動し児童室を設けるなど大幅な施設改修を行い、平成 26 年度には耐震化工事を実施した。

館内に設置した多目的室では定例のおはなし会、読書会を行っている。

○施設の特徴

- 2 階 児童書、多目的室、学習室(無線 LAN 利用可)、YA (ヤングアダルト) コーナー
- 3 階 一般書、絵本コーナー

○閲覧席数 34 席 (内子供用 10 席)、自習可 76 席

○スツール、ソファ等 22 席

【展示や行事】

- ・ 図書展示 96 回
 - (児童向け) 「すくすくそだてぐんぐんのびろ」他 ハッピーバッグ(本の福袋)
 - (YA 向け) 「日本の文豪たち」「夢を追いかける」他
 - (一般向け) 「再発見ふるさと」「くらしをリセット」他
- ・ パスファインダー (調べ物ガイド: 児童向け) 「天気」「遊び」「ユニバーサルデザイン」
- ・ 本の紹介 「ほんのわだい」「ビブリアキッチン」「ほんのわ」(YA 向け図書館だより)
- ・ 特別おはなし会 「おはなしプレゼント」「大人のためのおはなし会」他
- ・ 工作会 「手づくりきんぎょつかまえた！」(夏休みイベント)
- ・ 「あなたの『推し本』教えてください～POP コンテスト 2021～」(YA 向け)
- ・ 読書会

【学校との連携】

- ・ 見学 6 回 149 名 (子供 135 名)
- ・ テーマ本集め 30 回 917 冊
- ・ 本へのとびら事業 2 回 107 名

【地域との連携】() 内は連携先

- ・ 出前トークイベント及び図書展示 (ベルスト鈴蘭台、北区役所管理組合)
- ・ 「本の案内しよっ」一般向け出前図書紹介 (鈴蘭台ブックストリート参加施設他)
- ・ 中高生読書交流会 (すずらんだい児童館)
- ・ 出前おはなし会 (君影保育所、鈴蘭台西町保育所他)
- ・ 出前おはなし会 (NPO 法人運営の障害のある小中学生を対象にした学童保育施設)
- ・ 「だっこでおはなし」(すずらんだい児童館、地域子育て支援センター北)



(7) 北神図書館

本区を超える面積をもつ北神地域の中心、藤原台に平成7年北神分館を開館したが、平成31年4月にエコー・リラ南館4階に移転・リニューアルし、北神図書館として開館した。蔵書数は約10万冊から12万冊に増加、読み上げ機能付き拡大読書機や書籍消毒機、オンラインデータベースを設置している。図書館入り口前のブックラウンジや遊び心ある書架など機能だけでなくデザインも重視した図書館となった。大規模なニュータウンが開発され、さらに大型ショッピングセンターなどの進出が著しいため、西宮市、三田市など隣接市町からの利用者も多い。

○施設の特徴

セミナールーム、学習室（公衆無線LAN利用可）

おはなしの部屋、キッズアイランド

YA（ヤングアダルト）コーナー、ビジネスコーナー

○閲覧席数 44席（内子供用12席）、自習可79席（内無線LAN席31席）

○スツール、ソファ等 47席

【展示や行事】

・図書展示 98回

（児童向け）「どんなおしごとしてみたい？」他

（YA向け）「おうちCAFÉ OPEN！」他

（一般向け）「アートに触れよう！」他

・パズファインダー（調べ物ガイド：児童向け）「戦争・平和」他

・本の紹介 「ほんのわだい」「ビブリアキッチン」

（兵庫・北・名谷図書館と同内容）

・講座、講演会 「絵手紙講座」「栄養士による健康講座」

「大人のためのストーリーテリング」

・児童向け調べ学習イベント「ロボットプログラミングに挑戦」

・「北神で川柳読んで笑おうね」（川柳を募集し、入賞作品の冊子配布）

・塗り絵の展示（児童向け）「きのこ」「ぶどう」「ふうせん」「ロボット」他

（大人向け）「花」「海」「鳥」「おひなさま」他

【学校との連携】

・見学 9回 103名（子供84名）

・テーマ本集め 31回 823冊

・ブックトーク 2回 197名（有野小学校）

【地域との連携】（ ）内は連携先

・工作ライブ！ラリー！「スイカレター作りに挑戦だ！」

「クリスマスブーツを作ろう」（エコー・リラ）

・「映画サロン応援展示」（北神区民センター）

・「有馬文庫出張展示」（北神区役所有馬出張所）



(8) 新長田図書館

平成7年12月に旧長田図書館のあった観音山から移設開館し、長田区の特徴を活かした「韓国・朝鮮図書コーナー」を設け、平成14年度には、中国・モンゴル・東南アジア諸国を加えた「アジアコーナー」を新たに開設した。多目的室では、乳幼児から児童向けの各種おはなし会の定例行事や企画イベントのほか、目の不自由な人への朗読サービスも実施している。また、地元 NPO 法人と連携した定住外国人の子供たちを対象にした絵本の出前読み聞かせ会など、アウトリーチ活動も積極的に行っている。

○施設の特徴

多目的室（対面朗読、おはなし会等行事）

アジアコーナー YA（ヤングアダルト）コーナー

○閲覧席数 30 席（内子供用 16 席）

○スツール、ソファ、椅子等 28 席

○自習コーナー 8 席（原則日曜日のみ、行事の際は使用不可）

【展示や行事】

・図書展示 84 回

（児童向け）「はじめてのえほん」（YA 向け）「古典をカンタンに読む」「#映え」

（一般向け）「冷える本あり図」「沼-NUMA-これ、はまりやすいため注意」他

・パスファインダー（調べ物ガイド：児童向け）「宇宙」他

・講座、講演 「アニメシオン・本であそぼう」（児童向け）

「気分はアーティスト！プロ作家とトレーシング」「映画監督・濱口竜介氏講演会『文学と映画』」他（一般向け）

【学校・園との連携】

・見学 3 回 87 名（子供 79 名）

・テーマ本集め 46 回 1192 冊

・出前おはなし会（幼保連携型認定こども園ほそだ）

【地域との連携】（ ）内は連携先

・「ほのぼのひろば」育児講座付き絵本の読み聞かせ（地域子育て応援プラザ長田）

・出前おはなし会（神戸定住外国人支援センター、ふたば学舎他）

・だっこでおはなし（長田児童館）

・パネル展示「空から見る神戸の被害 38 分間 阪神淡路大震災」他（神戸アーカイブ写真館）

・「しんながた・くにづかローカル&ワールドフェスティバル」で絵本の読み聞かせブース（くにづかりポーンプロジェクト）



(9) 須磨図書館

昭和56年9月に神戸市で8番目の図書館として開館。講座や催し物で賑わう須磨区文化センターの1階にあり、近くには、消防署や須磨体育館がある。緑豊かな下中島公園に隣接し、桜並木の名所として知られる妙法寺川公園にもほど近い。一般書・児童書を中心に蔵書している。子供と一緒に座って絵本を読むことのできる広めのカーペットコーナーでは、毎月第2土曜日は、ストーリーテリングなどのおはなし会、第1金曜日、第3・4土曜日は、絵本の読み聞かせや紙芝居・手遊びなどのおはなし会を開催している。

○施設の特徴

- ・カーペットコーナー
- ・YA（ヤングアダルト）コーナー
- ・子供調べ学習コーナー
- ・ユニバーサルコーナー

○閲覧席数 17席（内子供用9席）

○スツール、ソファ等 30席

【展示や行事】

- ・図書展示 103回
（児童向け）「1・2・3の絵本」「おばけがいっぱい」他
（YA向け）「ようこそゲームの世界へ」「癒しを探して」他
（一般向け）「須磨を振り返る」「育メン応援！パパにおすすめする本」他
- ・パステインダー（調べ物ガイド：児童向け）「防災」
- ・おはなし会 「特別おはなし会」、「こわいおはなし会」
- ・本の福袋 「図書館福袋」
- ・クイズラリー 「アブナイすまとしょかん」
- ・YAかわら版「本の紹介」

【学校園との連携】

- ・テーマ本集め 13回 433冊
- ・出前おはなし会（須磨みどり幼稚園） 10回 173名（子供161名）
- ・出前授業「こども文化」（県立須磨友が丘高校）

【地域との連携】（ ）内は連携先

- ・「だっこでおはなし」（おやこぷらっとひろば須磨）
- ・出前おはなし会（たかとり児童館）
- ・「おはなし会&キンボール体験」（須磨体育館）
- ・パネル展示「須磨 今昔写真館」（神戸アーカイブ写真館）
- ・インターンシップ（神戸女子大学）



(10) 名谷図書館

令和3年3月24日に神戸市で12番目の図書館として、大丸須磨店の4階に開館。駅前再整備事業「リノベーション・神戸」として、百貨店のリニューアルに合わせ、六甲山材など木材を多用した温もりのある空間として整備した。一般書と児童書のコーナーをそれぞれ図書館の両端に分けて配置し、静かに読書できる空間と、子供連れが気兼ねなく使える空間を両立させた。また、学生や社会人の読書や学習の支援として、個人用ブース、パソコン使用可能なテーブル席など多様な席を用意し、神戸市では初めて「座席管理システム」を導入した。さらに、地域に暮らす人の憩いとコミュニケーションの場として、図書館外のエスカレーター横に飲食可能なキッズコーナーと新聞コーナーを設置し、休館日も利用可能とした。

○施設の特徴

おはなしの部屋 寝ころびスペース

ヤングアダルトコーナー テーマ展示棚

○座席総数

149席

- ・ 閲覧席数 38席 (内子供用16席)
- ・ 自習席 40席 (カウンター17席、パソコン使用16席、個人ブース7席)
- ・ グループ学習室 4席
- ・ 新聞コーナー 12席
- ・ スツール、ソファ等 55席 (内子供用10席)

【展示や行事】

- ・ 図書展示 29回
(児童向け)「としょかん どうぶつえん」「しゅくだい おたすけします」他
(一般向け)「ワタシのイチ推し本@大丸須磨店、@名谷図書館」他
- ・ 本の福袋 「おたのしみ袋って言われるんです」
- ・ おはなし会 「プチおはなし会」他、リクエストに応じた「おはなしプレゼント」
- ・ 本の紹介 「ほんのわだい」「ビブリアキッチン+」
- ・ スタンプラリー「キングオブブック」、「図書館えんにち」、「サイエンス・ラボ」
- ・ 多世代を対象とするテーマ展示棚
「初めての子育て」「働くって?」「人生後半を生きる」「子どもと本」他19種

【学校園との連携】

- ・ 見学 6回 93人 (子供79人)

【地域との連携】()内は連携先

- ・ 輝け☆須磨オヤジ塾 (須磨区役所まちづくり課 他)



(11) 垂水図書館

平成3年11月、JR垂水駅前のレバンテ垂水2番館に、区役所、保健所、勤労市民センターと共に開設した。図書館の周辺は、商業施設・医院・バスターミナルなどがある垂水区の中心地で、連日多くの人に利用されている。

平成23年度には国の交付金を活用して、雑誌バックナンバー収納棚を新設し、絵本コーナーの収納冊数を増やした。

○施設の特徴

YA（ヤングアダルト）コーナー

○閲覧席数 32席（内子供用16席）

○スツール、ソファ等 36席（内子供用4席）

【展示や行事】

- ・図書展示 75回
（児童向け）「神話と昔話」「冬のあしおと」他
（YA）「本しか勝たん。」「サクラサク 未来の自分をつくる本」「文豪ってどんな人？」他
（一般向け）「図書館の本の探し方」「読みたかった あの！受賞作」他
- ・パスファインダー（調べ物ガイド：児童向け）「地震 阪神・淡路大震災」
- ・特別おはなし会 「おとなのためのおはなし会」「手話のおはなし会」他
- ・児童向け講座 「夏休み！親子新聞教室」他
- ・大人向け講座 工作教室「ちぎり絵でつくるポストカード」
- ・おすすめ本の福袋「たるるんの RUCKY BAG」
- ・垂水図書館キャラクターぬりえ配布
- ・垂水図書館30周年記念行事「お祝いの樹」「バースデーケーキフォトスポット」

【学校園との連携】

- ・見学 11回 521名（子供492名）
- ・テーマ本集め 32回 988冊
- ・出前図書館見学 垂水、神陵台小学校
- ・出前授業「絵本読み聞かせ講座」伊川谷北高校
- ・職場体験受入 いぶき明生支援学校
- ・「図書館を使った調べる学習コンクール」垂水、霞ヶ丘小学校他
- ・「読書シート」垂水、霞ヶ丘、千鳥が丘、高丸、千代が丘小学校他
- ・「プリマヴェーラ・フェスタ@垂水図書館」伊川谷高校ボランティア部他

【地域との連携】（ ）内は連携先

- ・「宇宙のおはなし会」（しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西・神戸ウエスト）
- ・パネル展示「垂水図書館30周年今昔写真展」（神戸アーカイブ写真館）
- ・「だっこでおはなし」（愛垂児童館） ・「出前おはなし会」（東垂水児童館）
- ・「自殺予防週間関連展示」「自殺対策強化月間関連展示」（神戸市精神保健福祉センター）



(12) 西図書館 (令和4年9月1日～9月30日移転のため休館)

平成元年4月に伊川谷町から移転開館した。ニュータウンの中心にあり、大型商業施設に隣接しているため、土・日曜日は特に利用が多い。平成23年度には国の交付金を活用し、雑誌コーナーや児童コーナーの再整備を行った。

毎週日曜日にはおはなし会を開催している。また、埋蔵文化財センターや公民館と連携し、子供から大人まで幅広く楽しめる行事や、時事に即したテーマ本展示を活発に行っている。書架整理や返本などご協力いただくフロアボランティアの方々の活動も盛んである。令和4年10月に西神中央駅西側の美賀多台1丁目に整備した「なでしこ芸術文化センター」に移転開館する。

○施設の特徴

- YA (ヤングアダルト) コーナー
- 閲覧席数 47席 (内子供用 29席)
- スツール、ソファ等 24席 (内子供用 5席)

【展示や行事】

- ・ 図書展示 53回
 - (児童向け) 「ほしをみあげて」「たべものの秋み一つけた」他
 - (YA向け) 「脱炭素社会へ向けて」他
 - (一般向け) 「からだにいいもの食べてる?」「すぐに防災グッズ使えますか?」「本の叫び 本だってツライんです」他
- (参加型展示) 「あつまれ!! どうぶつ大集合!!」
- ・ パスファインダー (調べ物ガイド: 児童向け) 改訂「バリアフリー」
- ・ 季節のおはなし会

【学校園との連携】

- ・ 見学 4回 99名 (子供86名) 神出小学校他
- ・ 出張授業「図書館見学」3回 112名 (子供106名) 枝吉小学校他
- ・ テーマ本集め 58回 1,917冊
- ・ 「読書シート」の実施 (継続) 7校
- ・ 学校園向け通信「いっとこ! としょかん」の発行

【地域との連携】 () 内は連携先

- ・ 連携展示「神戸うつりかわる町とくらし2～昭和ノスタルジー～」他
夏休みスタンプラリー (神戸市埋蔵文化財センター)
- ・ パネル展示「神戸の神社を訪ねて 西区の神社 Part2」(神戸アーカイブ写真館)
- ・ 親子で楽しむ料理教室 第20回「おはなしたべちゃえ!」(パンケーキ編) 他
(神戸市立玉津南公民館、オリンピック神戸西)
- ・ あおぞらプラザ、プラザだより vol148 原稿執筆 (地域子育て応援プラザ西)
- ・ 自殺予防週間関連展示「リモート旅でリフレッシュ」(健康局)
- ・ 認知症展示「正しく知ろう認知症」(福祉局)



(13) 自動車図書館

昭和47年度に北区内でサービスを開始し、新興住宅地の開発や地元要望により、須磨区、西区にも巡回ステーションを開設した。平成27年度には、予約図書受取コーナーの整備に伴うステーションの統廃合を行い、新たに垂水区（北部）にも巡回を開始した。その後も住民要望により、垂水区（平成28年度）、北区（平成29年度）に巡回ステーションの増設を行った。

平成28年度はふるさと納税寄附金（約1,000万円、3件）を活用して、自動車図書館車輛の更新を行った。また、車体には「ワケトン」の作者である the rocket gold star（ザロケット ゴールドスター）山崎 秀昭氏によるイラストを描き、子供にも親しみの持てるものとした。

新しい車輛を導入したことにより、自動車図書館の持つ機動性等を活かしたフレキシブルなサービスが期待されている。

※巡回ステーション一覧（P.2）

○車輛

- 車種：3.5tトラック改造
- 積載冊数：3,000冊（内外架）
- ※電動巻取りテント装備



菅生公園（北区）

(14) 予約図書受取コーナー

市民図書室に開設した「予約図書受取コーナー」は、神戸市立図書館ネットワークサービス（K-lib ネット）により貸出予約申請をした図書を、図書館以外で受取ができる窓口である。市民図書室管理者が業務を行い、指定日には設置区の地域図書館スタッフが応援に出向いている。

市民図書室以外では、神戸深江生活文化史料館、王子スポーツセンター、BRANCH 神戸学園都市及び玉津南公民館に設置している。北須磨文化センター予約図書受取コーナーは、令和4年3月31日をもって廃止。※開設場所一覧（P.3）。

○利用可能なサービス内容

- ・インターネットで予約申込みをした図書の受取（予約連絡方法は、eメールに限定）
- ・市立図書館や「予約図書受取コーナー」で借りた図書の返却



ひよどり台小学校市民図書室→

(15) 予約図書自動受取機

○予約図書自動受取機（令和2年6月30日サービス開始）

地下鉄海岸線三宮・花時計前駅改札口近くに予約図書を自動で受け取れる設備を設置。約1,000冊収容でき、利用者は図書館カードを持参して5時30分から24時まで受け取ることができる。（全国で2例目）三宮図書館の仮移転期間中、図書館サービスを補完するために設置した。



○返却ポスト（平成31年1月25日からサービス再開）

平成29年3月にサービスを終了した、図書館外での返却ポストの設置を平成31年1月から再開した。

設置場所は JR 灘駅、地下鉄西神山手線名谷駅、JR・山陽電鉄垂水駅周辺、上記地下鉄海岸線三宮・花時計前駅予約図書受取機の隣、神戸電鉄鈴蘭台駅。（市内5か所）



（鈴蘭台駅 返却ポスト）

16. その他の読書施設

(1) 市民図書室

地域への身近な図書サービスを提供するため、学校施設開放の一環として教育委員会が実施している。地元の要望と協力（「施設開放運営委員会」の結成等）にもとづき、市立小・中学校の余裕教室や学校図書館の一角などに市民向け図書室を設置している。

・所 管： 教育委員会総務課政策係 ※一覧は資料編 (P.50)

(2) 北須磨文化センター図書室

平成16年7月から須磨区北部（北須磨地区）のニュータウンにある北須磨文化センター内図書室で、市立図書館所蔵資料の取り寄せサービス（予約図書受取コーナー）を開始した。

多くの利用があったが、名谷図書館の開館（令和3年3月24日）後は利用が減少したため、予約図書受取コーナーは令和3年3月末で終了した。

《概要》

○開館時間

平日：10:00～19:00

日・祝：9:00～17:00

○休館日

毎月第1・3・5月曜日、年末年始（12月28日～1月4日）春の蔵書点検期間

○問合せ先・所在地

北須磨文化センター図書室

須磨区中落合3丁目1-2

[Tel:791-0949](tel:791-0949)

(3) 神戸市外国語大学図書館

神戸市外国語大学図書館の所蔵資料は、市立図書館窓口で図書館間相互貸借制度による取り寄せができる。また、市外国語大学が実施している図書館市民利用制度により、市民が直接閲覧や貸出サービスを受けることも可能である。

《図書館市民利用制度について》

○利用できる方

満18歳以上で下記のいずれかに該当すること。ただし、高校生と他大学に所属の方および大学受験のための利用は除く（神戸市在住でも登録はできない）。

- ・神戸市内に居住していること
- ・神戸市内の事業所等に勤務していること
- ・その他学術情報センター長が認めた場合

○利用できる日と時間

- ・授業期間中の月曜～金曜日（8:40-21:30）但し4月及び試験期は利用できない。
土曜日（10:00-18:00）
- ・夏季・冬季・春季の休業期間の月曜～金曜日（9:00-16:30）

○利用可能なサービス

- ・資料の閲覧
- ・資料の複写（著作権法で認められた範囲内。有料）
- ・図書の貸出（5冊まで、貸出期間2週間）

○利用手続き

登録には登録料500円が必要。手続きが終了すると利用者カードを渡す（有効期間1年間）。

○問合せ先・所在地

神戸市外国語大学（図書館）

西区学園東町9丁目1

[Tel:794-8153](tel:794-8153)

(4) こども本の森 神戸

「こども本の森 神戸」は、対象年齢に関係なく、自由に本とふれあえる、こどものための文化施設。建築家・安藤忠雄氏からの寄付により、令和4年3月25日に開館。名誉館長に竹下景子氏が就任。

《概要》

○コンセプト

- ・命の大切さと震災の教訓の継承
- ・公園の自然の中から生まれる好奇心
- ・自由な空間と体験で育む創造力
- ・神戸の歴史・文化との出会い
- ・世代間とウォーターフロントへのつながり

○面積・蔵書数

鉄筋コンクリート造 地上2階 延床面積約570平方メートル
蔵書数 約18,000冊

○開館時間

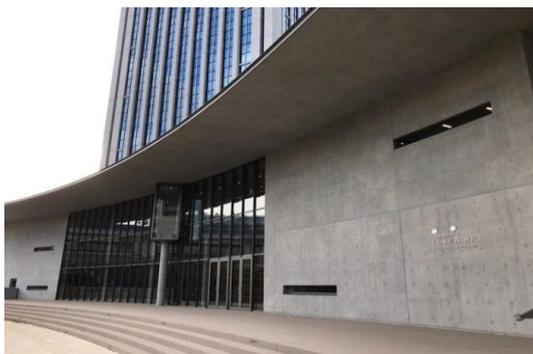
9:30 ~ 17:00

○休館日

月曜日(祝日の場合は開館、翌平日が休館)、蔵書点検期間、年末年始

○問合せ先・所在地

神戸市中央区加納町6丁目1-1 こども本の森 神戸 [Tel:325-1125](tel:325-1125)



外観



落下防止策が施された本棚

資料編

1. 図書館、サービスポイント別利用実績の推移

(1) 登録者数

年度	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	S P	計
H.29	69,063	5,568	53,647	49,767	45,490	21,659	18,265	22,380	17,619	18,425	—	46,533	44,412	522	413,350
H.30	68,081	5,138	55,900	48,687	46,043	21,463	18,096	22,186	17,694	18,464	—	46,153	44,363	601	412,869
R.1	66,705	4,876	57,886	47,510	46,275	21,070	17,731	26,605	17,490	18,351	—	45,847	44,294	691	415,331
R.2	64,751	4,164	59,435	45,673	45,394	20,251	17,094	27,053	17,024	17,878	4,431	44,803	43,140	934	412,025
R.3	62,069	3,958	60,979	43,897	44,153	19,357	16,413	27,189	16,316	17,181	17,299	43,326	40,750	803	413,708

(2) 貸出人数

年度	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	S P	計
H.29	242,997	19,394	307,300	239,030	241,213	113,116	93,505	110,455	92,340	97,284	—	229,171	283,259	36,929	2,105,993
H.30	237,976	18,726	303,306	237,801	241,583	113,504	89,958	108,813	90,514	97,034	—	232,283	285,591	41,985	2,099,074
R.1	226,731	17,904	290,490	229,874	230,615	105,109	83,481	153,554	84,523	94,273	—	221,746	268,657	47,403	2,054,360
R.2	187,736	14,904	253,526	195,214	173,714	85,666	70,673	122,116	67,019	81,650	3,989	176,464	213,303	70,998	1,716,972
R.3	202,988	17,987	297,301	227,883	185,048	98,932	78,669	139,902	72,304	92,594	190,206	202,497	235,784	88,606	2,130,701

(3) 貸出冊数

年度	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	S P	計
H.29	792,419	87,628	984,879	707,441	588,449	315,207	311,046	372,549	290,440	339,942	—	681,155	883,908	90,854	6,445,917
H.30	780,665	84,403	965,449	701,702	591,002	313,830	296,598	369,258	281,025	340,510	—	685,448	887,677	107,227	6,404,794
R.1	748,380	78,325	923,720	679,926	571,374	291,152	271,154	530,502	261,188	324,380	—	652,507	821,743	121,204	6,275,555
R.2	650,122	68,960	823,331	595,240	447,144	246,604	227,531	428,162	210,650	289,145	14,571	540,260	667,886	153,736	5,363,342
R.3	703,420	81,455	974,305	710,137	477,029	294,939	266,648	494,881	242,135	327,486	561,596	618,688	734,394	168,872	6,663,846

(4) 予約貸出冊数

年度	中央	自動車	東灘	灘	三宮	兵庫	北	北神	新長田	須磨	名谷	垂水	西	S P	計
H.29	100,122	11,168	263,473	208,314	229,936	81,902	72,672	81,154	68,593	70,629	—	195,317	229,768	88,078	1,701,126
H.30	104,249	11,352	266,095	211,937	235,417	83,079	71,557	80,803	70,956	71,700	—	201,279	236,071	102,683	1,747,178
R.1	98,987	10,963	259,077	211,985	224,718	78,865	66,738	84,567	68,872	67,958	—	194,364	225,185	114,626	1,706,905
R.2	93,646	10,174	245,642	193,806	175,745	72,571	61,274	83,575	60,247	67,486	0	170,318	197,832	145,361	1,577,677
R.3	100,786	11,553	295,525	222,379	186,150	78,590	69,701	92,565	63,266	74,672	96,388	184,413	244,528	160,282	1,880,800

2. 市民図書室一覧

区	学校名等	所在地	区	学校名等	所在地
東灘区	東灘小学校	深江北町2丁目4-1	長田区	丸山ひばり小学校	西丸山町3丁目2-1
	魚崎小学校	魚崎中町4丁目10-8		長田小学校	西山町2丁目4-1
	プラザ本山	岡本1丁目7-3		御蔵小学校	一番町4丁目1
	本山第三小学校	本山中町1丁目2-35		長田南小学校	神楽町1丁目3-1
	RICコミュニティプラザ	向洋町中5-15(RICセントラルタワー)		駒ケ林小学校	野田町6丁目1-16
	住吉中学校	住吉山手1丁目11-1		雲雀丘中学校	雲雀ヶ丘1丁目1-1
灘区	美野丘小学校	箕岡通1丁目3-17	須磨区	高倉台小学校	高倉台4丁目1-1
	摩耶小学校	畑原通4丁目1-1		東須磨小学校	堀池町1丁目2-1
	灘の浜小学校	摩耶海岸通2丁目2-1			
中央区	湊小学校	東川崎町1丁目4-1		横尾小学校	横尾5丁目3
兵庫区	神戸祇園小学校	下三条町11-1		神の谷小学校	神の谷5丁目1-1
	夢野の丘小学校	東山町4-20		松尾小学校	北落合2丁目13-1
	会下山小学校	上沢通1丁目3-26		菅の台小学校	菅の台4丁目3-2
	兵庫大開小学校	大開通4丁目1-39	垂水区	塩屋北小学校	塩屋北町4丁目10-1
	和田岬小学校	和田宮通6丁目1-18		下畑台小学校	桃山台3丁目20
	浜山小学校	材木町4丁目2		つつじが丘小学校	つつじが丘3丁目1385-79
	藤原台小学校	藤原台南町1丁目13-1		乙木小学校	美山台2丁目1-1
西山小学校	西山1丁目67	東垂水小学校		王居殿2丁目5-25	
ありの台小学校	有野台5丁目2	千鳥が丘小学校		千鳥が丘3丁目10-37	
唐櫃小学校	唐櫃台2丁目39-1	東舞子小学校		舞子台4丁目10-1	
谷上小学校	山田町下谷上字中上16	西舞子小学校	狩口台3丁目1-2		
箕谷小学校	松が枝町1丁目11	西脇小学校	西脇町1丁目8-6		
桂木小学校	桂木1丁目2-5	多聞東小学校	学が丘4丁目1-1		
広陵小学校	筑紫が丘2丁目9-1	小東山小学校	小東山7丁目868-362		
筑紫が丘小学校	筑紫が丘3丁目4-1	多聞台小学校	多聞台3丁目9-29		
桜の宮小学校	若葉台1丁目3-15	神陵台小学校	神陵台3丁目1-1		
甲緑小学校	緑町7丁目12-10	歌敷山中学校	歌敷山2丁目4-1		
山田小学校	山田町中字長尾サ1	西区	小寺小学校	学園西町5丁目5	
小部東小学校	鈴蘭台北町7丁目11-22		有瀬小学校	伊川谷町有瀬字金井場1137-1	
泉台小学校	泉台3丁目1-4		狩場台小学校	狩場台3丁目6-1	
北五葉小学校	北五葉3丁目7-1		樫野台小学校	樫野台3丁目3-1	
南五葉小学校	南五葉3丁目1-1		木津小学校	桜が丘東町5丁目149-31	
星和台小学校	星和台6丁目21		桜が丘小学校	桜が丘中町3丁目3-2	
ひよどり台小学校	ひよどり台3丁目3		月が丘小学校	月が丘7丁目2	
藍那小学校	山田町藍那字蛇谷1-10		北山小学校	北山台3丁目26-1	
道場小学校	道場町塩田1460		美賀多小学校	美賀多台6丁目1	
大沢小・中学校	大沢町中大沢976		平野小学校	平野町宮前301	
鹿の子台小学校	鹿の子台北町6丁目34-1	神出小学校	神出町田井444		
好徳小学校	淡河町野瀬487	岩岡小学校	岩岡町古郷267		
淡河小学校	淡河町萩原524	計 81か所			
大池中学校	西大池2丁目24-3				

※網掛けは予約図書受取コーナー開設場所（12か所）

3. 新型コロナウイルス対応の記録

期間	図書館サービス	国・神戸市の方針等
2020年 1/30(木) ～	感染対策拡充 消毒液利用啓発、職員マスク着用	1/29 大阪で陽性者確認 1/30 に WHO 「国際的な緊急事態」を宣言
2/27(木) ～	おはなし会等行事・対面朗読を休止	2/26 に市が対策方針を出すことが決まり急遽決定
3/3(火) ～ 3/15(日)	閉館・臨時窓口での予約図書貸出 レファレンスサービス、郵送貸出、 自動車図書館のみ実施 蔵書点検、館内整備	【2/7 指定感染症指定(政令)】 【2/28 市対策方針第1弾】 市有施設は 3/3(火)～3/15(日) 閉館
3/17(火) ～ 4/8(水)	制限付き開館(座席等は撤去) 館内閲覧用資料利用制限	【3/11 市対策方針第2弾】 図書館等は 3/17(火) から開館 【3/23 市対策方針第3弾～第5弾追加】 図書館等は開館継続
4/9(木) ～ 5/15(金)	全面閉館 蔵書点検、館内整備	【4/7 兵庫含む7都府県に政府緊急事態宣言～5/6】 【4/8 市対策方針第6弾】 市有施設は 4/9(木)～5/6(水) まで閉館 【4/16 緊急事態宣言全国へ拡大】 【4/16 兵庫含む13都府県を特定警戒都府県指定～5/31】 【4/28 市対策方針第7弾】 市有施設は 5/31(日) まで閉館延長 【5/4 政府緊急事態宣言延長～5/31】
5/16(土) ～ 5/28(木)	閉館・臨時窓口での予約図書貸出 レファレンスサービス、郵送貸出のみ実施	【5/14 緊急事態宣言が全国ではなくなるが兵庫は継続】 【5/15 市対策方針第7弾改定】 図書館閉館継続、5/16(土) から予約図書貸出のみ実施
5/29(金) ～ 6/14(日)	制限付き開館(座席等は撤去・30分滞在) 館内閲覧用資料利用制限緩和	【5/21 兵庫は緊急事態宣言解除】 【5/25 全国の緊急事態宣言解除】 【5/22 市対策方針第8弾】 図書館は 5/29(金) から開館、以降段階的に制限緩和
6/16(火) ～	通常開館 制限緩和(座席等の供用を再開、ただし半数程度に間引く)	【5/28 市対策方針第8弾改訂】 図書館は 6/16(火) からサービス制限緩和
7/1(水) ～	おはなし会等主催行事・対面朗読を、感染防止対策の整った所から順次再開	7/17 県が「感染警戒期」に入ったと発表 【9/18 市対策方針第9弾～10弾改定】 【1/9 市対策方針第11弾】 「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」設置

<p>2021年 1/15 (金) ～ 2/28 (日)</p>	<p>三宮図書館の閉館時間を 20 時に繰り上げ おはなし会、対面朗読は、参加者やボランティアに感染リスクの高い人が多く休止</p>	<p>【1/13 兵庫に緊急事態宣言 ～2/7】 【1/14 市対策方針第 12 弾～12 弾改定】 市有施設は 20 時まで 【2/2 緊急事態宣言延長 ～3/7】</p>
<p>3/2 (火) ～</p>	<p>三宮図書館は通常開館時間に戻す おはなし会等主催行事・対面朗読を、感染防止対策の整った所から順次再開</p>	<p>【3/1 兵庫は緊急事態宣言解除】 【3/1 市対策方針第 13 弾～R3 第 1 弾】 【3/21 全国の緊急事態宣言解除】</p>
<p>4/6 (火) ～</p>	<p>三宮図書館の閉館時間を 20 時に繰り上げ</p>	<p>【4/5 兵庫をまん延防止等重点措置実施区域に指定】 【4/5 市対策方針 R3 第 1 弾改定】 市有施設は 20 時まで</p>
<p>4/25 (日) ～ 6/20 (日)</p>	<p>制限付き開館 (座席等は撤去・30 分滞在) 名谷図書館の閉館時間を 19 時に繰り上げ (6/2 からは通常時間) 休止：雑誌・新聞最新号提供 マイクロフィルム・DB 提供 対面レファレンス 他都市等からの資料借り入れ 館主催行事 対面朗読 特別コレクション室利用 混み合った場合は入館制限</p>	<p>【4/25 兵庫含む 4 都府県に緊急事態宣言 ～5/11】 【4/24 市対策方針 R3 第 2 弾】 市有施設は閉館・利用制限の中、図書館のみ 20 時まで開館 【5/12 緊急事態宣言区域拡大・延長～5/31】 【5/10 市対策方針 R3 第 2 弾改定】 市有施設の利用制限緩和 【5/28 緊急事態宣言延長 ～6/20】 【5/31 市対策方針 R3 第 2 弾再改定】 市有施設の利用制限再緩和 【6/18 市対策方針 R3 第 3 弾】 イベント関連市有施設は 21 時まで開館、その他の市有施設は 20 時まで 【6/20 兵庫・京都緊急事態宣言解除】</p>
<p>6/21 (月) ～ 7/31 (土)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三宮図書館の閉館時間は 20 時 (勤労会館の動向に合わせる) ・緩和：座席を半減して提供 30 分滞在撤廃 休止していたサービスのうち対面朗読以外は再開 ・7/12 より、三宮図書館の閉館時間は 20 時 30 分。 ・7/12 より、対面朗読再開 	<p>【6/21 まん延防止等重点措置へ移行～7/11】 【7/9 市対策方針 R3 第 3 弾改定】 多数利用の市有施設は 20 時 30 分まで開館 【7/12 まん延防止等重点措置解除】 【7/30 市対策方針 R3 第 3 弾一部改定】 多数利用の市有施設は 20 時まで開館</p>

<p>8/2(火) ~9/30(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・8/2 より、三宮図書館の閉館時間 20 時に繰り上げ 休止：対面朗読 ・8/20 より、 休止：座席、閲覧室利用 雑誌・新聞最新号提供 データベース、視聴覚資料 利用 対面レファレンス 館主催行事 対面朗読 	<p>【8/2 まん延防止等重点措置実施区域に指定~8/31】</p> <p>【8/20 緊急事態宣言区域拡大・延長~9/30】 【8/20 市対策方針 R3 第4弾】 【9/10 市対策方針 R3 第4弾改定】 多数利用の市有施設は 20 時まで開館</p> <p>【9/29 市対策方針 R3 第5弾】 多数利用の市有施設は 21 時まで開館</p>
<p>10/1 (金) ~ 2022 年 1/25 (火)</p>	<p>三宮図書館の閉館時間 21 時</p> <p>座席半減以外は感染防止対策を取り通常のサービスを実施</p>	<p>【10/20 市対策方針 R3 第5弾改定】 多数利用の市有施設について、県・国の方針に基づき対応</p> <p>【11/26 市対策方針 R3 第5弾改定】 多数利用の市有施設について、県・国の方針に基づき対応</p> <p>【1/21 市対策方針 R3 第6弾】</p>
<p>1/26 (水) ~ 3/21 (月)</p>	<p>子ども向けの館主催行事、 対面朗読、見学受入れ業務等休止</p>	<p>【1/26 市対策方針 R3 第6弾改定】 多数利用の市有施設について、県・国の方針に基づき対応</p> <p>【1/27 兵庫はまん延防止等重点措置に移行】</p> <p>【2/18 市対策方針 R3 第6弾改定】 多数利用の市有施設について、県・国の方針に基づき対応</p> <p>【3/4 市対策方針 R3 第6弾改定】 多数利用の市有施設について、県・国の方針に基づき対応</p> <p>【3/18 市対策方針 R3 第6弾改定】 多数利用の市有施設について、県・国の方針に基づき対応</p>
<p>3/22 (火) ~</p>	<p>衝立を立てて対面朗読を再開 子ども向けの館主催行事、見学受入等、密にならない配慮を行い再開</p>	
<p>5/31 (火)</p>	<p>マスク着用について方針変更 人との距離 (2m以上を目安) を確保し、かつ会話をほとんど行わない場合、マスク着用無し。</p>	<p>【5/23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より「基本的対処方針に基づく公益社団法人日本図書館協会「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年5月23日変更)</p>

<p>6/28 (火) ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制限していた座席を元に戻す。 （児童コーナーの座席は除く） ・来館者には、座席を利用する場合に会話を行わないこと及びマスクの着用をお願いします ・名谷図書館は 6/27（月）から。 	<p>【5/31 市対策方針 R4 第 1 弾】 多数利用の市有施設について、業種別ガイドライン等に即した感染防止対策や、県・国の方針に基づき対応</p>
-----------------------	---	---

4. 関係法

(1) 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：令和元年6月7日

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、

総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

— 以下 附則抄(略) —

(2) 社会教育法(関係条文抜粋)

(昭和二十四年六月十日法律第二〇七号)

最終改正：令和元年6月7日

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 第1項及び第2項(略)

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあっては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして

当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (関係条文抜粋)

(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

最終改正：令和2年3月3日

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- 四 文化財の保護に関すること。

- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたものみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

第三十三条 第1項及び第2項(略)

- 3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則

を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該特定地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

(4) 著作権法（関係条文抜粋）

（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）

令和3年6月2日改正

（図書館等における複製等）

- 第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。
- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
 - 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第四項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。
 - 二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）。
- 4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

- 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。
 - 二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。
- 5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。
 - 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。
- イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。
- ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するものうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。
- 6 第四項の特定絶版等資料とは、第二項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。
- 7 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

5. 条例、規則、要綱など

(1) 神戸市立図書館条例

昭和 25 年 10 月 10 日 条例第 206 号

(設置)

第 1 条 本市に、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、神戸市立図書館（第 3 条第 1 号を除き、以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神戸市立中央図書館	神戸市中央区楠町 7 丁目 2 番 1 号
神戸市立東灘図書館	神戸市東灘区住吉東町 2 丁目 3 番 40 号
神戸市立灘図書館	神戸市灘区永手町 4 丁目 2 番 1 号
神戸市立三宮図書館	神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号
神戸市立兵庫図書館	神戸市兵庫区駅南通 5 丁目 1 番 1 号
神戸市立北図書館	神戸市北区鈴蘭台西町 1 丁目 22 番 1 号
神戸市立北神図書館	神戸市北区藤原台中町 1 丁目 2 番 2 号
神戸市立新長田図書館	神戸市長田区細田町 7 丁目 1 番 27 号
神戸市立須磨図書館	神戸市須磨区中島町 1 丁目 2 番 3 号
神戸市立名谷図書館	神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 番 4 号
神戸市立垂水図書館	神戸市垂水区日向 1 丁目 5 番 1 号
神戸市立西図書館	神戸市西区糀台 5 丁目 6 番地の 1

(業務)

第 3 条 図書館は、法第 3 条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 国内及び外国の図書館、博物館その他これに類する施設との間で電子計算機及び通信回線による法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を提供し、及び交換すること。

(2) 館報その他読書資料を発行し、及び頒布すること。

(入館の制限等)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒絶し、図書館からの退去を命じ、又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を禁止することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設若しくは附属設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第 5 条 何人も、図書館内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生じのおそれのある行為をすること。

(2) 暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。

(3) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。

(4) 所定の場所以外の場所に廃棄物を放置し、又は捨てること。

(5) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が図書館の管理上支障があると認める行為

(損害の賠償等)

第 6 条 図書館の施設若しくはその附属設備又は図書館資料を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に神戸市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並び

に学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。

- 3 協議会は、10人以内の委員で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げる図書館の管理に関する業務を図書館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事項（法第3条第5号に規定する分館の設置に係るものを除く。）に係る業務
- (2) 図書館の施設若しくは附属設備又は図書館資料の利用及びその制限に関する業務
- (3) 図書館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条及び第5条第6号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第8条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第9条 図書館の開館時間、休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

この条例施行の際、現に神戸市生田区楠町7丁目2番地にある神戸市立図書館は、この条例によって設置されたものとみなす。

— 中略 —

附 則(令和2年3月31日条例第49号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(図書館条例等の一部改正に伴う経過措置)

16 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例の規定による改正前の神戸市立図書館条例、神戸市都市景観条例、神戸市立博物館条例、神戸市埋蔵文化財センター条例、神戸市立小磯記念美術館条例、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例、神戸市風見鶏の館等条例、神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例又は神戸ゆかりの美術館条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定、承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可、承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定、承認その他の行為又は市長に対してなされた許可、承認の申請その他の行為とみなす。

(1)－2 神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

令和2年6月24日 条第20号

公布日：令和2年7月3日

神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条の表神戸市立三宮図書館の項中「神戸市中央区雲井通5丁目1番2号」を「神戸市中央区小野浜町1番4号」に改め、同表神戸市立須磨図書館の項の次に次のように加える。

第 3 条第 1 号中「，博物館等」を「，博物館その他これに類する施設」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日という。」）から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立名谷図書館の供用を開始する日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日とする。
(準備行為)
- この条例による改正後の神戸市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立名谷図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

(1)－3 神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

令和 3 年 7 月 1 日 条例第 10 号

神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立西図書館	神戸市西区美賀多台 1 丁目 <u>1 番 1</u>	神戸市立西図書館	神戸市西区糀台 5 丁目 6 番 <u>地の 1</u>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日という。」）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- この条例による改正後の神戸市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立西図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

(2) 神戸市立図書館条例施行規則

令和 2 年 3 月 31 日規則第 91 号

(目的)

第 1 条 この規則は、神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月条例第 206 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 条例第 2 条に規定する図書館（以下「市立図書館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

中央図書館	(1)月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2)12月29日から翌年の1月3日までの日 (3)蔵書の点検に係る期間として、1年度につき14日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日 (4)館内の整理に係る期間として、1年度につき4日を超えない範囲内で市長が指定する日 (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日
名谷図書館	(1)毎月第1月曜日（当該日が休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2)火曜日（当該日が次に掲げる日に当たる場合を除く。） ア第1月曜日の翌日（前号の規定により休館日となる日を除く。） イ休日 (3)12月29日から翌年の1月3日までの日 (4)蔵書の点検に係る期間として、1年度につき7日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日 (5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日
上記以外の図書館	(1)月曜日（当該日が休日に当たる場合（北図書館、須磨図書館及び西図書館にあっては、当該日が神戸市立文化センター条例施行規則（昭和56年8月規則第44号）第6条に規定する休館日でない日に限る。）は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2)12月29日から翌年の1月3日までの日 (3)蔵書の点検に係る期間として、1年度につき7日を超えない範囲内で市長が指定する期間内の日 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

2 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間)

第 3 条 次の各号に掲げる市立図書館の開館時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中央図書館 午前 9 時 15 分から午後 8 時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前 9 時 15 分から午後 6 時まで
- (2) 東灘図書館 午前 10 時から午後 8 時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前 10 時から午後 6 時まで
- (3) 灘図書館 午前 10 時から午後 8 時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前 10 時か

ら午後6時まで

(4) 三宮図書館 午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで

(5) 兵庫図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで

(6) 北図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで

(7) 北神図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで

(8) 新長田図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで

(9) 須磨図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで

(10) 名谷図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで

(11) 垂水図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで

(12) 西図書館 午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで

2 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(館外貸出)

第4条 市長又は条例第8条第1項の規定に基づき市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)が管理する図書館にあつては指定管理者(以下「市長等」という。)は、市立図書館の利用者(以下「利用者」という。)のうち、次の各号に掲げる者に対して、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料(以下「資料」という。)の市立図書館外への貸出し(以下「館外貸出」という。)を行うものとする。

- (1) 神戸市内に居住する者
- (2) 神戸市内に通学する者
- (3) 神戸市内で勤務する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

(館外貸出の利用手続)

第5条 館外貸出を利用しようとする者は、あらかじめ前条各号のいずれかに該当することを証明する書類を提示して、必要事項を記載した申請書(以下「交付申請書」という。)を市長等に提出しなければならない。

2 市長等は、前項の申請をした者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに所定のカードを交付するものとする。

3 館外貸出を利用しようとする者は、図書館カードを提示しなければならない。

(図書館カードの有効期間)

第6条 図書館カードの有効期間は、10年とする。

(図書館カードの紛失等の届出等)

第7条 図書館カードの交付を受けた者は、図書館カードを紛失し、若しくは損傷したとき、又は交付申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長等に届け出なければならない。

2 図書館カードの交付を受けた者以外の者により図書館カードが使用されたことによって損害が生じた場合は、図書館カードの交付を受けた者は、その損害を賠償しなければならない。

(館外貸出できない資料)

第8条 次に掲げる資料は、館外貸出をすることができない。

- (1) 保存用郷土資料
- (2) 保存用逐次刊行物
- (3) 相談業務用基本図書

(4) 視聴覚資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する資料

2 市長等は、市長が特定の調査、研究その他特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる資料を館外貸出することができる。

(館外貸出できる資料の点数及び期間)

第9条 図書館カードの交付を受けた者が館外貸出により利用できる資料の数(以下「貸出点数」という。)は、10点以内とする。

2 図書館カードの交付を受けた者が館外貸出により資料を利用できる期間(以下「貸出期間」という。)は、2週間とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、貸出点数を減らし、又は貸出期間を延長し、若しくは短縮することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者の申請により、第1項の規定にかかわらず、貸出点数を増やすことができる。

(貸出期間を超える資料の利用)

第10条 館外貸出を利用した者は、貸出期間内における申請により、当該貸出期間を超えて資料を利用することができる。ただし、利用している資料について他の利用者から利用申込みがあるときその他市長等が当該資料を必要とするときは、この限りでない。

(資料の返還)

第11条 館外貸出を利用した者は、貸出期間(前条の規定により、貸出期間を超えて資料を利用できるときは、当該超える期間。次条において同じ。)内に資料を返還しなければならない。

(館外貸出の停止)

第12条 市長は、貸出期間を15日以上超えて資料を利用した者に対して、当該超えた期間に相当する期間の範囲で、館外貸出の利用を停止することができる。

(自動車図書館)

第13条 市長は、自動車図書館の巡回を行うものとする。

2 自動車図書館の巡回及びその利用に関する事項は、市長が別に定める。

(団体貸出)

第14条 市長等は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設その他の施設の管理者又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体の管理者(以下「施設の管理者等」という。)に対して、館外貸出(以下「団体貸出」という。)を行うものとする。

(団体貸出できる資料の点数及び期間)

第15条 団体貸出により利用できる資料の点数は、施設の管理者等ごとに市長等が定める。

2 施設の管理者等が団体貸出により資料を利用できる期間は、1月とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、施設の管理者等の申請により、第2項の規定にかかわらず、同項の期間を延長することができる。

(準用)

第16条 団体貸出の利用については、第4条から第8条まで及び第11条から第13条までの規定を準用する。この場合において、「館外貸出」とあるのは、「団体貸出」と読み替えるものとする。

(郵送貸出)

第17条 市長等は、身体の障害その他の理由により市立図書館を訪れることのできない者に対して、郵送による館外貸出(以下「郵送貸出」という。)を行うものとする。

2 郵送貸出の利用に関する事項は、市長が別に定める。

(資料の利用に関する相談等)

第18条 市長等は、資料の利用に関する利用者の相談又は簡易な調査に応ずるものとする。

2 資料の利用に関する利用者の相談又は簡易な調査の実施に関する事項は、市長が別に定める。

(読書活動を推進する行事)

第19条 市長等は、随時、読書会、研究会、講演会、資料展示会、鑑賞会、おはなし会その他の読書活動を推進する行事を行うものとする。

(資料の利用のあつせん)

第 20 条 市長等は、利用者の申請により、市立図書館以外の図書館（以下「他の図書館」という。）の資料の利用についてあつせんするものとする。

(資料の相互貸借)

第 21 条 市長等は、利用者の申請又は他の図書館の申し出により、他の図書館に対して、資料の借受けの申し出又は資料の貸出し（以下「資料の相互貸借」という。）を行うものとする。

2 資料の相互貸借に関する事項は、市長が別に定める。

(資料の寄贈及び寄託)

第 22 条 市長は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(協議会の会長及び副会長)

第 23 条 条例第 7 条に規定する神戸市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 24 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係職員の出席等)

第 25 条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(施行細目の委任)

第 26 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に神戸市立図書館条例施行規則(平成 20 年 3 月教委規則第 9 号。以下「旧規則」という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定、承認、その他の行為でこの規則の施行の際現にその効力を有するもの又は旧規則の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可、承認の申請その他の行為でこの規則の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定、承認、その他の行為又は市長に対してなされた許可、承認の申請その他の行為とみなす。

附 則(令和 2 年 11 月 19 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、神戸市立図書館条例の一部を改正する条例(令和 2 年 7 月条例第 20 号)中神戸市立図書館条例第 2 条の改正規定(同条の表神戸市立須磨図書館の項の次に神戸市立名谷図書館の項を加える部分に限る。)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和 3 年 1 月 21 日)

(3) 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する 条例

平成 31 年 3 月 29 日 条例第 34 号
最終改正:令和 2 年 3 月 31 日 条例第 49 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 図書館、博物館、美術館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第 21 条 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 社会教育の適切な実施の確保に関する規則

令和 2 年 3 月 31 日 規則第 100 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、社会教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保、地域住民の意向の反映並びに学校教育との連携を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）のうち、教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するもの等を定めるものとする。

（対象事務）

第 2 条 前条に規定する教育活動と密接な関連を有する事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成 31 年 3 月条例第 34 号。以下「条例」という。）本則第 1 号に規定する特定社会教育機関の設置及び廃止に関する事務
- (2) 条例本則第 1 号に規定する特定社会教育機関の管理に関する事務のうち、新たに開始し、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるもの

（意見の聴取）

第 3 条 市長は、法第 8 条の 2 の規定により教育委員会の意見を聴かなければならないこととされている事項のほか、社会教育の適切な実施を確保するために必要があると認める事項について、教育委員会の意見を聴くことができる。

（情報の提供）

第 4 条 市長は、教育委員会に対し、教育委員会の職務に関して必要と認める特定事務の管理及び執行に係る情報を提供するものとする。

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、文化スポーツ局長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(5 - 1)こども本の森神戸条例

令和2年12月11日条例第33号

(設置)

第1条 子どもに対し、良質で多様な図書、芸術文化及び歴史に触れあえる環境を提供することにより、子どもが豊かな感性と創造力を育むとともに、震災の記憶が残る特別な場所で、その教訓から命の大切さを学べる場とするため、こども本の森神戸(以下「本の森」という。)を設置する。

(位置)

第2条 本の森の位置は、次のとおりとする。

神戸市中央区加納町6丁目1番1号

(事業)

第3条 本の森においては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもを対象とする図書の利用に関すること。
- (2) 子どもを対象とする図書を活用した芸術文化に触れるための場の創出に関すること。
- (3) 子どもが多様な世代と交流するための場の創出に関すること。
- (4) 子どもを中心とした来館者が神戸の歴史及び文化に触れるための場の創出に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 本の森に次に掲げる施設を置く。

- (1) 閲覧室
- (2) 会議室
- (3) 休憩室
- (4) 授乳室
- (5) エントランスホールその他の便益施設

(入館料)

第5条 本の森の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第6条 本の森の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、本の森への入館を拒絶し、又は本の森からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設若しくはその附属設備(以下「施設等」という。)又は図書若しくは資料を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第7条 何人も、本の森内において、本の森の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(損害の賠償等)

第8条 施設等又は図書若しくは資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第9条 市長は、次に掲げる本の森の管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) 本の森の利用及びその制限に関する業務

(3) 本の森の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、本の森の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(施行細目の委任)

第10条 本の森の開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、本の森の供用を開始する日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の行為は、施行日前においても、この条例の例により行うことができる。

(指定管理者不在等期間における本の森の管理に関する業務)

4 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第6条、第9条第1項の規定の適用については、第6条中「本の森の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「指定管理者に行わせる」とあるのは「行う」とする。

(5-2) こども本の森神戸条例施行規則

令和3年1月29日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、こども本の森神戸条例(令和2年12月条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第2条 条例第7条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発生し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設又はその附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (4) 許可を受けずに広告類を掲出し、又はまき散らすこと。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 喫煙し、又は所定の場所以外において飲食すること。
- (7) 許可を受けずに寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、条例第6条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が不適当であると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書(団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。)
- (2) 事業計画書
- (3) こども本の森神戸(以下「本の森」という。)の管理に係る人員の配置計画に関する書類
- (4) 本の森の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(損傷等の届出)

第4条 施設等を使用する者は、その使用に際し、当該施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(開館時間)

第5条 本の森の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 指定管理者は、本の森の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、事前に市長の同意を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 本の森の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) 月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

2 指定管理者は、本の森の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、事前に市長の同意を得て、これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例附則第1項本文に規定する施行日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、前項本文に規定する施行の日前においても、この規則の例により行うことができる。

(指定管理者不在等期間における本の森の管理に関する業務)

3 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第2条第8号、第5条第2項並びに第6条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第2条第8号中「条例第6条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項中「事前に市長の同意を得て、同項」とあるのは「同項」と、第6条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項中「事前に市長の同意を得て、これら」とあるのは「これら」とする。

(6) 要綱等

①神戸市立図書館郵送貸出要綱

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市立図書館条例施行規則（令和2年4月規則第91号）（以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、身体の障害その他の理由により規則第2条に規定する市立図書館を訪れることのできない者に対する資料の郵送による館外貸出（以下「郵送貸出」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 郵送貸出を利用することができる者は、規則第4条に定める者で、次の各号の一に該当し、かつ市立図書館を訪れることが著しく困難な者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者
- (2) 難病特定疾患患者
- (3) 長期間臥床し、常に介護を要する者
- (4) 前各号に規定する者のほか中央図書館長が特に必要と認める者

(利用手続き)

第3条 郵送貸出は郵送貸出利用者名簿に登載された者に対して行う。

2 郵送貸出利用者名簿への登載及び郵送貸出の手続き等については、中央図書館長が別に定める。

(利用資料の制限)

第4条 郵送貸出によって利用できる資料の種類及び冊数並びに期間は次のとおりとする。

図書及び雑誌 計4冊まで 1月以内

2 前項の規定にかかわらず、中央図書館長が特に必要と認めるときは、冊数及び期間について増減又は伸縮することができる。

(郵送料の負担)

第5条 郵送貸出に要する郵送料は市立図書館が負担する。

(施行の目的)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ局長の承認を得て中央図書館長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

②神戸市立図書館資料取扱要綱

平成11年4月1日

最終改正：令和4年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）第3条に定める業務を十分かつ円滑に行うため、神戸市立図書館の図書館資料（以下「資料」という。）の取り扱いについて準拠すべき基準を定めるものとする。

(資料の種類)

第2条 取り扱う資料は次の通りとする。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書
- (3) 青少年用図書
- (4) 参考図書
- (5) 郷土資料・行政資料
- (6) 外国語資料
- (7) 漫画等
- (8) 大活字本、図書館利用に障害がある人のための資料
- (9) 逐次刊行物
- (10) 視聴覚資料
- (11) 電子図書館用資料
- (12) その他の電子媒体資料

(13) その他

第2章 収集方針

第1節 収集の方針及び方法

(基本方針)

第3条 神戸市立図書館は、地域の情報拠点、また市民の生涯学習の拠点として、市民の要求及び社会的な動向、地域の実情に十分配慮して、教養、調査研究、レクリエーション並びに日常生活及び仕事等に資する資料を収集する。

収集にあたっては、市民の潜在的な要求にも配慮し、乳幼児から高齢者の全ての年齢層にとって、魅力ある蔵書となるよう努める。また、各部門及び各主題ごとにバランスのとれた蔵書の構成となるような収集に努める。

著者等の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれてその著作を排除することなく、対立する意見のある問題については、市民が自ら判断する材料となるよう、それぞれの観点に立った資料を幅広く収集する。なお、他からの圧力や干渉等に影響されたり、紛糾を恐れ自己規制したりはしない。

2 市民からの蔵書に対する要望や意見は、検討のうえ資料収集に活かすように努める。

(収集の方法)

第4条 資料収集の方法は次のとおりとする。

- (1) 購入
- (2) 編入
- (3) 製作
- (4) 受贈
- (5) 受託

第2節 館別収集方針

(中央図書館)

第5条 中央図書館は、市立図書館システムの中核として地域図書館、自動車図書館からの資料の要求にも応えられる資料を幅広く収集し、保存する役割を持つ。また、学校図書館の支援も視野に入れた資料の収集を行う。

2 中央図書館は、生活又は仕事に関する課題、地域の課題の解決に向けた活動を支援する資料並びにレクリエーション並びに教養の向上及び調査研究に必要な資料を、入門書から専門書まで幅広く収集する。

3 中央図書館は、次に掲げる事項に留意して資料を収集する。

- (1) 子育て、教育、健康・医療、福祉、法律に関するものなどライフステージに応じて必要とされる資料
- (2) 就職、転職、起業・経営、資格取得、職業能力向上等に関する資料
- (3) 生涯学習や調査研究を支える資料
- (4) 幼い頃から本と親しみ、読書習慣を形成していくことに資する児童図書資料
- (5) 子供の読書活動を支える人材育成に資する資料及び学校図書館支援に必要な資料
- (6) 神戸の歴史、地理、経済、文化的な側面から郷土を理解するための地域資料及び市民が市政に関して理解を深め、自らが主体となったまちづくりを考えることを支援する行政資料
- (7) 日本語を母語としない市民等を支援する資料
- (8) 一般の資料を利用することが困難な市民のための大活字本等の資料

(地域図書館)

第6条 地域図書館は、市立図書館システムにおけるサービスの拠点で主に設置区をそのサービスエリアとする身近な図書館として、読書及び情報に対する多様な要求を受けとめる。教養、実用、レクリエーション等に必要な資料、児童図書、基本的な参考図書、また、各地域の特性に応じた資料の収集に努めるとともに、設置区に関する資料は、地図・パンフレットを含み積極的に収集する。

(自動車図書館)

第7条 図書館から離れた地域への機動力を活かしたサービス拠点として、教養、実用、レクリエーション等に必要な資料及び児童図書を収集する。特に、学齢期までの子供、保護者及び高齢者の要求に配慮した資料の収集に努める。

(寄贈資料の収集)

第8条 この資料収集方針と、別途定める収集基準に基づき、所蔵の有無や資料の状態及び今後の利用の予測等を考慮して受入れを決定する。

(収集基準)

第9条 収集基準は別に定める。基準は、社会状況の変化に応じて見直しを行うものとする。

第3章 資料除籍基準及び資料保存

(資料除籍基準)

第10条 神戸市立図書館の適正な蔵書構成の維持と充実を図るために、資料の除籍は次の基準によって行う。

(1) 不用資料

- ア 汚損、破損が甚だしく、使用に耐えず補修の不可能な資料
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料的価値がなくなった資料
- ウ 時間の経過により需要が低下した複本
- エ 保存期限の経過した逐次刊行物

(2) 亡失資料

- ア 蔵書点検で引き続いて3年間所在不明の資料
- イ 貸出中の資料で回収不能な資料
- ウ 利用者から紛失届を提出された資料
- エ 災害、事故等により亡失した資料

(資料の保存)

第11条 収集した資料については、前条(資料除籍基準)に該当するものを除き、以下の要領で原則として中央図書館で保存するよう努める。

- (1) 所蔵資料については原則1部保存する。ただし、地域資料等についてはこの限りでない。
- (2) 保存にあたっては、兵庫県立図書館その他の公共図書館及び類縁機関との保存機能の分担等について考慮する。

2 保存方法及び逐次刊行物の保存期限については別に定める。

(除籍資料の有効活用)

第12条 第10条第1号により除籍した不用資料のうち再利用することが可能なものは、読書団体又は個人に無償で譲渡することができる。

2 譲渡の方法については別に定める。

第4章 資料収集委員会

(資料収集委員会)

第13条 資料の収集に関し、受入れ資料の選定を行うため、資料収集委員会を設置する。資料収集委員会は、利用サービス課長が指定し、中央図書館長が承認した資料収集委員により構成する。

(1) 組織

構成は次のとおりとする。

利用サービス課長 総務課担当課長(地域図書館資料収集の統括) 利用サービス課担当係長
(資料収集委員会の開催・事務担当) 総務課担当係長(地域図書館資料収集及び連絡・調整)
担当職員(表)

資料収集委員(担当者)

担当部門	人数(担当部署)
一般図書(電子図書館用資料を含む)	2名(利用サービス課市民サービスライン)
児童図書	1名(利用サービス課市民サービスライン)
参考図書	2名(利用サービス課調査相談ライン)
ふるさと文庫	1名(利用サービス課調査相談ライン)
自動車図書館	1名(利用サービス課市民サービスライン)
地域図書館(指定管理館)	1名(総務課企画情報ライン)
連絡・調整	1名(利用サービス課資料ライン)

(2) 資料収集委員会議

資料収集委員は、原則として週1回開催される資料収集委員会議(選書会議)に出席し、収集資料の選定を行い中央図書館長の承認を受ける。

定例の選書会議のほか、以下の事項を審議するため、必要に応じて資料収集委員会議を開催することができる。

- ア 年間及び長期の収集計画に関すること
- イ 特別集書に関すること
- ウ 大量受贈・受託資料に関すること
- エ 関係諸規程・基準等の整備に関すること
- オ その他必要事項に関すること

(3) 事務

資料収集委員会の事務は利用サービス課資料ラインにおいて行う。

③神戸市立図書館資料収集基準

平成 26 年 10 月 1 日
最終改正：令和 2 年 12 月 1 日

第 1 目的

この基準は、神戸市立図書館資料取扱要綱（以下「要綱」という。）第 9 条の規定に基づき、適正に資料を収集するための具体的基準を示すことを目的とする。

第 2 基本的考え方

資料の収集に当たっては、要綱の基本方針にのっとり、次にあげる事項に留意する。

- (1) 資料購入のための予算及び配架スペースを考慮し、より多くの市民が利用できる資料を優先的に収集する。
- (2) 一部の利用者による特定分野への集中的なリクエストが蔵書構成のバランス及び利用者全体に対する公平性を損なうおそれがある場合は、これを制限することも検討する。
- (3) 同一資料の収集は、利用状況、予約状況に応じて購入するが、全館で購入する上限冊数を設ける。ただし、市民からの寄贈本はこの限りではない。

第 3 共通基準

(1) 基本となる観点

- ① バランスのとれた蔵書構成を目指し、入門書、解説書から専門書まで、国・地域別、時代別、言語等に留意し、体系的に収集する。
- ② 図書館全体で資料を共有し、提供することを前提として計画的に収集する。
- ③ 内容が古いものや根拠が不明確な資料は避け、社会の変化にあわせ新しさや正確性、客観性等を考慮して収集する。
- ④ 情報の更新が早い、又は社会的に関心が寄せられている分野については、多様な観点から資料の充実を図り、積極的に収集する。
- ⑤ 一時的な流行、宣伝・広告やマスコミ等で取り上げられた話題・出来事、興味本位のテーマに関する資料は、一過性の資料に偏らないよう選択的に収集する。
- ⑥ 異説、俗説等が多い、又は対立する意見が多い分野については、中立性、客観性に留意し、バランスよく選択的に収集する。
- ⑦ 同種のテーマや内容、形式で多様な作品が大量に出版される分野については、バランスのとれた収集が困難なため、一部の利用者の要望に偏ることなく、予約状況、類書の有無、利用見込みなどに留意して選択的に収集する。

(2) 刊行の形態による基準

- ① シリーズ、全集、双書は、原則として欠号が無いように継続して収集する。ただし、シリーズ全体の関係性が低く、各巻が独立した内容で個々に利用できる場合は選択的に購入する。
- ② 文庫版については、予約状況や複本冊数、利用の見込みなどに留意して判断する。

第 4 収集の姿勢

収集の姿勢を以下の順で表すものとする。

- (1) 網羅的に収集する
- (2) 積極的に収集する（優先的に収集する）
- (3) 幅広く収集する（体系的に収集する）
- (4) 選択的に収集する
- (5) 限定的に収集する

第 5 種類別基準

(1) 一般図書

一般書は、出版点数、分野とも最も多く、図書館の蔵書構成の中核となる資料であり、市民各層からの多様な要求に応えるため、特に各分野にわたる網羅的で、かつバランスのとれた収集を心がける。

① 総記

ア 図書館の利用法、読書活動及び読書の手助けとなる書評等は積極的に収集する。

- イ 図書館学，出版に関連する資料は積極的に収集する。
- ウ 百科事典，年鑑，白書など市民の調べ物に役立つ資料は幅広く収集する。
- ② 哲学・宗教
 - ア 心理学関係の資料は入門書から専門書まで，全集も含めて，主要なものを網羅的に収集する。
 - イ 超心理学，心霊・易占関係の資料は，選択的に収集する。
 - ウ 人生訓関係の資料は，限定的に収集する。
 - エ 宗教関係の資料は，特定宗教等に偏ることなく，各宗派の原典や研究，解説書を中心に幅広く収集する。
 - オ 新興宗教関係の資料は，主要な宗教の経典，教義の解説書と教団研究の資料を選択的に収集する。
- ③ 歴史・地理・地誌・紀行
 - ア 歴史関係の資料は，世界史，各国史は各時代のものを幅広く収集する。
 - イ 地方小出版社の出版物又は特定地域を扱った資料は，地域や内容により選択的に収集する。
 - ウ 伝記関係の資料は，記述の正確性に留意し，各分野の代表的な人物を中心に国内外の歴史的人物の伝記及び研究書を積極的に収集する。
 - エ 地理，地誌関係の資料は，世界各国，各地域について情報を提供できるよう網羅的に収集する。
 - オ 地図，旅行ガイドブック等については，情報の更新が早く活用できる期間が比較的短いものが多いため，情報の信頼性が高く，利用が多い資料を優先的に収集する。
 - カ 中央図書館では，情報が少ない地域の資料に留意し，専門書や研究書，日本史の史料集も積極的に収集する。
- ④ 社会科学
 - ア 社会・文化事情関係の資料は，時事性・地域性に留意し，世界各国，各地域についての資料を幅広く収集する。また，社会的な関心が高い事象について書かれた資料を優先的に収集する。
 - イ 法律関係の資料は，各法規の入門書や基本的実用書から専門書まで体系的に収集する。また，情報の更新に留意し，新法の施行・法令の改正など市民生活に影響が大きい場合は積極的に収集する。
 - ウ 経済・経営関係の資料は，基本的な学術書や経済情勢についての資料だけでなく，市民の就労やビジネス支援に役立つ実務書等も積極的に収集する。
 - エ 資格等取得のための試験問題集は，資格等の評価・専門性，類書の有無，利用実態等を考慮して長期間利用できる資料を限定的に収集する。
 - オ 投資・利殖関係の資料は，選択的に収集する。
 - カ 社会問題関係の資料は，市民生活にかかわりが深く，社会的に関心が高い問題を扱った資料を積極的に収集する。
 - キ 教育関係の資料は，学校，家庭，社会等の各教育において，基本的な学術書・研究書から教育現場における実用的なものまで幅広く収集する。教師向けの実用書に類する資料については，一般の利用者にも役立つものを限定的に収集する。
 - ク 学校案内は，情報の新しさに留意しつつ，校種別に選択的に収集する。
- ⑤ 自然科学
 - ア 科学関係の資料は，今日的话题，最新の研究成果に留意し，入門書から専門書まで幅広く収集する。ただし利用対象が限定される高度な専門書は限定的に収集する。
 - イ 医学・薬学関係の資料は，市民の安全に直接関わるものであることに留意し，健康・医療情報を求める市民を支援する資料を幅広く収集する。
- ⑥ 技術・工学・家政学
 - ア 技術・工学関係の資料は，環境問題等今日的话题・社会的関心が高まっている分野や，その進歩に対応した最新情報が必要な分野の資料を多様な観点から積極的に収集する。
 - イ 衣服，料理，育児等の家政学関係の資料は，日常生活に役立つ実用性の高い資料を中心に積極的に収集する。
- ⑦ 産業
 - ア 産業関係の資料は，入門書，実務書など実用的なものから研究書まで幅広く収集する。
 - イ 商業関係の資料は，市民のビジネス支援に役立つ実用書，専門書，参考図書等も選択的に収集する。
 - ウ 地域に関わりの深い産業の資料は，積極的に収集する。
- ⑧ 芸術・スポーツ・諸芸
 - ア 芸術関係の資料は，市民の趣味，娯楽，教養に資する資料を著名な作品，作家等を中心に幅広く収集する。
 - イ 漫画については，地域・郷土に関連する著作，社会的評価が定まっている著作，各種の受賞作・書評等に取り上げられた著作の中から，原則としてシリーズの刊行が完結しているものを選択的に収集する。
 - ウ 楽譜については，冊子形態のものを選択的に収集する。

- エ 美術・演劇などに関する資料は、長期的に評価される資料を選択的に収集する。
- オ 芸能人・芸能界に関する資料は、芸能界全体やその時代の文化を代表する、評価の定まった芸能人等について自伝・評伝、研究書等を中心に選択的に収集する。
- カ スポーツ関係の資料は、各種スポーツの紹介、手引書、ルール集など市民の実用、観戦に役立つものを優先的に収集する。
- キ コンピュータゲーム関係の資料は、文化的な評論、研究書等を選択的に収集する。

⑨ 言語

- ア 語学関係の資料は、地域の事情に即して日本語をはじめ、要望の多い言語に関する資料を中心に、各言語に関する資料を幅広く収集する。
- イ 辞典については、主に参考図書として収集するほか、貸出の用途に留意して主要な外国語の軽易な辞典類を選択的に収集する。
- ウ 外国語会話の資料は、要望が多い言語の資料を中心に、付録媒体の取扱い・耐久性・装備などにも留意し、各言語の資料を幅広く収集する。

⑩ 文学

- ア 評価の定まった古典文学から最新の現代文学まで、時事性・話題性・地域性にも留意し、各国の文学作品、研究書等を幅広く収集する。
- イ 著名な作家、文学者については、個々の作品だけではなく個人全集、伝記、作家研究、評論等も積極的に収集する。
- ウ 歌集、句集、詩集は選択的に収集する。
- エ 個々の小説などについては、一時の流行や話題にのぼった作家・作品又は一部の利用者の要望や特定分野に偏らないよう留意し、選択的に収集する。

(2) 児童図書

児童図書は、乳幼児から小・中学生が主な利用対象となるため、子供の能力や発達段階に配慮した収集を行う。子供の健やかな成長に有益と思われる資料、子供が自主的に読書の楽しさを発見し、読書習慣の形成、継続に役立つ資料、豊かな想像力を育て、知識を広げる資料の収集に努める。

収集にあたって以下の資料に留意する。

- ① 基本的な児童図書やよく利用される調べ学習用図書は、需要に応じて複数収集する。
- ② 評価の定まった資料は、複本購入や定期的な買い替えに努める。
- ③ 児童図書の研究資料や、子供の読書に関わるボランティア活動支援の入門書やブックガイド、学校図書館の運営支援に役立つ資料は積極的に収集する。
- ④ 厚紙絵本、立体的しかけ絵本など破損しやすい形態の資料であっても、赤ちゃん絵本など有益とする理由がある資料は選択的に収集する。
- ⑤ テレビ放映のキャラクター等を扱ったものは、一過性の需要でないか慎重に判断し、限定的に収集する。

ア 絵本

- A 子供の情緒的経験を広げ、想像力を養う絵本を幅広く収集する。
- B 評価の定まった作家の絵本は積極的に収集する。
- C 各賞の受賞作品は積極的に収集する。
- D 個々の絵本については、以下の点に留意する。
 - i 絵の表現力や芸術性、絵とストーリーの調和、文学としての質を重視する。
 - ii 乳幼児向け絵本は、発達段階や装丁の安全性を考慮し、丁寧に作られているものを収集する。
 - iii 昔話絵本は、安易な再話でないか、また絵は再話と調和しているか、比較検討して収集する。
 - iv 名作や古典は積極的に収集する。対象年齢を不必要に低くしたり、書き換えの度合いの大きすぎる抄訳は、比較検討して限定的に収集する。
 - v 科学絵本や知識の絵本は、正しい情報に基づき、楽しみながら知識を得、さらに好奇心を抱けるように作られているものを収集する。
 - vi しかけ絵本、付属物がある絵本等は、子供の安全性、資料の耐久性を考慮し限定的に収集する。
 - vii 読み聞かせなどの行事にも利用できる大型絵本等は選択的に収集する。
 - viii 形態が絵本であっても成人を対象とするものは、一般図書として検討する。

イ よみもの・フィクション

- A 子供の豊かな感情や表現力を育て、生きる力を育む作品を幅広く収集する。
- B 絵本から物語へ移行する年代の子供が楽しめる作品を積極的に収集する
- C 評価の定まった作家の作品は積極的に収集する。
- D 子供に支持されている作品に留意する。
- E 個々の資料については、以下の点に留意する。
 - i テーマの表現力や構成力、独創性、文学としての質を重視する。
 - ii 名作や古典は積極的に収集する。対象年齢を不必要に低くしたり、書き換えの度合いの大きすぎる抄訳は、比較検討して限定的に収集する。

iii 各国、各地方の昔話や伝説は、適切に再話がなされているものを収集する。

ウ ノンフィクション・知識の本

A 事典、辞典、図鑑、年鑑等の参考図書は体系的に収集する。

B 調べ学習に役立つ資料を積極的に収集する。

C 評価の定まった古典的名著は積極的に収集する。

D 神戸市に関連する資料は積極的に収集する。

E 個々の資料については、以下の点に留意する。

i 内容は正確で、読みやすいか。

ii 最新の情報を盛り込み、かつ子供の理解力に応じた説明がなされているか。

iii 説明には、安全のための予防的配慮が含まれているか。

iv 明瞭で正確な写真、絵、グラフ、地図等で子供の理解を助けているか。

v 索引や目次が、適切につけられているか。

vi 難しいテーマを対象年齢に合わせるため、内容が乏しくなっていないか。

vii 伝記は、不必要に対象年齢を下げているか。

エ 紙芝居

創作・民話・知識など各分野にわたり選択的に収集する。

オ 逐次刊行物（雑誌・新聞）

A 調べ学習に役立つ新聞や雑誌を選択的に収集する。

B 発達段階や児童・青少年の文化、教養、興味に応じて選択的に収集する。

カ 学習漫画

A 漫画を使うことによって難しいテーマを親しみやすく説明できているものを選択的に収集する。

B 文学作品を漫画化したものは、日本の古典文学等、親しみやすい抄訳が難しいものを限定的に収集する。

(3) 青少年用図書

特に心身の変化が著しい年代を利用対象とするため、その成長を助け、豊かな心を育てるのに役立つ資料、その年代にとって特に関わりが深い分野については、新鮮な情報を扱った資料の収集を心掛ける。

中学生、高校生を主要対象とする資料を中心に幅広く収集するほか、児童図書、成人用図書の中からも、興味や関心を深め知性や感性を豊かにする資料を収集する。

(4) 参考図書

① 調査・研究に役立つ専門的な資料を各分野にわたり体系的に収集する。

② 年鑑・白書・統計書等の定期的に刊行される資料は、継続的な収集と保存に努める。

③ 調査・研究をするうえで有用な CD-ROM などの電子媒体資料は、選択的に収集する。

④ 情報の更新の早い分野については、加除資料を選択的に収集する。

⑤ 地域図書館は、簡易な調査研究に役立つ基礎的な資料を各分野にわたり、選択的に収集する。

(5) 郷土資料・行政資料

① 神戸市に関する資料については、図書、新聞、雑誌、地図等は形態に係らず積極的に収集する。

また、古書、私家版等の情報にも留意し、積極的な収集に努める。

② 阪神・淡路大震災に関する資料は、網羅的に収集する。

③ 郷土資料は、保存を前提として複本の収集に努める。

④ 住宅地図や統計書等は、神戸市の変遷がわかるよう網羅的に収集する。

⑤ 行政資料は、体系的に収集する。

⑥ 神戸市を理解するうえで必要な資料は、マイクロフィルム・映像資料・電子媒体資料等も選択的に収集する。

⑦ 神戸市を舞台にした小説等の文芸作品は網羅的に収集する。作品の一部に神戸市が取り上げられたものは、選択的に収集する。

⑧ 神戸市出身者及び在住者の著作物は、内容が神戸市に関するものでない場合は限定的に収集する。

⑨ 兵庫県全般に関わる資料は、幅広く収集する。また、兵庫県内の地域資料は選択的に収集する。

⑩ 地域図書館は、一般に流通している郷土資料を収集し、図書館設置区域に関する資料は積極的に収集する。

(6) 外国語資料

① 多文化サービスの一環として利用が多いと思われる言語について、教養、レクリエーションなどの分野を中心に、海外の文化・社会事情又は日本の文化や風俗・生活習慣等を紹介する資料、外国人の日本語学習や生活支援に役立つ資料を選択的に収集する。

② 神戸市域で生活する外国人を含む市民を対象とし、児童図書も収集する。

③ 収集にあたって、日本語資料と同様に検討を行う。

④ 常に出版情報に留意し、蔵書が古くならないよう、新しい資料の収集に努める。

(7) 漫画等

① 漫画については、地域・郷土に関連する著作、社会的に一定の評価が固まっている著作、各種

の漫画に関わる賞を受賞した著作、書評等に取り上げられた著作、原則としてシリーズの刊行が完結している著作から選択的に収集する。

② 漫画に関する評論、研究書は一般図書として検討する。

③ 学習漫画、古典文学等を児童向けに漫画化した資料、入門書、解説書やコミックエッセイなど漫画形式の資料については、個別に判断する。

(8) 大活字本、図書館利用に障害がある人のための資料

① 弱視者、高齢者など一般の資料を利用することが困難な利用者に対して、大活字本等を収集する。

② その他、点字資料・デジター図書、触る絵本など障害者が利用できる資料を選択的に収集する。

(9) 逐次刊行物

① 教養、レクリエーション、ビジネスや日常生活に役立つ分野を中心にある程度専門的分野まで積極的に収集する。

② 学術雑誌、業界誌(紙)・専門誌・機関誌(紙)は選択的に収集する。

ア 雑誌

A 雑誌は国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に幅広く収集する。児童向け、青少年向け、外国語雑誌も収集する。

B 幅広い分野の雑誌を収集するため、各図書館で分担して継続的に収集する。新規購入、購入の中止、休刊や廃刊に伴う雑誌の変更については、利用者の要望を参考に図書館全体の利用状況、類似誌の有無等を検討し、暦年単位で収集雑誌及び分担の調整を図る。

C 雑誌は本誌の収集を基本とするが、別冊及び増刊号は選択的に収集する。

D 地域図書館は、利用実態に応じて基本的な雑誌を中心に選択的に収集する。また別冊及び増刊号は限定的に収集する。

イ 新聞

新聞は国内発行の主要な全国紙及び地方紙を中心に、児童向け新聞、スポーツ紙、外国語新聞を収集する。

(10) 視聴覚資料

利用者の要望を考慮するとともに、教養、娯楽、レクリエーションを中心に客観的・社会的評価の定まった作品・演者・スポーツ試合、あるいは各種の受賞作など注目される作品から選択的に収集する。

(11) 電子図書館用資料

電子図書館に必要な電子資料等の収集は、原則図書資料に準じ、以下に留意して行う。

ア 読書に対して障害のある視覚障害者等が利用できるように音声データを含んだ資料を選択的に収集する。

イ 電子資料の特性を生かし、紙媒体では提供が難しい資料も選択的に収集する。

ウ 郷土資料・行政資料に関しては、保存対象資料の中から選択的にデジタル化し提供に努める。

(12) その他の電子媒体資料

① 各種電子媒体資料を長期的に利用できるように再生機器・ソフトなどの利用環境に留意して、選択的に収集する。

② 新聞、雑誌の電子縮刷版や CD ブック等の電子媒体資料を選択的に収集する。

(13) その他

前号までに該当しないものについては、基本的考え方にとり判断する。

④神戸市立図書館予約及びリクエストに関する規程

平成 28 年 4 月 1 日

最終改正：令和3年2月3日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市立図書館における予約及びリクエストについて必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 予約は、市立図書館に所蔵する貸出可能資料の貸出申込をいう。リクエストは、市内未所蔵資料の購入貸出申込をいう。

(利用者の資格)

第3条 予約及びリクエストは、図書館カードの交付を受けた者が申込むことができる。

(予約及びリクエスト冊数)

第4条 図書又は雑誌の予約及びリクエストは、一利用者につき合計 20 冊までとする。

(予約の申込方法)

第5条 予約の申込については、次のとおりとする。

- (1) 窓口における予約カードの提出による。
- (2) 館内蔵書検索端末での入力による。
- (3) インターネットからの入力による。

ただし、北須磨文化センター図書室及び市民図書室に設置された予約図書受取コーナー（以下「予約図書受取コーナー」という。）の申込みは前記(2)又は(3)の方法に限る。

（リクエストの申込方法）

第6条 神戸市立図書館窓口において予約カードの提出により申込みすることができる。ただし視聴覚資料と未所蔵雑誌は申込みできないものとする。

（受取窓口及び連絡方法）

第7条 受取窓口は、神戸市立図書館又は予約図書受取コーナーとする。連絡方法は電話、電子メール、FAXとし、予約図書受取コーナーにおいては電子メールとする。ただし、連絡が不要の場合はこの限りでない。

（予約、リクエスト資料の受取窓口及び連絡方法の変更）

第8条 受取窓口及び連絡方法は、予約及びリクエスト資料（以下「予約資料」という。）が受取窓口に着用されるまでは変更することができる。受取窓口及び連絡方法を変更しようとする時は、図書館窓口、電話、館内蔵書検索端末、インターネットで変更の手続きをしなければならない。ただし、予約図書受取コーナーにおいては同図書室内に設置している蔵書検索端末又はインターネットに限る。

（取置期間）

第9条 予約資料の取置期間は、貸出が可能になったことを予約及びリクエスト申込者（以下「申込者」という。）に連絡若しくは伝言を託した日、留守番電話に伝言を残した日、又は電子メールによる通知をした日を含む8開館日とする。ただし、連絡が不要であることを申込者が選択している場合は、貸出が可能になった日を含む8開館日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市営地下鉄三宮・花時計前駅に設置する予約図書自動受取機を指定した申込者については、当面の間、電子メールによる通知をした日を含む5日間とする。

（予約及びリクエストの取消し）

第10条 図書館は、予約及びリクエストを次の事由により取消することができる。

- (1) 申込者から申し出があった場合。
- (2) 取置期間を経過した場合。
- (3) 申込者に提供できないことを連絡した場合。

（予約資料の貸出）

第11条 予約資料の貸出を受けようとする時は、申込者の図書館カードを係員に提示しなければならない。

2 図書館カードを持参しない申込者が予約資料の貸出を受けようとする時は、一時貸出申込書に記入し提出しなければならない。ただし、予約図書受取コーナーでは一時貸出申込を利用することができない。

⑤神戸市立中央図書館相談業務実施要綱

平成12年4月1日

最終改正：令和2年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市立図書館条例第3条、神戸市立図書館条例施行規則第18条第2項及び神戸市長の権限に属する事務の専決規程に基づき、神戸市立図書館（以下「当館という。」）において、相談業務を円滑に行うために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において相談業務とは、図書館に寄せられた質問又は相談に対し、図書館の資料と機能を活用して回答又は解答を行うことにより、利用者に援助を与えること及び予想される質問に関し、必要な資料を整備、作成することをいう。

2 この要綱において、「回答」とは、質問や相談に対する応答全般の意味で使用する。また、「解答」とは、質問に対する答そのものを意味する。

(原則)

第3条 質問又は相談の回答は、次の各号を原則とする。

(1) 回答は、図書館資料の提供を原則とし、利用者に代わる調査研究や、問題の解答の作成等を行わない。ただし、軽微な質問であって、適正な資料の裏づけのあるものに限り、解答を提示することができる。

(2) 当館に資料がない場合は、他の図書館又は専門機関を紹介することができる。

(除外事項)

第4条 次の各号に該当する事項については、相談業務から除外する。

(1) 他人の生命、名誉、財産等に損害を与え、社会に直接悪影響を及ぼすことが危惧される事項

(2) 図書の購入、売却の斡旋又は取り次ぎ店への仲介

(3) 内外文献資料の解釈並びに現代語、日本語及び外国語への翻訳

(4) 系図等の作成

(5) 良書の推薦

(解答禁止事項)

第5条 次の各号に該当する質問には、解答をしないものとする。

(1) 医療又は投薬の相談

(2) 法律相談

(3) 古文書、美術品、骨董品等の鑑定

(4) 企業、各種団体等の信用調査

(5) 個人のプライバシーに関わるもの（人生相談等を含む）

(6) 数の計算

(7) 懸賞問題

(8) 学習課題

(回答事務)

第6条 次の各号により質問を受け付け、回答する。なお、第4条及び第5条の各号に該当する質問については、その旨を利用者に説明しなければならない。

(1) 口頭

(2) 電話

(3) 文書、ファックス

(4) 電子メール

(電話又は文書による回答の制限)

第7条 次の各号の事項については、利用者の来館又は複写サービスの利用をすすめ、原則として電話又は文書による回答は行わない。

(1) 統計その他の複雑な数字を含む事項

(2) 写真、図版によるものの形、色彩などの説明

(3) 長文にわたる資料の読み上げ

(4) 楽譜、棋譜の類

(5) 各種書式

(6) その他電話又は文書では回答しがたい事項

(資料整備)

第8条 次に各号にあげるものは、相談業務の基本ツールとして常に整備を図らなければならない。

(1) 参考図書（CD-ROMなどニューメディアの類を含む）

(2) パンフレット、リーフレット類

(3) 自館で作成する書誌、索引、名簿類

(4) 専門機関のリスト

(5) インターネット及び外部データベース

(記録)

第9条 質問事項、調査の経緯、回答（解答を含む）内容は、質問処理票に記録する。そのうち重要なものについては、第8条第3項に基づく索引として整備する。

(統計)

第10条 質問処理票に基づき統計を作成し、業務の実態把握に努める。

(研修)

第11条 相談業務の改善、実務、知識の向上を図るため、館内研修及びその他必要な研修を行う。

⑥神戸市立図書館資料相互貸借実施要綱

平成 24 年 4 月 1 日

最終改正：令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立図書館条例第 3 条、神戸市立図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第 21 条第 2 項及び神戸市長の権限に属する事務の専決規程に基づき、神戸市立図書館（以下「当館」という。）が、他の図書館との資料の相互貸借を円滑に行うための必要な事項を定める。

(資料の利用申込み)

第 2 条 相互貸借による資料の利用申込みは、様式第 1 号による資料借受申込書、または国立国会図書館総合目録ネットワークシステムの相互貸借連絡票により行う。

(資料の借受)

第 3 条 資料を借受けるときは、その範囲、冊数、期間、複写等は、資料の貸出しをする他の図書館（以下「貸出館」という。）の規定による。

(資料の利用)

第 4 条 借受資料を利用できるものは、18 歳以上の神戸市民のうち、神戸市立図書館の図書館カードを所持するものとする。

第 5 条 借受けた資料の利用については、貸出館の特に指示のあるときを除き当館の利用規定による。

(資料の貸出)

第 6 条 貸出しできる資料は、他の図書館 1 館につき 30 冊以内とする。

2 貸出期間は、30 日以内（資料の発送、返送に要する日も含む。）とし、期間の延長及び更新は認めない。

3 前項の規定にかかわらず、貸出期間中であっても、業務上必要があるときは、資料の返還を求めることができる。

(貸出資料の制限)

第 7 条 規則第 8 条各号に定められた資料のほか、資料の貸出を受けようとする他の図書館（以下「借受館」という。）が、容易に入手できる資料（刊行後 1 年以内の資料等）については、貸出の対象としない。

(経費の負担)

第 8 条 本要綱による資料の相互貸借について、資料の送料その他の費用は、利用者（第 5 条の貸出しをしたときは、他の図書館）の負担とする。

(損害賠償)

第 9 条 借受館は、借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、当館と協議のうえ現品、又は別途指示する資料等で賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第 10 条 その他相互貸借における疑義紛争が生じたときは、借受館及び当館双方で誠実に協議し解決する。

⑦神戸市立図書館「子供等の読書推進ボランティア」受入要綱

平成 24 年 4 月 1 日

最終改正：令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 神戸市立図書館（以下「図書館」という。）は、子供及び高齢者を含む成人等地域の読書活動を推進するとともに、市民の生涯学習に資するため、読書推進ボランティア（以下「ボランティア」という。）の受入について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、ボランティアとは、自らの意思に基づき、自らの生涯学習活動の一環として、その知識・技能を無償で提供する者をいう。

(活動内容)

第 3 条 ボランティアは、図書館員と緊密な連携のもとで、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 各図書館における「おはなし会」等で、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、紙芝居、人形劇、ブックトークなどを行う。
- (2) 学校園、保育所等からの依頼に対して、図書館員と協力して、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークなどを行う。
- (3) ブックスタート関連事業において、図書館員と協力して、絵本の読み聞かせ、わらべうたや手遊び、保護者への絵本の紹介などを行う。
- (4) その他、中央図書館長が認めること。

(図書館の行う事務)

第 4 条 ボランティアの受入及び活動に関する日常的な事務は、活動場所となる図書館（以下「活動館」という。）が行い、統括的な事務は中央図書館が行う。

(登録等)

第 5 条 中央図書館長は、次の各号すべての要件を満たす団体（グループ）から、登録申込書を添えて登録の申請を受けた場合は、これをボランティアとして登録する。

- (1) 2人以上の団体（グループ）であり、神戸市内に活動拠点や活動場所があること。
- (2) 団体（グループ）として一定のスキルを保持し、常に向上に努めていること。
- (3) 団体（グループ）構成員のうち少なくとも1人以上が、以下のいずれかの基準を満たしていること。

ア. 子供に対する活動を行う場合は、神戸市立図書館主催の「読み聞かせびと養成講座」応用コース（旧・ステップアップコース）修了生であること

イ. 図書館（他自治体も含む。）等での読み聞かせの経験が2年以上ある者

ウ. 図書館が、ア、イ、と同等のスキルや経験ありと認める者

- 2 活動を希望する者は、登録申込書（第 1 号様式）、活動者名簿（第 2 号様式）を中央図書館長に提出しなければならない。
- 3 図書館は、登録に際して、読書活動推進の目的や各活動内容について十分な説明を行うとともに、必要に応じて各活動の見学会等を実施しなければならない。
- 4 活動の期間は当該年度内とする。ただし、ボランティアが更新を希望する場合は、活動館が活動実績等を考慮のうえ、登録を更新することができる。
- 5 ボランティアは、年度途中や更新時において登録内容に変更が生じた場合は、登録内容変更

届（第3号様式）、活動者変更届（第4号様式）を提出しなければならない。

（研修等）

第6条 図書館は、ボランティアに対し、活動開始後も研修の機会を設けなければならない。

（遵守事項）

第7条 ボランティアは、活動を行うにあたっては次の各号を遵守しなければならない。

- 2 ボランティアは、図書館の館内規則等を遵守し、職員と協力して活動しなければならない。
- 3 ボランティアは、活動開始後も、図書館が求める研修に参加しなければならない。
- 4 ボランティアは、活動において知り得た個人情報等及び業務上の秘密を他に漏らしてはならない。その活動を退いた後も同様とする。
- 5 ボランティアは、活動中に、政治・宗教活動及び営利に関する活動を行ってはならない。
- 6 ボランティアは、活動中は、図書館が貸与する名札を着用するものとする。

（辞退及び登録の取消）

第8条 ボランティアは、団体（グループ）の都合により活動を辞退しようとするときは、図書館にその旨を申し出るものとする。

- 2 中央図書館長は、ボランティアが図書館の業務に支障のある行為を行ったとき、その他ボランティアとして不相当であると認められたときは、登録を取り消すことができる。

（ボランティア保険の加入）

第9条 図書館は、登録し活動するボランティアを対象に、ボランティア保険に加入し、その保険料は図書館が負担する。

（細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの受入及び活動に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

⑧神戸市立図書館電子図書館サービス要綱

令和3年1月5日

最終改正：令和4年8月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市立図書館資料取扱要綱に基づき収集した電子資料を提供するサービス（以下「電子図書館」という。）に関して必要な事項を定める。

（電子図書館の提供方法）

第2条 電子図書館は、神戸市が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）が構築する電子資料配信サービスをスマートフォン、タブレット、パソコン等のコンピュータにより電子資料を提供する。

- 2 神戸市立図書館は電子図書館の利用者にID及びパスワードを交付するとともに、契約事業者へ提供する。

（電子資料の範囲）

第3条 電子図書館が提供する電子資料の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1項に定める電子資料のうち、神戸市が選定した電子資料を貸出する。
- (2) 神戸市が著作権を有する資料及び著作権保護期間を満了した郷土資料の中から、神戸市が必要

なものとして選択した電子資料を提供する。

(利用者)

第4条 電子図書館の利用者は、神戸市立図書館が発行する図書館カード（以下「図書館カード」という。）の交付を受けた個人とする。

2 図書館カードが失効している者又は未交付の物は、神戸市立図書館条例施行規則第4条及び第5条に基づき、図書館カードの交付を受けなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第5条 電子図書館利用のためのID及びパスワードの取り扱いについては、各号のとおりとする。

(1) ID及びパスワードは、図書館カード1枚につき1つとする。

(2) 利用者は、ID及びパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。

(3) 利用者は、ID及びパスワードを紛失又は不明とした場合は速やかに神戸市立図書館に連絡しなければならない。

(4) 利用者の故意又は過失によりID及びパスワードが利用者以外に使用され、損害が生じた場合、利用者がその責めを負う。

(電子資料の貸出及び閲覧)

第6条 電子資料の貸出、貸出期間の延長及び閲覧に係る点数及び期間は、以下のとおりとする。

内 容	点 数	期 間
第3条第1号で定める貸出	3点以内（著作権法上の許諾を要しない電子資料を除く）	2週間以内
貸出期間の延長	延長は1回に限り、予約がない場合に限る	2週間以内
第3条第2号で定める閲覧	無制限	無制限

(電子資料の予約)

第7条 電子資料の予約は3点以内とし、取置期間は貸出が可能になった日の翌日から7日間とする。

2 電子資料の予約（電子図書館において利用できる資料の事前貸出申込をいう）は、神戸市立図書館が必要と認める範囲内において、第2条第2項及び第5条で定めるID及びパスワードの交付を受けた者が申し込むことができる。

(著作権法に関する禁止行為等)

第8条 何人も電子図書館で提供される電子資料を複製してはならない。

2 著作権法上の許諾が必要な電子資料を学校園で使用する場合は、使用する日の1週間以上前に、使用するコンテンツ、目的及び方法を神戸市立中央図書館が指定する方法により届けなければならない。

(賠償責任)

第9条 電子図書館に掲載された電子資料の貸出及び閲覧などの行為により生じた損害については、当該行為を行った者が賠償する責任を負うものとし、神戸市立図書館は一切その責任を負わない。

⑨神戸市立図書館における防犯カメラ装置の設置及び取扱要綱

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、「市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン（令和2年6月1日制定）」に則り、神戸市立図書館（以下「市立図書館」という。）における業務の公正かつ適正な執行を確保し、神戸市立図書館条例第4条及び第5条に規定する市立図書館内での遵守事項違反を防止し、その犯罪の予防、犯罪発生時の検証を目的として設置する防犯カメラ装置及びこれにより記録された記録データの取り扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ装置防犯カメラ及び画像表示装置並びに記録装置をいい、画像を撮影し、表示及び記録する装置をいう。
- (2) 記録データ防犯カメラ装置により録画し、記録媒体に記録した画像データをいう。
- (3) 管理責任者防犯カメラ装置の取扱い及び記録データを管理する者をいう。

(設置場所及び撮影範囲等)

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

- 2 防犯カメラは、市立図書館の開館時間中（準備時間含む）及び休館日のうち施設の管理上必要とする時間中作動させるものとする。
- 3 防犯カメラの撮影範囲は、防犯カメラ装置の設置目的を達成するために必要最小限の範囲とする。
- 4 防犯カメラ装置の画像表示装置及び記録装置は、事務室内に設置する。
- 5 防犯カメラは施設内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示板により明示するものとする。

(管理及び管理責任者等)

第4条 防犯カメラ装置及び記録データの管理にあたっては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号）に基づき適正な管理を行う。

- 2 防犯カメラ装置を適正に管理するため、管理責任者をおき、中央図書館総務課長をもって充てる。なお、地域図書館については、各地域図書館の館長を管理責任者とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）が行うものとし、管理責任者は、操作担当者以外の者に、防犯カメラ装置を操作させてはならない。
- 5 管理責任者は、操作担当者に対して、この要綱を遵守させなければならない。

(操作担当者の責務)

第5条 操作担当者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラ装置を操作しなければならない。

- 2 操作担当者は、管理責任者の指示なく記録データを見てはならない。

(保守に従事する者の責務)

第6条 前条の規定は、防犯カメラ装置の点検及び故障時に対応する保守従事者について準用する。

(情報の守秘)

第7条 市立図書館の職員、市立図書館の職員であった者及び防犯カメラ装置の監視・保守にあたる従事者は、防犯カメラ装置の画像及び記録データから知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(記録データの取扱い)

第8条 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工してはならない。

- 2 記録データの保存期間は、1ヶ月以内とする。ただし、捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合において、管理責任者が必要と認めるときは、1ヶ月を超えて記録データを保管することができる。この場合、当該記録データを電子記録媒体に複写してこれを保存するものとし、施錠可能なロッカー等で厳重に管理し、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複写及び持ち出しはできないものとする。
- 3 保存期間を経過したデータは、速やかに消去するものとし、当該記録装置に上書きする方法によりこれを行うものとする。
- 4 記録装置を交換及び処分する場合は、保存されている画像を完全に消去した後、行うものとする。

(記録データの利用及び提供の制限)

第9条 記録データは、第1条に定める目的の範囲を超えて利用及び外部への提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法第131号)第197条第2項その他法令に基づく照会があり、市立図書館が提出することに合理的な理由があると管理責任者が認める場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと管理責任者が認める場合
- (3) その他、神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により記録データを利用し、又は提供した場合は、その理由、期日、提供した相手方の名称、記録データの内容、その他必要事項を記録するものとする。
- 3 記録データは、防犯カメラ装置の記録装置から出力し、他の記録媒体に複写してはならない。ただし、本条第1項ただし書の規定により、利用及び外部へ提供する場合は、この限りではない。

(条例との適用関係)

第10条 記録データに関してこの要綱に定めがないものについては、神戸市個人情報保護条例の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係) 略

6. 館別統計諸表まとめ (令和3年度)

令和4年4月1日現在

区 分		単位	中央図書館	自動車図書館	東灘図書館	灘図書館	三宮図書館
市 域 面 積		km ²	557.03	-	34.03	32.66	28.97
奉仕対象人口(推計人口)		人	1,508,996	-	211,468	136,016	146,963
開設年月(移転年月)		-	明治44年11月 (昭和56年4月)	昭和47年10月	昭和49年2月 (平成25年9月)	昭和42年10月 (平成元年4月)	昭和35年12月 (昭和55年4月)
面積(専有)		m ²	9,016	-	1,485	1,120	606
蔵 書 数		冊	1,029,759	57,903	132,835	96,995	77,019
	うち児童図書数	冊	116,860	22,421	46,472	31,799	20,083
開架図書数		冊	475,929	57,903	132,835	96,995	77,019
受入図書数		冊	15,202	1,888	4,640	5,163	4,266
	うち購入図書数	冊	13,165	1,789	3,448	3,527	3,364
除籍図書数		冊	15,560	2,043	5,599	3,532	7,405
雑誌受入種類		種	545	14	104	82	65
新聞受入種類		種	18	-	10	7	11
個人	登録者数	人	62,069	3,958	60,979	43,897	44,153
	うち児童数	人	4,055	581	6,897	5,418	1,830
	貸出冊数	冊	703,420	81,455	969,672	703,300	475,472
	うち児童図書数	冊	205,321	21,641	394,326	254,885	119,072
	貸出者数	人	202,988	17,987	297,301	227,883	185,048
	うち児童数	人	23,121	2,520	45,220	30,537	12,735
団体	団体数	団体	72	-	43	31	19
	貸出件数	件	505	-	525	607	234
	貸出冊数	冊	7,651	-	4,633	6,837	1,557
開館日数		日	292	179	303	301	303
4年度予算	一般会計予算	千円	-	-	-	-	-
	うち市民費	千円	-	-	-	-	-
	うち図書館費	千円	634,339	11,350	66,710	59,473	66,099
館別割当額	資料費	千円	43,130	2,420	6,000	5,800	5,100
	(1)図書費	千円	30,500	2,300	4,800	4,500	3,900
	(2)その他の資料費	千円	12,630	120	1,200	1,300	1,200
	①雑誌	千円	7,530	120	1,200	1,200	1,200
	②新聞マイクロフィルム	千円	1,000	-	-	-	-
	③視聴覚資料等	千円	4,100	-	-	100	-

区 分		単位	兵庫図書館	北 図 書 館	北神図書館	新長田図書館	須磨図書館
市 域 面 積		km ²	14.67	95.24	145.05	11.36	12.10
奉仕対象人口(推計人口)		人	108,789	125,204	83,164	93,526	71,706
開設年月(移転年月)		—	平成8年5月	昭和49年12月	平成7年12月 (平成31年4月)	昭和33年6月 (平成7年12月)	昭和56年9月
面 積 (専 有)		m ²	1,122	835	1,321	995	647
蔵 書 数		冊	104,051	86,165	122,557	93,851	85,598
	うち児童図書数	冊	35,572	30,485	44,699	30,208	27,679
開 架 図 書 数		冊	104,051	86,165	122,557	93,851	85,598
受 入 図 書 数		冊	4,267	3,484	3,755	3,862	3,967
	うち購入図書数	冊	3,043	2,775	2,993	2,868	3,006
除 籍 図 書 数		冊	6,008	5,225	4,647	5,021	4,719
雑 誌 受 入 種 類		種	78	69	66	73	75
新 聞 受 入 種 類		種	8	9	8	10	9
個 人	登 録 者 数	人	19,375	16,413	27,189	16,316	17,181
	うち児童数	人	1,416	1,803	3,238	2,018	2,595
	貸 出 冊 数	冊	283,992	259,134	491,117	227,597	321,801
	うち児童図書数	冊	71,101	71,838	173,438	59,374	123,052
	貸 出 者 数	人	98,932	78,669	139,902	72,304	92,594
	うち児童数	人	7,242	7,121	16,485	6,320	14,686
団 体	団 体 数	団体	23	27	38	32	22
	貸 出 件 数	件	578	717	426	811	677
	貸 出 冊 数	冊	10,947	7,514	3,764	14,538	5,685
開 館 日 数		日	303	303	303	303	303
4 年 度 予 算	一 般 会 計 予 算	千円	—	—	—	—	—
	うち市民費	千円	—	—	—	—	—
	うち図書館費	千円	50,580	42,778	78,039	44,086	43,789
館 別 割 当 額	資 料 費	千円	4,890	4,820	4,970	4,810	4,860
	(1)図書費	千円	3,690	3,620	3,770	3,610	3,660
	(2)その他の資料費	千円	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	①雑誌	千円	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	②新聞マイクロフィルム	千円	—	—	—	—	—
	③視聴覚資料等	千円	—	—	—	—	—

区 分		単位	名谷図書館	垂水図書館	西 図 書 館	サービ スポ イント	全館合計
市 域 面 積		km ²	16.83	28.11	138.01	-	577.03
奉仕対象人口(推計人口)		人	85,300	211,657	235,203	-	1,508,996
開設年月(移転年月)		-	令和3年3月	平成3年11月	昭和45年10月 (平成元年4月)	-	-
面 積 (専 有)		m ²	1,298	686	703	-	19,834
蔵 書 数		冊	49,961	82,348	107,520	-	2,126,562
	うち児童図書数	冊	16,559	27,839	31,902	-	482,578
開 架 図 書 数		冊	49,961	82,348	107,520	-	1,572,732
受 入 図 書 数		冊	6,614	4,075	5,264	-	66,447
	うち購入図書数	冊	4,139	3,193	3,118	-	50,428
除 籍 図 書 数		冊	115	5,897	4,860	-	70,631
雑 誌 受 入 種 類		種	76	77	85	-	1,409
新 聞 受 入 種 類		種	10	9	8	-	117
個 人	登 録 者 数	人	17,299	43,326	40,750	803	413,708
	うち児童数	人	2,188	4,918	4,476	131	41,564
	貸 出 冊 数	冊	558,853	614,058	729,019	168,872	6,587,762
	うち児童図書数	冊	211,617	191,769	209,450	56,359	2,163,243
	貸 出 者 数	人	190,206	202,497	235,784	88,606	2,130,701
	うち児童数	人	24,096	21,482	22,384	9,364	243,313
団 体	団 体 数	団体	4	43	42	-	396
	貸 出 件 数	件	369	690	505	-	6,644
	貸 出 冊 数	冊	2,743	4,630	5,375	-	75,874
開 館 日 数		日	309	303	303	-	3,808
4 年 度 予 算	一 般 会 計 予 算	千円	-	-	-	-	870,361,222
	うち市民費	千円	-	-	-	-	16,158,315
	うち図書館費	千円	100,074	55,763	82,990	-	1,336,070
館 別 割 当 額	資 料 費	千円	6,000	5,700	6,000	-	104,500
	(1)図書費	千円	4,800	4,500	4,800	-	78,450
	(2)その他の資料費	千円	1,200	1,200	1,200	-	26,050
	①雑誌	千円	1,200	1,200	1,200	-	20,850
	②新聞マイクロフィルム	千円	-	-	-	-	1,000
	③視聴覚資料等	千円	-	-	-	-	4,200

資料費等その他すべては、中央図書館に計上している。 ※館別割当額は一部臨時予算を含む

令和4年度版
神戸市立図書館事業概要

令和4年8月1日発行

ISSN 1344-5278

編集・発行 神戸市立中央図書館

〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目2-1

TEL (078) 371-3351

BE KOBE

神戸は、人の中にある。

